

青ヶ島火山避難計画

令和2年10月

青ヶ島火山防災協議会

目 次

1 計画の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の構成	1
4 用語例	2

【本編】

第1部 青ヶ島の概要	本- 1
第1章 基本情報	本- 1
1 自然条件・社会条件	本- 1
2 青ヶ島火山の概要	本- 2
3 青ヶ島火山の噴火履歴	本- 3
4 参考文献	本-12
第2章 想定される火山活動等	本-13
1 想定される火山活動	本-13
2 想定される噴火ケースと火山現象	本-14
3 噴火事象系統樹	本-15
4 火山ハザードマップ	本-16
5 噴火警戒レベル	本-18
6 参考文献	本-21
第2部 平常時からの備え	本-22
第1章 火山観測・監視	本-22
1 国等の火山観測・監視体制	本-22
2 住民等が異常を発見した際の通報	本-22
3 火山活動の状況等の共有	本-23
第2章 防災関連施設等	本-24
1 避難施設	本-24
2 防災行政無線施設・IP 告知端末	本-24
3 港・ヘリポート	本-24
4 備蓄	本-24
第3章 防災関係機関等との連携	本-26
1 コアグループ	本-26
2 青ヶ島火山防災協議会	本-26
第4章 火山防災知識等の普及啓発	本-27
1 住民への普及啓発	本-27
2 来島者への普及啓発	本-27
3 児童・生徒への普及啓発	本-27
第5章 避難促進施設における対応	本-27
第6章 避難訓練	本-27

第3部 避難計画	本-28
第1章 基本方針等	本-28
1 基本方針	本-28
2 噴火警戒レベルと避難対応の目安	本-29
第2章 火山活動が活発化した場合の対応	本-31
1 防災関係機関の活動態勢	本-31
2 共同検討体制	本-31
3 自衛隊への災害派遣要請	本-32
4 噴火警報・予報の伝達	本-34
5 情報連絡体制	本-34
第3章 立入規制	本-35
1 立入規制の実施	本-35
2 住民等への周知	本-38
3 立入者の把握	本-38
第4章 警戒区域	本-39
1 警戒区域の設定・解除	本-39
2 住民等への周知	本-39
第5章 避難情報	本-40
1 避難情報の発令	本-40
2 避難情報の伝達	本-42
第6章 避難対応	本-44
1 防災関係機関の準備	本-44
2 一般住民の島外避難	本-44
3 児童・生徒等の避難	本-46
4 避難行動要支援者の避難	本-47
5 来島者の避難	本-47
6 住民の自主避難	本-47
7 避難に際し住民のとるべき対応	本-48
第7章 避難に伴う対応措置	本-49
1 医療救護	本-49
2 行方不明者等の捜索・救助	本-49
3 ペットの同行避難	本-49
4 産業動物対策	本-49
5 残留機関の現地活動対策	本-49
第8章 避難生活	本-50
1 島外での避難生活	本-50

【マニュアル編】

第1部 全体・共通事項	マ- 1
第1章 マニュアル編の構成	マ- 1
第2章 噴火警戒レベルと避難対応の目安	マ- 2
第3章 防災関係機関の体制	マ- 3
1 防災関係機関の活動態勢	マ- 3
2 情報連絡体制	マ- 3
3 共同検討体制	マ- 4
第4章 防災関係機関の対応	マ- 5
1 噴火警報・予報の伝達	マ- 5
2 立入規制の実施	マ- 5
3 避難情報の発令	マ- 5
4 自衛隊への災害派遣要請	マ- 7
第2部 噴火警戒レベル別マニュアル	マ- 9
第1章 噴火警戒レベル1（山頂噴火）	マ- 9
1 噴火警戒レベルと避難対応の目安	マ- 9
2 各機関の活動態勢	マ- 9
3 各機関の対応	マ-10
(1) 立入規制	マ-11
第2章 噴火警戒レベル2（山頂噴火）	マ-12
1 噴火警戒レベルと避難対応の目安	マ-12
2 各機関の活動態勢	マ-12
3 各機関の対応	マ-13
(1) 立入規制	マ-14
第3章 噴火警戒レベル3（山頂噴火）	マ-16
1 噴火警戒レベルと避難対応の目安	マ-16
2 各機関の活動態勢	マ-16
3 各機関の対応	マ-17
(1) 立入規制	マ-19
(2) 避難対応	マ-21
ア 避難行動要支援者（避難準備）	マ-21
イ 来島者（島外避難）	マ-22
第4章 噴火警戒レベル4（山頂噴火・山腹噴火）	マ-23
1 噴火警戒レベルと避難対応の目安	マ-23
2 各機関の活動態勢	マ-23
3 各機関の対応	マ-24
(1) 立入規制	マ-26
(2) 避難対応	マ-28
ア 一般住民（避難準備）	マ-28
イ 避難行動要支援者（島外避難）	マ-29
ウ 来島者（島外避難）	マ-31

第5章 噴火警戒レベル5（山頂噴火・山腹噴火）	マ-32
1 噴火警戒レベルと避難対応の目安	マ-32
2 各機関の活動態勢	マ-32
3 各機関の対応	マ-33
(1) 立入規制	マ-35
(2) 避難対応	マ-37
ア 一般住民（島外避難）	マ-37
イ 避難行動要支援者（島外避難）	マ-39
ウ 来島者（島外避難）	マ-41
第6章 島外関係機関の対応（島外避難）	マ-42
1 避難行動要支援者（噴火警戒レベル4・5）	マ-42
2 一般住民（噴火警戒レベル5）	マ-44
『詳細資料』	マ-46
・島外避難計画（避難港・ヘリポートまで）	マ-46

【附属資料】

資料第1 火山観測体制	附- 1
資料第2 島内の防災関連施設等	附- 2
1 一時集合場所	附- 2
2 避難所	附- 2
3 港・ヘリポート	附- 3
資料第3 東京港係留施設	附- 6
資料第4 移送手段	附- 7
1 緊急車両	附- 7
2 船舶	附- 7
3 航空機	附-10
資料第5 関係機関連絡先	附-14
1 官公署	附-14
2 医療機関	附-14
3 学校等	附-14
4 社会福祉施設	附-15
5 その他	附-15
資料第6 立入規制箇所	附-16
1 立入規制箇所	附-16
2 立入規制時の物資輸送について	附-17
資料第7 広報文例・表示板等例	附-18
1 広報文例	附-18
2 表示板・規制看板例	附-22
資料第8 火山防災に関する情報	附-24
1 気象庁が発表する情報	附-24
2 国土交通省が発表する情報	附-29
3 市町村等が発表する情報	附-29
資料第9 火山用語	附-30

本計画中の地図は、国土地理院発行の地形図を使用しています。

1 計画の目的

青ヶ島では、居住地域が活火山の山腹に位置しており、噴火に伴う噴石や溶岩流等の火山現象による影響が噴火開始から、ごく短時間で居住地域に及ぶが、噴火の兆候から本格的な噴火に至るまでのリードタイムを見積ることは難しい。

また、状況によっては船舶・ヘリコプター等を利用した島外避難が必要となることも想定されるため、噴火の兆候の認知後、速やかに避難準備に取り掛かり、混乱なく迅速な避難を実施するためには、避難計画をあらかじめ具体的に定めておく必要がある。

本計画は、以上のことと踏まえ、青ヶ島の火山活動が活発化した場合において、関係機関が協力して住民及び来島者の安全を確保し、円滑に避難できるようにすることを目的とする。

2 計画の位置付け

本計画は、青ヶ島の地域の状況や特性に合った具体的で実践的な避難計画を目指し、青ヶ島火山防災協議会の構成機関が協議の上、策定したものである。

なお、本計画は、避難に関する基本的な事項について防災関係機関の役割等を示したものであり、噴火時等には、火山活動の状況等に応じて臨機かつ柔軟な対応が必要である。

また、本計画について新たな知見や課題が明らかになった場合には、適宜、修正を図ることとする。

3 計画の構成

本計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

表 青ヶ島火山避難計画の構成

構成	主な内容
本編	<ul style="list-style-type: none">○ 青ヶ島の基本情報、想定される火山活動等○ 防災関係機関による平常時からの備え○ 火山活動が活発化した場合の避難対応に関する基本方針や防災関係機関の役割等
マニュアル編	<ul style="list-style-type: none">○ 噴火警戒レベル1における火山現象の発生、又は噴火警戒レベル2以上の発表から避難対応までの防災関係機関の役割等について、本編の内容を次の観点により整理、補足したもの<ul style="list-style-type: none">・噴火警戒レベル及び噴火ケースごとに示す。・突発的に噴火が発生する場合や噴火警戒レベルが段階を追って引き上げられない場合でも対応できるように示す。・時系列で示す。・図表等を用いて分かりやすく示す。・防災関係機関の連携及び認識の共有に必要な情報を示す。・避難対応における留意事項等の活動に必要な情報を示す。

4 用語例

本計画で使用する用語等は、次のとおりとする。

表 地域等の標記

標記	説明
区市町村	東京都に属する全区市町村をいう。
島しょ	東京都の地域のうち、島しょ町村の所在する地域をいう。
島内	青ヶ島内の地域をいう。
島外	青ヶ島以外の地域をいう。

表 機関名等の標記

標記	機関等
村	青ヶ島村
都	東京都
支庁	東京都総務局八丈支庁（東京都教育庁八丈出張所を含む。）
警察署	八丈島警察署
駐在所	八丈島警察署青ヶ島駐在所
消防団	青ヶ島村消防団
火山監視・警報センター	気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センター
東京管区気象台	気象庁東京管区気象台
海上保安本部	海上保安庁第三管区海上保安本部
東海汽船	東海汽船株式会社
伊豆諸島開発	伊豆諸島開発株式会社
東京バス協会	一般社団法人東京バス協会
N T T 東日本	東日本電信電話株式会社
N T T 西日本	西日本電信電話株式会社
N T T 八丈島サービスセンタ	東日本電信電話株式会社 南関東東京事業部東京西支店設備部八丈島サービスセンタ
東京電力八丈島事務所	東京電力パワーグリッド株式会社 東京総支社島嶼業務センター八丈島事務所

【本編】

第1部 青ヶ島の概要

第1章 基本情報

1 自然条件・社会条件

(1) 自然条件

青ヶ島は、東京の南方海上約360kmに位置する南北約3.5km、東西2.5km、面積5.96km²の卵形の島であり、伊豆諸島からマリアナ諸島へ連なる火山島のうちの一つである。島の南半分は、中央火口丘（丸山）をもつカルデラ（池の沢火口）で占められ、標高約150～420mの外輪山でとり囲まれている。島の北半分は、北北西に向かって傾斜した緩斜面で覆われている。島の周囲は海食崖であり、湾入部はない。

気候は、黒潮の影響を受け、温暖多湿な海洋性気候である。年平均気温は約18°Cであり、冬でも最低気温が氷点下になることは珍しい。年間降水量は約2800mmであり、東京の約1.8倍と多雨である。風向は12月から2月が北西及び北北西、それ以外は東又は西寄りの風が卓越し、年平均風速は4.6m/sである。台風の伊豆・小笠原諸島への接近数は年間約5個であり、台風のほか、寒候期の季節風、低気圧等の影響より大雨、強風、高波となることが多い。

(2) 社会条件

村の人口は170人、世帯数は113世帯で、島の北半分の緩斜面に集落が形成されている（令和元年8月現在）。

島内を一周する道路は青ヶ島本道（都道236号線）があるが、崖崩れのため一部が通行止めになってしまっており、青ヶ島港～青宝トンネル～池の沢（カルデラ内）～平成流し坂トンネル～集落が主要経路となっている。

本土との交通は、八丈島を経由する必要がある。八丈島との交通は海路と空路があり、海路は連絡船で、空路はヘリコプターで結ばれているが、連絡船の就航率は天候不良等により50～60%と低い。八丈島から本土への交通は海路と空路があり、海路は東京の竹芝桟橋と大型客船で、空路は羽田空港と飛行機で結ばれている。

来島者は年間約490人であり、宿泊施設（民宿）は5か所（総収容者数83人）である（平成27年3月末現在）。

2 青ヶ島火山の概要

青ヶ島火山は、大きな海底火山の山頂部であり、玄武岩を主とし、少量の安山岩を含む成層火山で、主成層火山と北端部に残存するやや古い黒崎火山から成る。主成層火山の頂部には直径 1.5~1.7km のカルデラ（池の沢火口）があり、その中に中央火口丘の丸山火碎丘がある。

主成層火山の活動の後期（3000~2000 年前頃）に、溶岩や降下スコリアの噴出を繰り返し、岩屑なだれの発生を経て、現在の池の沢火口が形成された。天明噴火（1781~1785 年）では、爆発的噴火による岩塊・スコリアが降下して池の沢火口内に丸山火碎丘を生成するとともに、池の沢火口内に溶岩が流出（いずれも安山岩）して、噴火前にあった大池・小池を埋めた。現在、池の沢火口内の丸山西側や火口壁直下のほか、島の北端部近くにも高温の噴気地帯がある。

（参考：日本活火山総覧（第4版）青ヶ島、p1027、気象庁（2013）、高田ほか（1994））

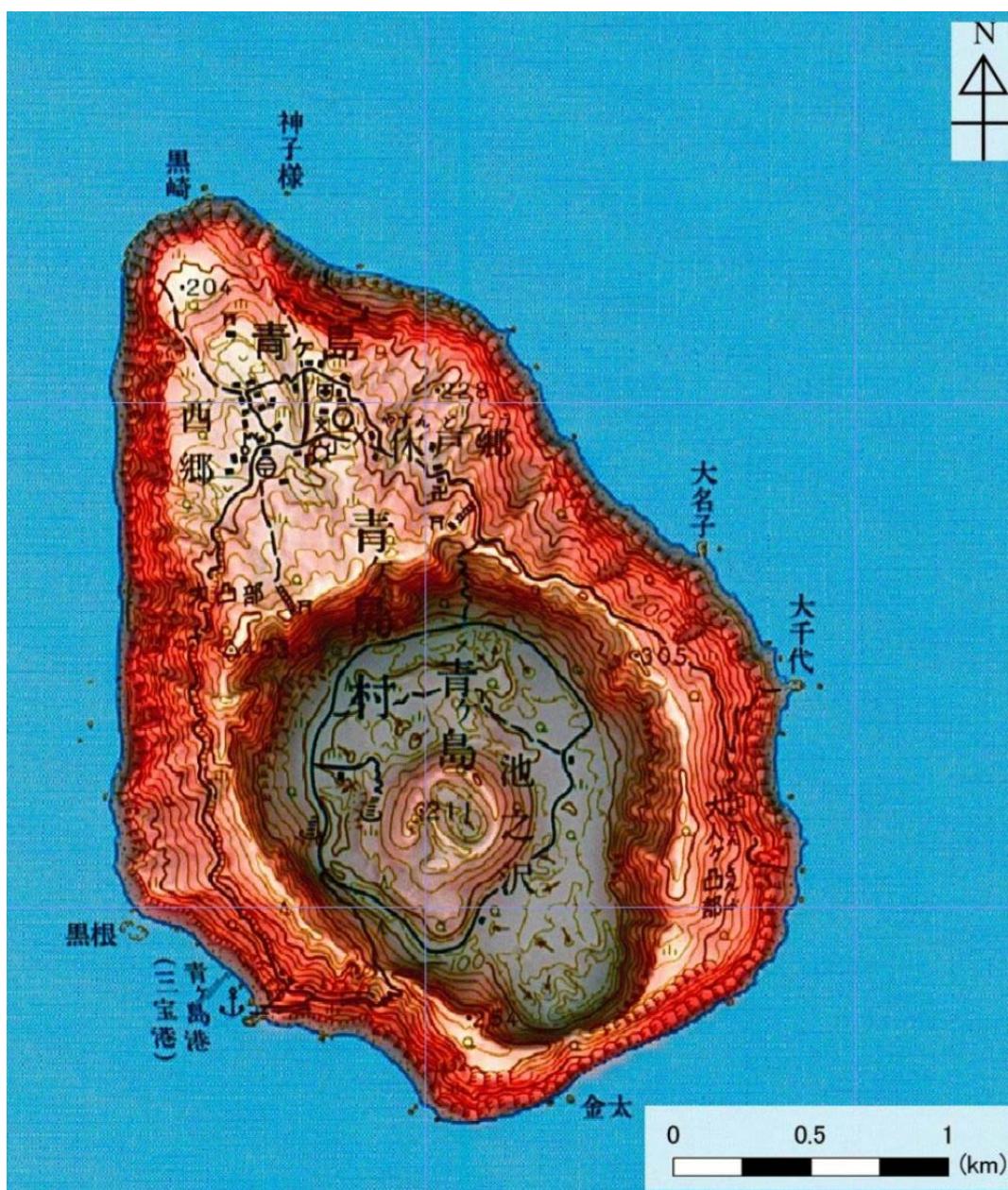


図 青ヶ島の地形図(気象庁, 2013)

3 青ヶ島火山の噴火履歴

青ヶ島火山の形成史、有史以降の火山活動、火口分布、火山地質図、災害実績を以下に示す。

(1) 形成史

青ヶ島火山の活動は、北部の黒崎火山とそれを覆う南部の主成層火山に区分される。さらに、主成層火山部の活動は、主成層火山主部と主成層火山最上部に分けられる。

ア 黒崎火山

海面上の青ヶ島の活動は、北部の黒崎付近での、比高 300m 程度、総体積 0.3km^3 の小成層火山(黒崎火山)の形成から始まる。黒崎火山は、スコリア丘の形成、複数回の溶岩流及び降下スコリアの噴出、火碎サージの噴出の順で形成された。

イ 主成層火山主部

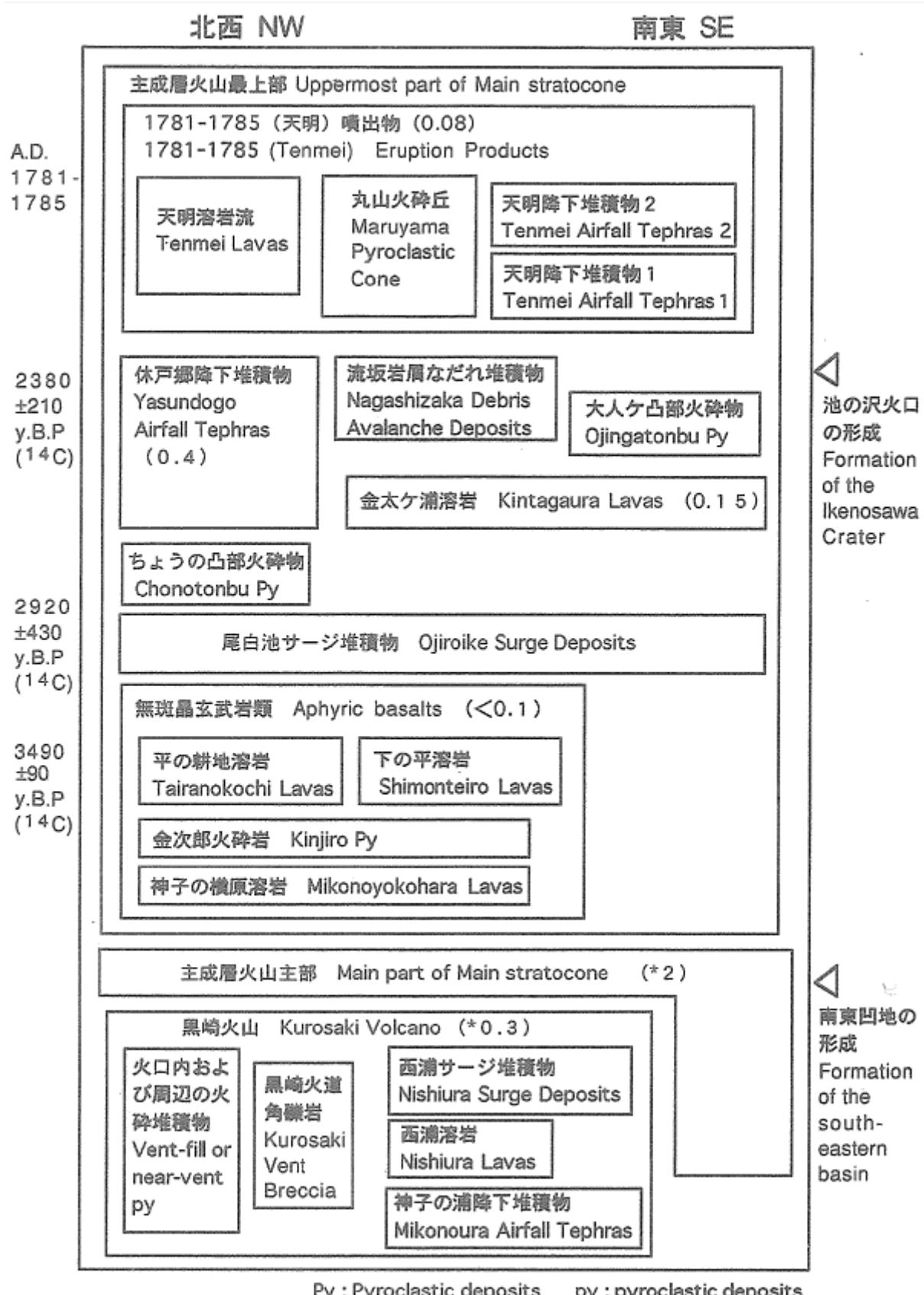
玄武岩質の降下スコリアと溶岩流の互層からなる高さ約 420m 以上、総体積 3km^3 の山体を形成した。なお、主成層火山主部発達の間に少なくとも 2～3 回程度の火碎サージが発生している。また、この活動の後期に島の南東部、金太ヶ浦付近に径約 1.5km の火口状凹地が形成された。

ウ 主成層火山最上部

約 3600 年前に、北西山腹で割れ目噴火が発生した。その後、約 3000～2400 年前の間に、島の南東部にあった火口状凹地を埋める溶岩流及び降下スコリアが噴出し、また、島の東部及び北部に多量のスコリアが降下する噴火も発生した。その後に岩屑なだれが発生し、最終的に池の沢火口が形成された。

池の沢火口内では、18 世紀の噴火で降下スコリアと溶岩流が噴出し、丸山火碎丘が形成された。

(参考：青ヶ島火山及び伊豆諸島南方海底火山地質図、高田ほか(1994)、
日本活火山総覧(第 4 版)青ヶ島、p1030-1031、気象庁(2013))



Py : Pyroclastic deposits py : pyroclastic deposits

図 青ヶ島の層序関係図(高田ほか, 1994)

(括弧内の数値は推定された噴出体積 (km^3) を示す。*は復元された山体の推定体積を示す。)

(2) 有史以降の火山活動

青ヶ島火山の有史以降の火山活動について、噴火年代、噴火規模、噴火様式、噴火場所、活動経過・発生現象を整理し、次表に示す。

表 青ヶ島火山の有史以降の噴火及び火山活動

噴火年代	噴火規模 (マグマ噴出量)	噴火様式	噴火場所	活動経過・発生現象
1652 年	—	噴火？	—	噴煙。
1670～1680 年	—	噴火	池の沢火口内 (大池)	火口で細砂噴出（約 10 年継続）。
1781 年	—	噴火	池の沢火口内の みそねが崎	噴火前日から地震、天明元年 6 月 2 日に火口原から灰、その後湯を噴出。畠地被害。
1783 年	中規模 (0. 006DREkm ³)	マグマ噴火	池の沢火口内の 複数の火口、 丸山火碎丘	天明 3 年 3 月 26 日砂噴出。4 月 10 日に地震後、火口原に火口生成。噴石が島中に降り 61 戸焼失、死者 7 名。11 日砂、泥噴出。15 日火炎、黒煙、噴石。火口原を埋め、噴石丘を形成。
1783～1785 年	中規模 (0. 0025DREkm ³)	マグマ噴火	丸山火碎丘	安永 3～5 年の間。 溶岩流。
1785 年	中規模 (0. 009 DREkm ³)	マグマ噴火	丸山火碎丘	火碎物降下、溶岩流。 安永 5 年 4 月 18 日火口原から噴火、噴煙、赤熱噴石、泥土噴出、5 月頃まで継続。居住者 327 人中 130～140 人死亡、残りは八丈島に避難し、以後 50 年余無人島となる。

(参考：日本活火山総覧（第4版）青ヶ島, p1031, 気象庁（2013）)

(3) 火口分布

青ヶ島火山の火口分布は、約 3000 年前までマグマ水蒸気噴火や山腹割れ目噴火を繰り返していた島北部の活動と、有史以降も活発な活動が続いているカルデラ（池の沢火口）をはじめとした島南部の活動により特徴付けられる。

(4) 火山地質図

火山地質図とは、過去の噴火活動で形成された地層の分布等を示した地図であり、火山噴出物分布や噴火規模等の火山活動を想定するための基礎資料となる。

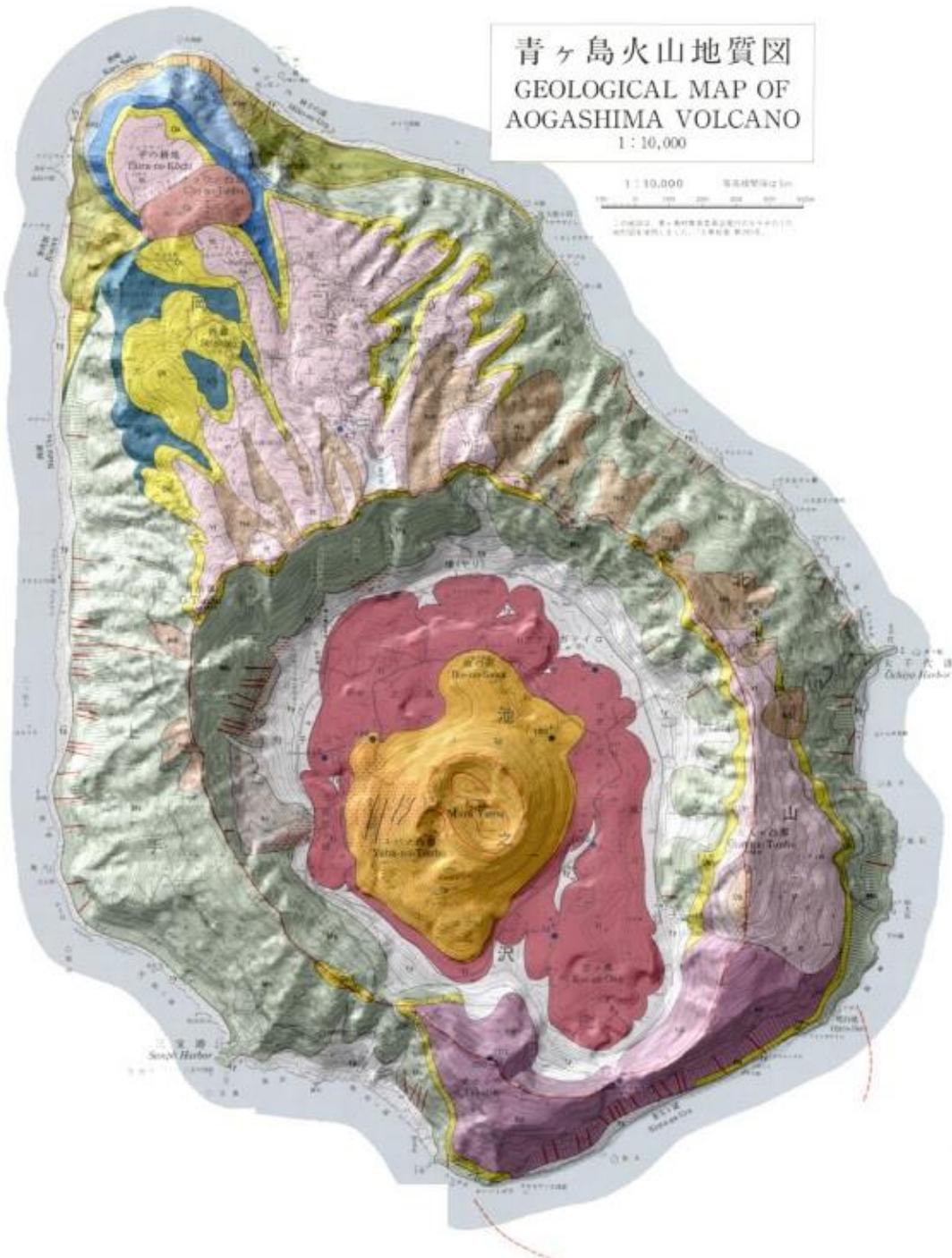


図 青ヶ島の火山地質図（高田ほか, 1994）

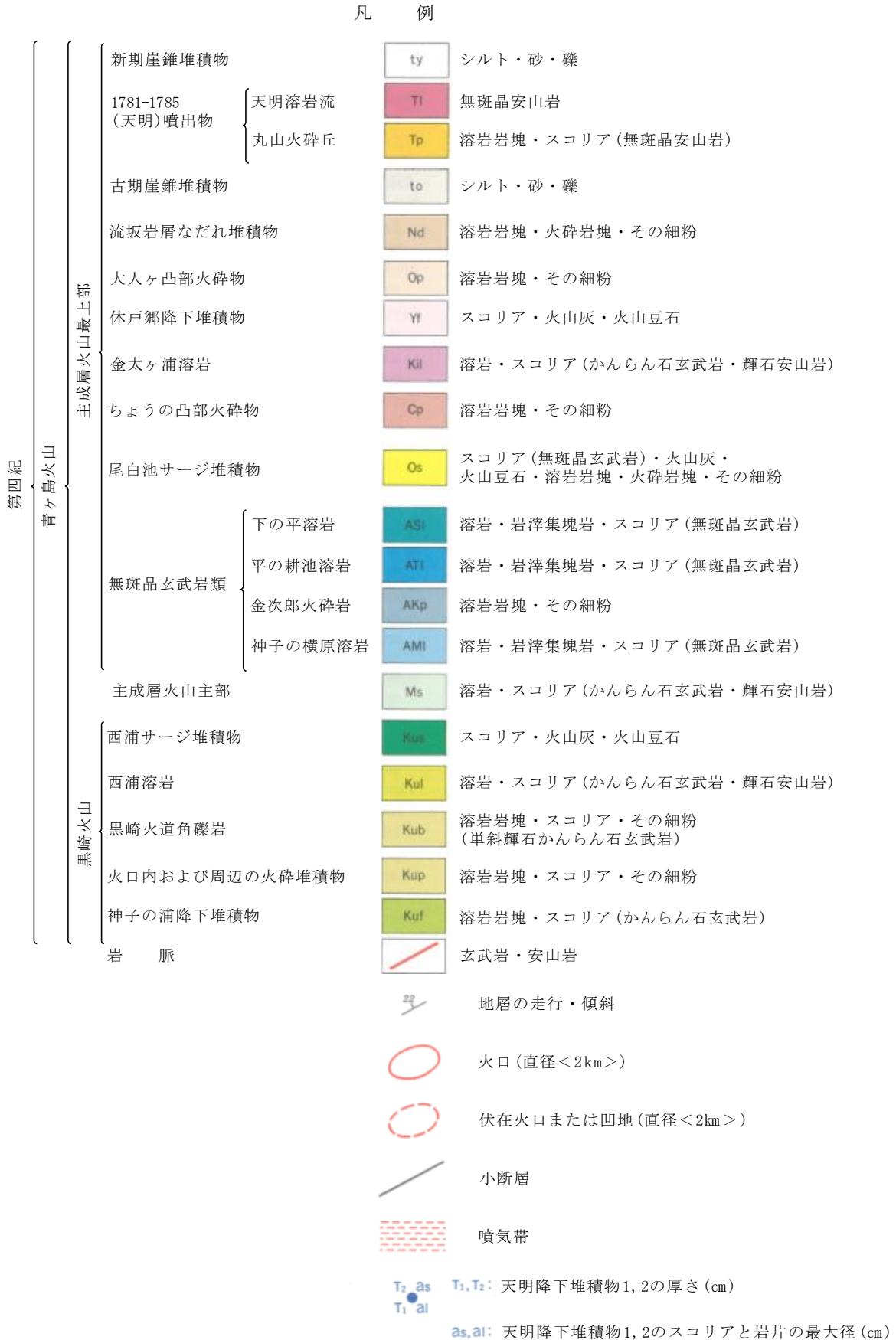


図 青ヶ島の火山地質図の凡例 (高田ほか, 1994を改変)

(5) 災害実績

青ヶ島火山の有史以降の噴火について、噴火年代及び災害要因としての火山現象を整理し、次表に示す。また、天明噴火（1781～1785年）について、噴火の推移及び災害実績図を示す。

表 青ヶ島火山の有史以降の噴火における火山現象

年代（西暦）	開始月	降下火碎物 降灰・軽石	溶岩流	火碎流
1652年		不明		
1670～80年		●		
1781年	6月	●		
1783年	4月	●		
1783～85年			●	
1785年	4月	●	●	

(参考：日本活火山総覧（第4版）伊豆大島, p1018, 気象庁（2013）、
青ヶ島噴火史料集, 津久井雅志（2012）)

表 青ヶ島天明噴火の推移

元号	旧暦	噴火年代	活動経過・発生現象
安永九年	六月十八 ～二十三日	1780年7月19日 ～24日	昼夜地震が続く。
	六月二十七日(朝)	1780年7月28日	池ノ沢、丸橋に火穴があく。多量の熱湯徐々に湧く。
	六月二十八日～	1780年7月29日～	火穴多数となり煙を吹く。
	七月十五日～	1780年8月15日～	大池の水面一丈八尺(5.4m)上昇。 小池の水面三丈(9m)上昇。大池と小池がつながる。
	八月八日	1780年9月6日	八丈より役人見分に来島(救助米持参)。
天明元年 (安永十年)	四月まで	1781年4月まで	池ノ沢の湯水は退く。
	四月十日	1781年6月1日	地震(翌十一日まで続く)
	四月十一日(昼前)	1781年6月2日	ミソネより噴火。火山灰降下、島中真暗となる。
	〃(夜)		湯水急激に出る(8m)もすぐひく。池ノ沢側と岡部側との間崩れる。池ノ沢、岩だけ残り復旧困難となる。
天明二年	四月十九日 ～五月二十三日	1782年5月30日 ～7月3日	代官手代ら見分。
	不詳日		噴火(降砂)
天明三年	二月二十四日	1783年3月26日	神子ノ浦(唯一の港)崩れる。
	三月十日	1783年4月11日	02時から地震、04時大量の岩塊・スコリア噴出、池ノ沢滞在中14名死亡。06時以降、砂や泥土にかわつて粗粒な火砕物が降り続き、12時頃止んだ。
			岡部1m～15cmの土砂にうまる、61棟焼失。
			島中の植物ほぼ全滅。飲料水不足。
	三月十四日	1783年4月25日	大爆発。人家63軒全て焼失。
			池ノ沢、降下物で大池小池埋まり、平地となる。
			火口に一町(109m)の砂山二つできる(丸山の原形)。
	四月末	1783年5月末	八丈へ報告。
	五月五日	1783年6月4日	八丈より浅沼源左衛門見分 御用穀届く。
	五月	1783年6月	雨の際に、多量の砂・泥が谷等にあふれ出てきた。
天明四年			年間災害なし(本年以後の年貢諸役免除となる)
			江戸から御救米届く。
			八丈から御用穀届く。
天明五年	三月十日(深夜)	1785年4月18日	噴火再開、黒煙が立ち登り、池ノ沢には粗粒の噴出物が降下するが、北部へは細粒スコリア・火山灰のみが降下。
			八丈から見分に来るも接岸できず。
			噴火は1ヶ月以上継続した。
	三月二十九日	1785年5月7日	名主以下9名八丈島へ注進。救助要請。
	四月十一日(朝)	1785年5月19日	救助船西浦着、45名脱出。
	四月二十七日	1785年6月4日	3艘の救助船で108名脱出。 (八丈島へ避難島民計203名)
			池ノ沢では火砕丘(丸山)ができ、それをさらに、火山礫・スコリア・火山灰が覆い、火山活動は間欠的になり弱まっていった。火砕丘の一部を破壊しながら溶岩が流出し、池ノ沢の残りの地域へ広がった。
文政七年	四月	1824年	全員帰島。本格的な起返(おこしかえし:復興再開発)。
天保六年		1835年	検地(竿入れ)

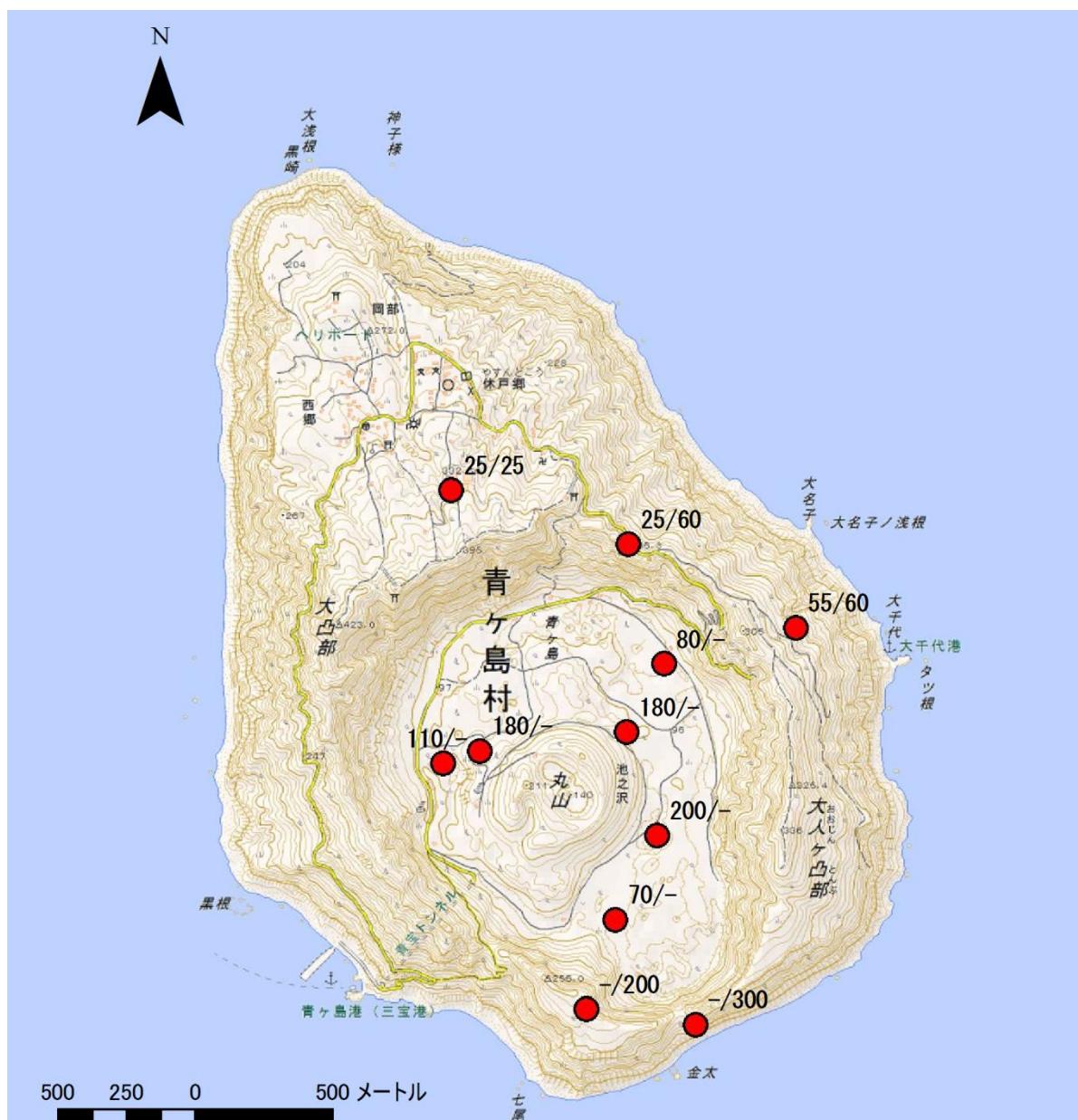
(引用: 津久井, 2012 を修正)

※ 安永 9 年には地震活動が活発になり、噴気活動の活発化、カルデラ湖の水位・水温の上昇が見られた。

天明 3 年 2 月からマグマ活動が本格化し、3 月 10 日に本格的なマグマ噴火が始まると、降下火碎物により直ちに死者や住宅の焼失等の大きな被害が出た。食料・飲料水は払底し、八丈島からの支援を受けたものの、生存者の生活は極限状態に達した。

天明 5 年にはマグマ噴火が再開し、カルデラ内に火碎丘が形成され、溶岩の流出もあった。ここに至って、生存していた島民は島内での生活を断念し、八丈島へ救援を求め、全員が八丈島へ避難した。

(参考 : 津久井, 2012)



凡例

● 降灰厚測定箇所

1785年(天明5年噴火)の降灰厚/1783年(天明3年噴火)の降灰厚 【単位: cm】

図 青ヶ島天明噴火の降灰堆積厚分布 (Takada et al., 1992を改変)

4 参考文献

文献名	備考
平成 26 年度 池之沢地区農業用水地下水試掘調査 委託調査報告書	青ヶ島村 (2015)
青ヶ島火山防災計画検討業務報告書	青ヶ島村・砂防地すべり技術センター (1992)
日本活火山総覧 (第 4 版)	気象庁(2013)
青ヶ島火山及び伊豆諸島南方海底火山地質図	高田亮・村上文敏・湯浅真人 (1994) 火山地質図No.7, 地質調査所
Geology of Aogashima Volcano, Izu Islands, Japan.	Takada, A., Oshima, O., Aramaki, S., Ono, K., Yoshida, T. and Kajima, K. (1992) Bull. Volcanol. Soc. Japan , vol. 37, 233–250
伊豆諸島における火山噴火の特質等に関する 調査・研究報告書 (青ヶ島編) (平成 2 年 5 月)	東京都防災会議 (1990)
青ヶ島噴火史料集	津久井雅志 (2012) 青ヶ島噴火史料集, 12-23

第2章 想定される火山活動等

1 想定される火山活動

(1) 火口位置

青ヶ島火山では、カルデラ内(池の沢火口)で噴火する可能性が高い。また、可能性として必ずしも高くはないが、居住地域の近傍に火口が幾つもあり、地形図からも北西方向に山腹噴火の形跡があることから、集落付近の山腹噴火も想定する。

(2) 噴火特性（火山現象、噴火様式等）

青ヶ島火山の噴火特性は、以下のとおりである。

- カルデラ内(池の沢火口)で噴火する場合、マグマ水蒸気噴火の可能性が高い。
- カルデラ内(池の沢火口)で噴火する場合、ストロンボリ式噴火により火碎丘を作り溶岩を流出する噴火や、準プリニ一式噴火が発生することも考えられる。
- カルデラは陥没によってできた可能性があり、同じようなことが起きる可能性もある。
- 割れ目火口が海底にまで達する可能性があり、その場合、火碎サージが発生する可能性がある。
- 海岸近くや浅い海底で噴火が発生する場合は、爆発的なマグマ水蒸気噴火を起こすこともある。マグマ水蒸気噴火が発生する可能性のある海域の水深は以下のとおりと想定する。

海域：水深100m以浅(火碎サージ発生)、水深400m以浅(海面等に噴煙)

※マグマ水蒸気噴火が発生する可能性のある陸域の標高は、伊豆大島や三宅島等と同様と考えられるが、青ヶ島は海食崖により標高の低い場所が海岸沿いにないため、カルデラ内(池の沢火口)を除く陸域でのマグマ水蒸気噴火の発生は想定しなくてよい。

2 想定される噴火ケースと火山現象

青ヶ島火山で想定される噴火ケース及び各ケースで想定される災害要因となる火山現象は以下のとおりである。

なお、カルデラ形成噴火は、避難計画の検討においては山頂噴火に含めることとする。

表 噴火ケースと火山現象

噴火ケース	火山現象
山頂噴火	噴石、火山灰、溶岩流、火碎サージ、火山ガス、降灰後の土石流
カルデラ形成噴火	噴石、火山灰、火碎サージ、火山ガス、降灰後の土石流
山腹噴火	噴石、火山灰、溶岩流、降灰後の土石流

3 噴火事象系統樹

噴火の規模、様式、推移予測等の、より高度な火山噴火予知を目指すためには、過去の噴火履歴や火山学的知見に基づいて、事前に、予想される噴火前駆現象や噴火活動推移を網羅した噴火事象系統樹を検討しておくことが有効である。

本系統樹は、「青ヶ島噴火史料集、津久井(2012)」を基に、青ヶ島火山防災協議会火山現象検討部会において検討し、作成した。

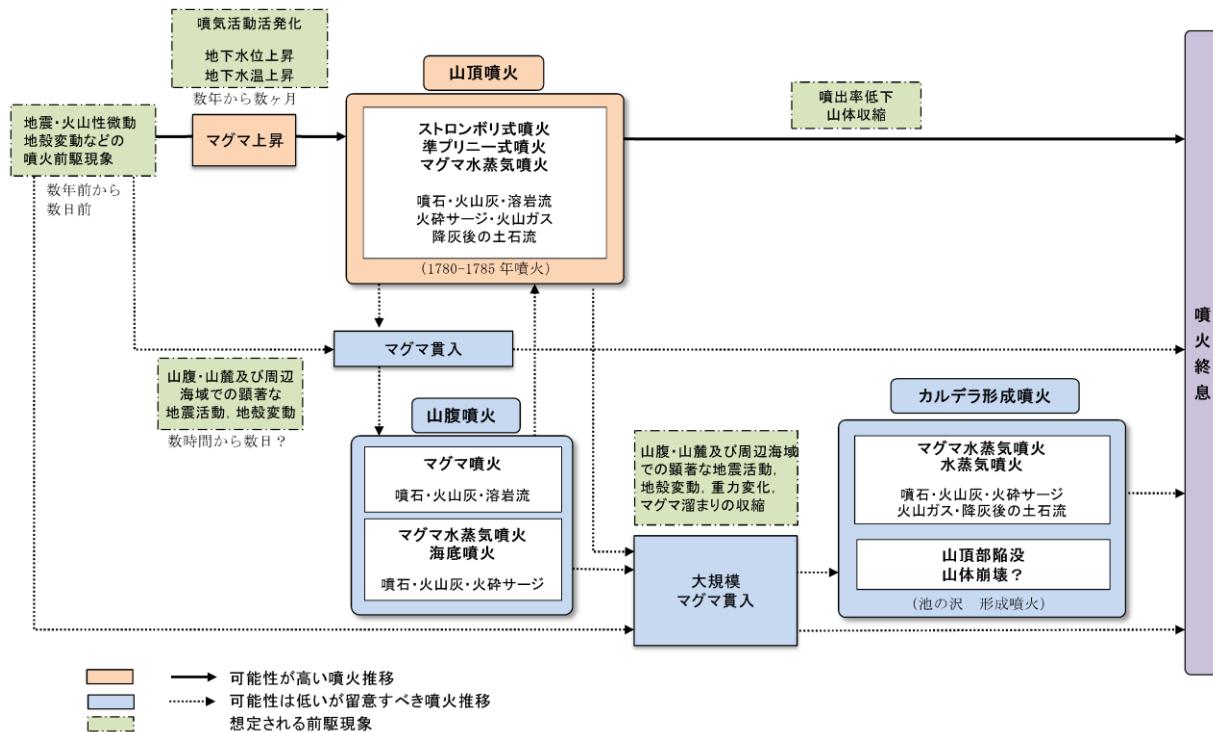


図 青ヶ島火山の噴火事象系統樹(青ヶ島火山防災協議会火山現象検討部会, 2017)

4 火山ハザードマップ

火山ハザードマップとは、各火山災害要因（大きな噴石、溶岩流等）の影響が及ぶおそれのある範囲を地図上に特定し、視覚的に分りやすく描画したものである。また、火山ハザードマップに、防災上必要な情報（避難先等に関する情報、噴火警報等の解説、住民等への情報伝達手段等）を付加したものを火山防災マップという。

青ヶ島火山では、「想定火口位置」、「大きな噴石」、「火碎サージ」、「火山灰(小さな噴石を含む)」について火山ハザードマップ（青ヶ島火山防災協議会、2017）が作成されている。火山ハザードマップを以下に示す。

※下図の電子データは、東京都防災ホームページから取得できる。

https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/_001/003/774/ao.pdf

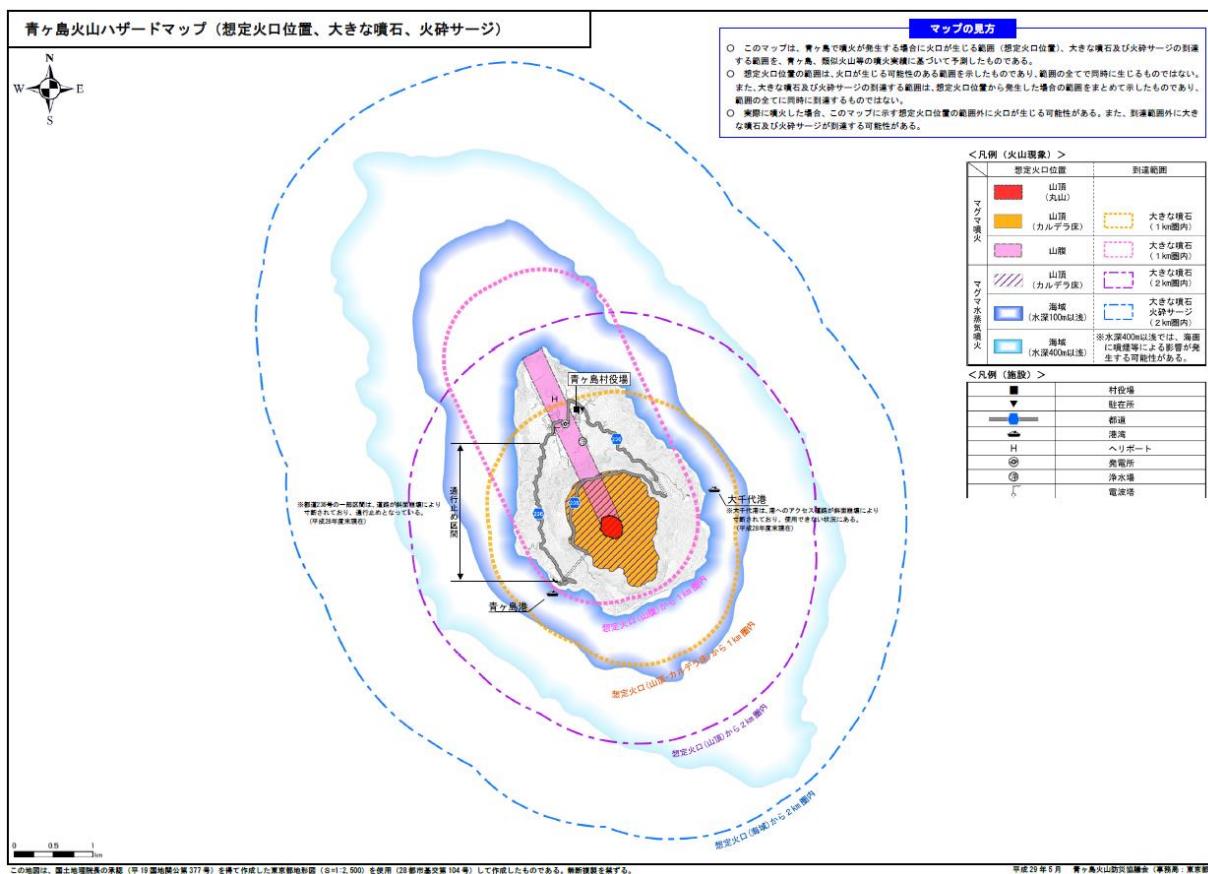


図 青ヶ島火山ハザードマップ（想定火口位置、大きな噴石、火碎サージ）

（青ヶ島火山防災協議会、2017）

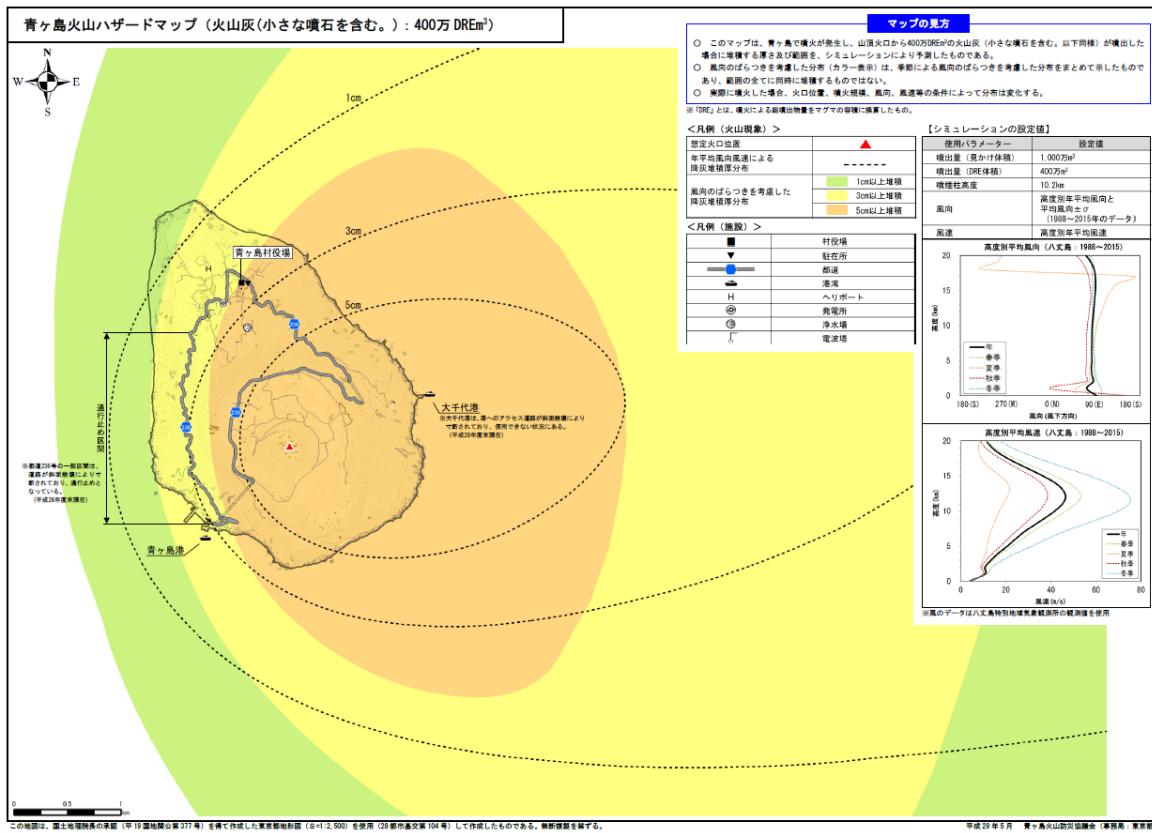


図 青ヶ島火山ハザードマップ（火山灰(小さな噴石を含む。) : 400 万 DRE m³）
（青ヶ島火山防災協議会, 2017）

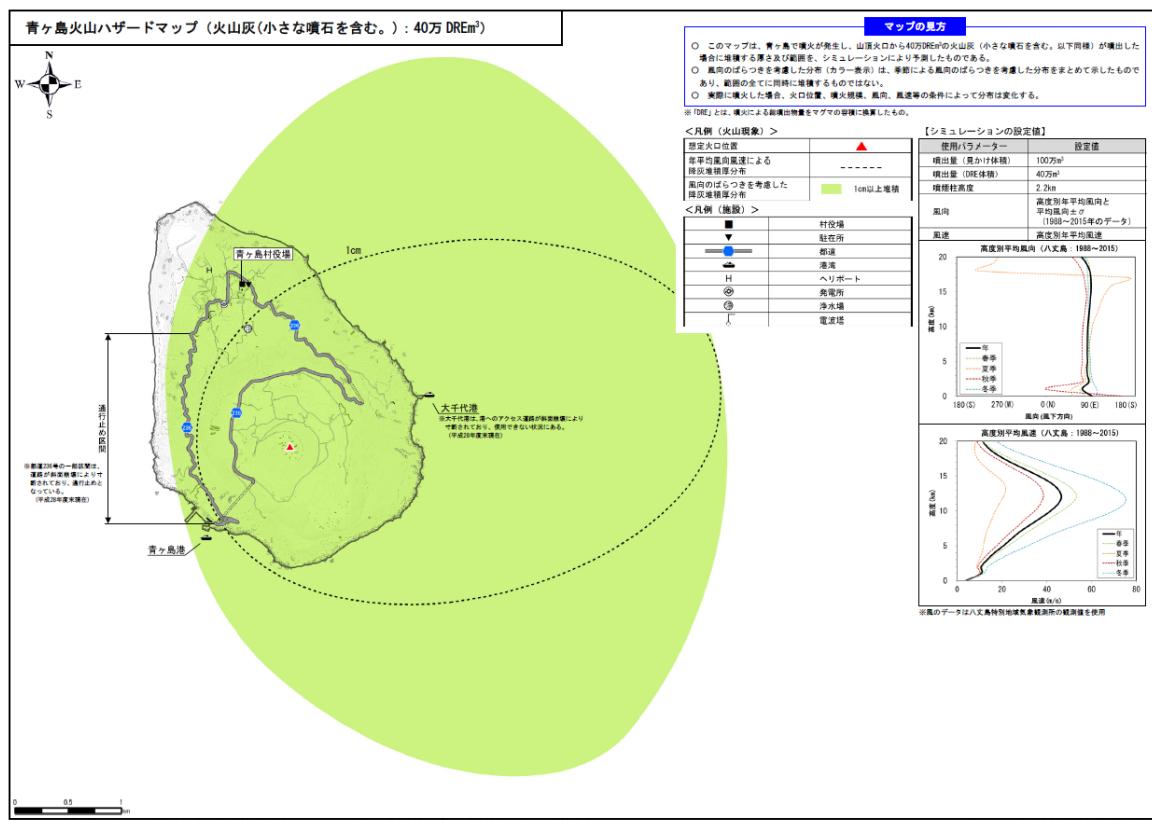


図 青ヶ島火山ハザードマップ（火山灰(小さな噴石を含む。) : 40 万 DRE m³）
（青ヶ島火山防災協議会, 2017）

5 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標である。

噴火警戒レベルが運用されている火山では、火山防災協議会で合意された避難計画等に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表し、市町村等の防災機関は入山規制や避難勧告等の防災対応をとる。

青ヶ島 の 噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

噴火警報等で発表する 噴火警戒レベル

●噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。

●各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であること留意」）。

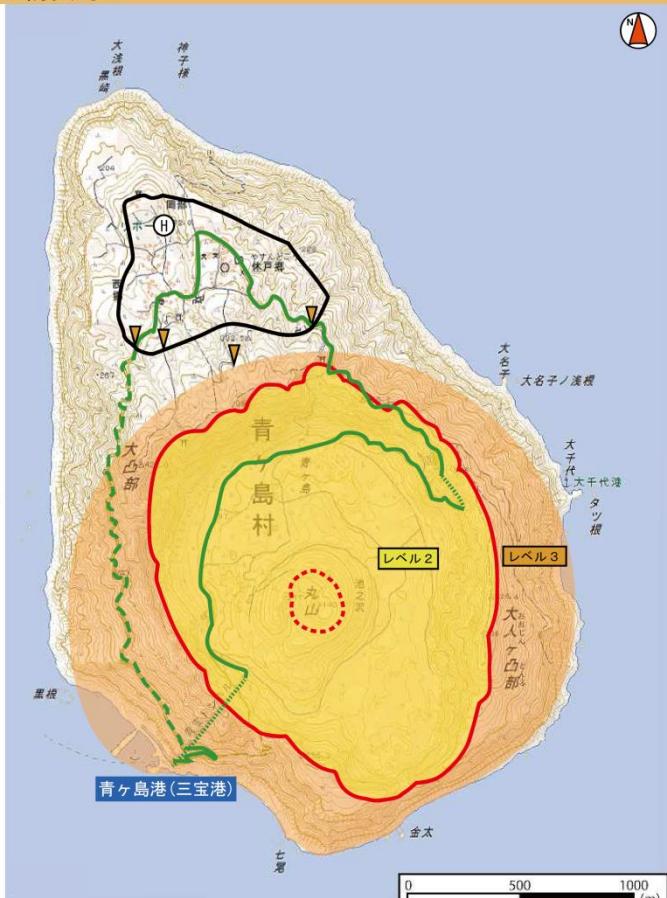
●対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



■青ヶ島 噴火警戒レベルに則した防災対応

居住地域までの必要な範囲への立入規制
レベル5（避難）：危険な居住地域からの避難等が必要
レベル4（避難準備）：警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要
レベル3（入山規制）：カルデラ周辺から山頂側の範囲への立入規制
レベル2（火口周辺規制）：カルデラ内の立入規制
レベル1（活火山であること留意）：特になし

■図は、地元自治体等と調整して作成したものです。
各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地元自治体へお問い合わせください。



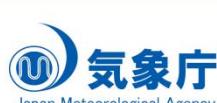
この地図は、国土地理院の『地理院地図』を使用して作成しています

図の凡例

- 主要道路（都道）
- トンネル区間
- 破線の一部で通行止めとなっている区間があります（平成30年5月30日現在）
- （H）：ヘリポート
- ▽：レベル3の規制箇所
- ：居住地域の境界
- ：避難港
- ：カルデラ線
- ◎：丸山



本冊子は、植物油インクを使用しています。



Japan Meteorological Agency

気象庁地震火山部火山課監視・警報センター
TEL : 03-3212-8341 (内線4536)
<https://www.jma.go.jp/>
■東京管区気象台 業務課
TEL : 03-3212-8341 (内線4921)
<https://www.jma-net.go.jp/tokyo/>



青ヶ島の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (コード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ● 山頂で噴火が発生し、噴石、溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 <p>過去事例 1783～1785年：マグマ噴火、大きな噴石が飛散。</p>
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ● 山腹または浅い海域で噴火が発生し、噴石、溶岩流、火碎サージが居住地域に到達、あるいは切迫している。 <p>過去事例 有史以降の事例なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 山頂で噴火が発生し、噴石、溶岩流が居住地域に到達する可能性がある。 <p>過去事例 有史以降の事例なし</p>
警報	噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等。 状況に応じて避難行動要支援者の避難準備等が必要。 住民は通常の生活。	<ul style="list-style-type: none"> ● カルデラ縁付近まで影響を及ぼす山頂噴火の可能性。 <p>過去事例 有史以降の事例なし</p>
	噴火予報	火口内等	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 住民は通常の生活。	<ul style="list-style-type: none"> ● カルデラ縁内に影響を及ぼす山頂噴火の可能性。 <p>過去事例 有史以降の事例なし</p>
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。	状況に応じて山頂火口内及び近傍への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ● 火山活動は静穏。

注) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きな噴石をさす。
注) ここでいう山頂とは、丸山山頂も含めたカルデラ床のことという。

※各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地元自治体へお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。 <https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

青ヶ島の噴火警戒レベル判定基準		平成30年5月30日現在
レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫】		
5	<p>○山頂噴火</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山頂浅部で地震活動の規模が増大 ・山頂浅部で火山性微動が多発あるいは火山性連続微動が数日以上継続 ・山頂浅部の山体膨張を示す明瞭かつ急激な地殻変動を観測 ・山頂で、ごく小規模噴火より規模の大きな噴火が発生 <p>○山腹噴火</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山腹または居住地域から概ね2km以内の浅い海域（水深100m以浅）の浅部で地震が多発かつ顕著な地殻変動を観測 ・山腹で噴火が発生 ・居住地域から概ね2km以内の浅い海域（水深100m以浅）でマグマ水蒸気噴火が発生 	該当する現象が観測されなくなった場合には、火山活動を評価した上で、すみやかにレベルを引き下げる。
【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】		
4	<p>○山頂噴火の可能性</p> <p>以下の現象のいずれかを観測</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山頂浅部で地震が多発 ・山頂浅部で有感地震が複数回発生 ・山頂でごく小規模な噴火が発生 <p>○山腹噴火の可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山腹または居住地域から概ね2km以内の浅い海域（水深100m以浅）の浅部で地震が多発または有感地震が複数回発生 	噴火が発生せず、左記のいずれの現象も観測されなくなった場合には、火山活動を評価した上で、すみやかにレベルを引き下げる。
3	<p>【カルデラ縁付近まで影響を及ぼす山頂噴火の可能性】</p> <p>以下の現象を複数観測</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山頂浅部で地震がやや増加 ・山頂浅部で低周波地震または火山性微動が複数回発生 ・山頂の噴気活動が活発化 ・山頂浅部の膨張を示す地殻変動を観測 ・山頂の井戸の地下水位または水温の顕著な上昇 	噴気活動や地殻変動に拡大傾向がなく、左記の条件を満たさなくなった段階で、すみやかにレベルを引き下げる。
2	<p>【カルデラ縁内に影響を及ぼす山頂噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山頂浅部で地震がやや増加 ・山頂浅部で低周波地震または火山性微動が複数回発生 ・山頂の噴気活動が活発化 ・山頂浅部の膨張を示す地殻変動を観測 ・山頂の井戸の地下水位または水温の顕著な上昇 	左記のいずれの現象もみられなくなり元の状態に戻った、あるいは戻る傾向が明瞭になった段階でレベル1に引き下げる。ただし、元に戻る傾向が明瞭であると判断してレベル1に下げた後に、再び火山活動が高まる傾向に転じたと判断した場合は、上記の基準に達していないくともレベル2に戻す。
<ul style="list-style-type: none"> ・各項目のいずれかの項目が観測された場合に当該レベルへ引き上げる。 ・ここでいう山頂とは、丸山山頂も含めたカルデラ床のことをいう。 ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。 ・レベル4、5において、山頂噴火、山腹噴火いずれの可能性も考えられる場合は、そのことを明示した上でレベルを引き上げる。 ・レベルの引き上げ基準に達しない程度の火山活動の高まりや変化が認められた場合などには、臨時の「火山の状況に関する解説情報」を発表することで、火山の活動状況や警戒事項をお知らせする。 ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後隨時見直しをしていくこととする。 		

(平成30年5月、気象庁)

6 参考文献

文献名	備考
青ヶ島火山及び伊豆諸島南方海底火山地質図	高田亮・村上文敏・湯浅真人（1994） 火山地質図No.7， 地質調査所
伊豆諸島における火山噴火の特質等に関する調査・研究報告書(青ヶ島編)（平成2年5月）	東京都防災会議（1990）
伊豆諸島における火山噴火の特質及び火山防災に関する調査研究（平成4年10月）	東京都防災会議（1992）
青ヶ島噴火史料集	津久井雅志（2012），P114

第2部 平常時からの備え

第1章 火山観測・監視

1 国等の火山観測・監視体制

(1) 国の体制

気象庁、国土地理院、防災科学技術研究所等の機関は、青ヶ島の観測を行っている。

また、気象庁は、青ヶ島を常時観測対象の火山として位置付け、火山災害の防止、軽減に寄与する目的で震動観測、地殻変動観測、遠望観測等を行うほか、随時現地調査を行い、火山活動の推移を24時間体制で監視している。

(2) 都の体制

都は、火山噴火の予知研究と火山噴火に繋がる異常現象を捉えることを目的に、観測機器（地震計、地温計）を設置し、観測体制の整備を図っている。

(3) 村の体制

村は、火山観測実施機関に対して観測体制・研究体制の整備の充実が図られるよう協力するものとしており、各機関からの火山活動に関する情報収集を常時行っている。

また、必要に応じて防災関係機関が行う火山観測に協力し、火山活動に対する十分な監視体制の確立に努めている。

2 住民等が異常を発見した際の通報

(1) 通報

住民及び来島者は、火山の異常現象を発見した場合、直ちに、村役場か警察署（駐在所）、又は消防団に通報する。

村、警察署（駐在所）、消防団は、通報を受けた場合、次の伝達系統により伝達する。

なお、東京管区気象台及び火山監視・警報センターは、火山の異常現象の評価結果を村に伝達する。

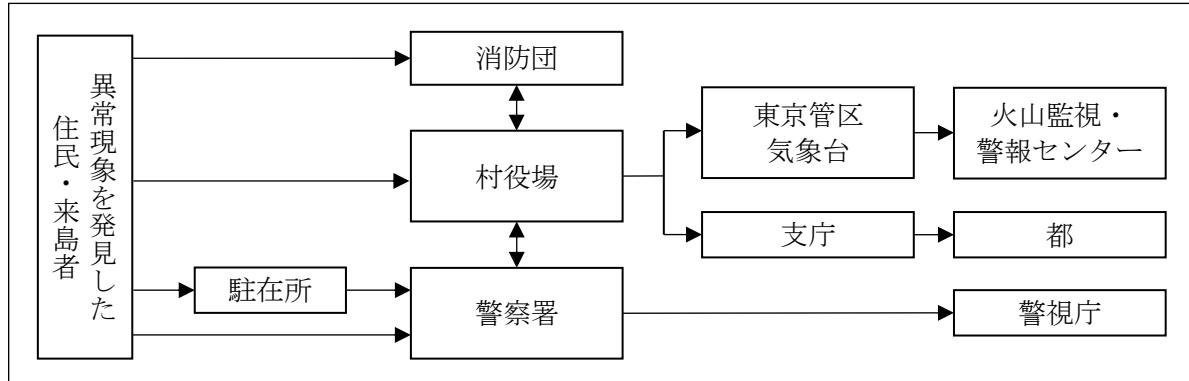


図 異常現象の伝達系統

(2) 現地調査

村、支庁、警察署（駐在所）、東京管区気象台及び火山監視・警報センターは、通報を受け必要があると認めた場合、協力して異常現象の把握のための現地調査を行う。

3 火山活動の状況等の共有

東京管区気象台は、都、支庁、警察署（駐在所）、消防団に、毎月（隨時）、火山活動解説資料を配布、説明し、火山活動の状況や評価の共有を図る。

第2章 防災関連施設等

1 避難施設

(1) 一時集合場所

村は、避難の際に住民等が集合する場所として、一時集合場所を2か所（村役場前と青ヶ島村臨時ヘリポート）指定している。

(2) 避難所

村は、島内の避難所として、学校等の公共施設を4か所（青ヶ島老人福祉館、青ヶ島小中学校、青ヶ島小中学校体育館、おじやれセンター）指定している。また、島外避難所として、八丈町の施設を3か所（大賀郷公民館、コミュニティセンター、保健福祉センター）指定している。

2 防災行政無線施設・IP告知端末

(1) 防災行政無線施設

村は、住民等に情報を伝達するため、防災行政無線（屋外拡声子局）を12か所設置している（平成29年4月1日現在）。

(2) IP告知端末

村は、住民等に情報を伝達するため、各家庭及び事業所に対し、IP告知端末の貸出しを行っている。

3 港・ヘリポート

(1) 港

都は、島外避難や物資輸送等に使用可能な港として、青ヶ島港（三宝港）を整備している。なお、青ヶ島港（三宝港）は小型（500トン級）の船舶の接岸が可能である。

(2) ヘリポート

村は、災害時臨時離着陸場候補地として、青ヶ島村臨時ヘリポートを選定している。

4 備蓄

村は、災害時のための備蓄物資として、食料（アルファ化米、ビスケット、クラッカー等）、飲料水、毛布、カーペット、マット等を備蓄している。

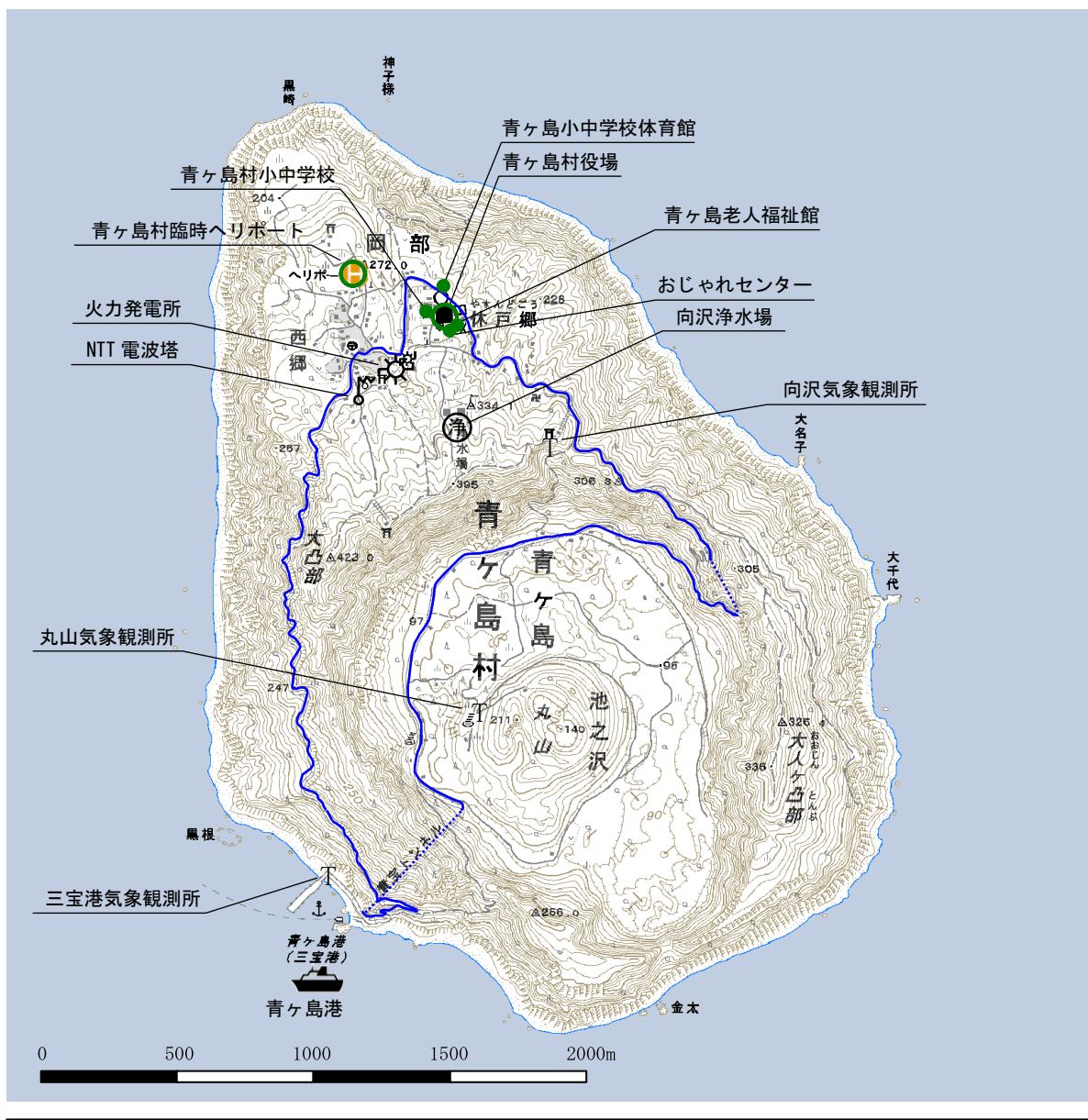


図 防災関連施設等の位置

第3章 防災関係機関等との連携

1 コアグループ

地震、噴火に備え、日頃から情報を交換し、相互の密接な連携を図るため、村、支庁、警察署（駐在所）、消防団、東京管区気象台が共同でコアグループを設置する。

表 コアグループの概要

構成員	村 支庁 警察署（駐在所） 消防団 東京管区気象台
-----	---------------------------------------

2 青ヶ島火山防災協議会

青ヶ島火山防災協議会は、活動火山対策特別措置法に基づき、青ヶ島において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制を整備するため、都及び村が共同で設置している。

協議会には、協議会の所掌事務について連絡調整、事前協議等を行うため、幹事会を設置している。また、幹事会には、協議会の所掌事務の詳細検討のため、その検討内容に深く関与する機関実務者等による検討部会を設置することができる。

表 青ヶ島火山防災協議会の概要

会長	都知事
副会長	村長
構成員	都 副知事、教育長、危機管理監、警視総監、消防総監、関係局長
委員	村 消防団長
	国 気象庁、東京管区気象台、関東地方整備局、関東地方測量部、海上保安本部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊
	火山専門家
	その他 東海汽船、東京バス協会
所掌事務	次のことについて協議等を行う。 ○ 警戒避難体制の整備に関すること。 ○ 避難施設の整備等に関すること。 ○ 防災訓練の実施に関すること。 ○ 避難勧告・指示、警戒区域の設定等に関する検討及び青ヶ島村への助言に関すること。 ○ 東京都防災会議からの意見聴取に関すること。 ○ 青ヶ島村防災会議からの意見聴取に関すること。 ○ その他必要と認められること。

第4章 火山防災知識等の普及啓発

1 住民への普及啓発

村は、住民に対して、ホームページへの掲載を通じ、また、地域でのイベント等の機会を活用し、火山防災に関する知識・情報及び本計画の普及啓発を図る。東京管区気象台等の関係機関はこれに協力する。

2 来島者への普及啓発

村は、来島者に対して、関係機関を通じた船客待合所、ヘリポート、観光施設、宿泊施設等への防災マップ等の掲示等を通じ、火山防災に関する知識・情報の普及啓発を図る。また、外国人観光客の増加に留意し、外国人に対する普及啓発を図る。東京管区気象台等の関係機関はこれに協力する。

3 児童・生徒への普及啓発

村は、児童・生徒に対して、学校教育を通じ、火山防災に関する知識の普及啓発を図る。東京管区気象台等の関係機関はこれに協力する。

第5章 避難促進施設における対応

村防災会議は、活動火山対策特別措置法第6条に基づき、不特定多数の者が利用する施設や要配慮者が利用する施設のうち、施設の位置や規模、施設所有者又は管理者の常駐の有無、その他地域の実情を考慮した上で、必要と考える施設を避難促進施設として村地域防災計画に定める。

村地域防災計画に定められた避難促進施設の所有者又は管理者は、同法第8条に基づき、避難確保計画を作成・公表するとともに、これに基づき訓練を実施し、これらについて村長に報告しなければならない。

第6章 避難訓練

村は、支庁、警察署（駐在所）、消防団、東京管区気象台等と連携し、噴火を想定した避難訓練の実施に努める。

第3部 避難計画

第1章 基本方針等

1 基本方針

(1) 火山活動の状況に応じた避難

避難は、気象庁が発表する「噴火警戒レベル」に基づき、「噴火ケース（山頂噴火・山腹噴火）」に応じて行う。ただし、次のことに留意する。

- 火山活動は、噴火の規模や場所、噴火に伴い発生する現象が多様であり、さらに、これらが変化することがあるため、火山活動の推移に伴う避難行動への影響を考慮する必要がある。
- 火口と居住地域との距離が近いため、小規模の噴火でも居住地域及び重要施設に火山噴出物の降下等の影響を考慮する必要がある。
- 噴火した場合は、ごく短時間で居住地域に影響が及ぶことから避難のためのリードタイムが短いため、迅速な避難が必要である。
- 火山活動の状況によっては、事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま突発的に噴火が発生する場合があることや、必ずしも噴火警戒レベルが段階を追って引き上げられるとは限らないことに注意が必要である。
- 突発的に噴火が発生した場合は、噴石等から身を守るため、堅牢な建物等の少しでも安全な場所への避難が必要である。

(2) 避難対象者に応じた避難

避難は、住民を「一般住民」と「避難行動要支援者」に区分し、「来島者」を加えた3つの区分に応じて行う。なお、区分ごとの配慮や避難支援、避難時期の方針は、次のとおりとする。

- 一般住民のうち要配慮者については、避難対応や避難生活等において十分配慮する。
- 避難行動要支援者については、村、支庁、警察署（駐在所）、消防団等の避難支援等関係者が連携して避難支援を行うとともに、避難に時間を要することから一般住民よりも早い段階で避難準備又は避難を行う。
- 来島者については、一般住民よりも早い段階で避難を呼びかける。

《参考》

- 要配慮者

高齢者や障害者等、避難行動や避難生活等において特に配慮を必要とする者

- 避難行動要支援者

要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を必要とする者

(3) 島外避難

避難対象者の区分ごとの「島外避難」の方針は、次のとおりとする。

- 一般住民については、避難対象地域が一部でも居住地域に及ぶ場合等は「島外避難」とする。
- 避難行動要支援者については、火山活動の状況等から必要な場合は「島外避難」とする。
- 来島者については、原則「島外避難」とする。
- 島外避難先は原則として八丈島とする。

2 噴火警戒レベルと避難対応の目安

(1) 噴火警戒レベル1

規制なし。

(2) 噴火警戒レベル2

カルデラ内の立入規制を行う。

(3) 噴火警戒レベル3

カルデラ周辺から山頂側の範囲の立入規制を行う。

避難行動要支援者の避難準備、来島者への島外避難の呼びかけを行う。

(4) 噴火警戒レベル4

ア 山頂噴火

居住地域までの必要な範囲の立入規制を行う。

一般住民の避難準備、避難行動要支援者・来島者への島外避難の呼びかけを行う。

イ 山腹噴火

居住地域までの必要な範囲の立入規制を行う。

一般住民の避難準備、避難行動要支援者・来島者への島外避難の呼びかけを行う。

(5) 噴火警戒レベル5

ア 山頂噴火

居住地域までの必要な範囲の立入規制を行う。

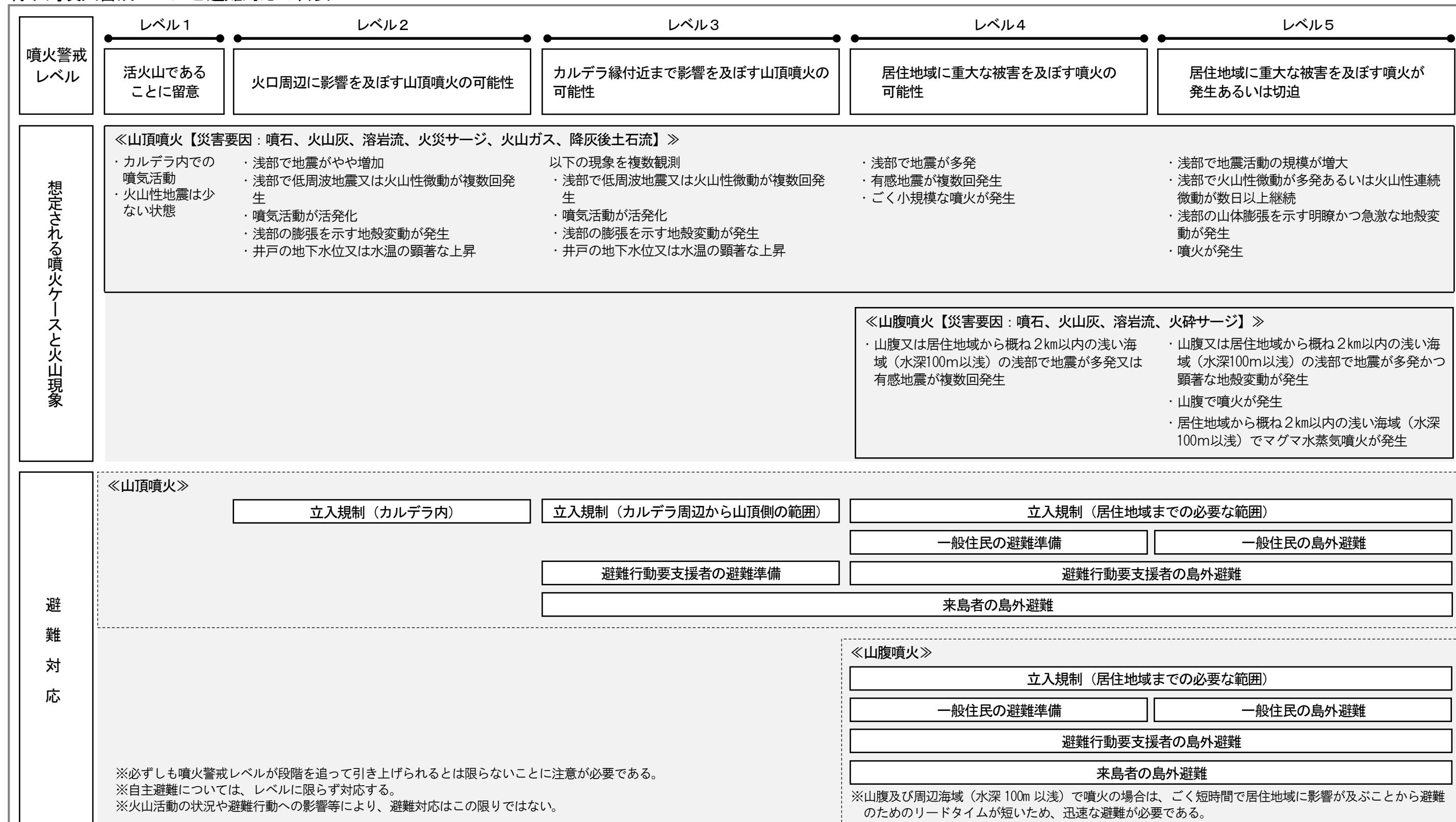
一般住民・避難行動要支援者・来島者の島外避難を行う。

イ 山腹噴火

居住地域までの必要な範囲の立入規制を行う。

一般住民・避難行動要支援者・来島者の島外避難を行う。

青ヶ島噴火警戒レベルと避難対応の目安



第2章 火山活動が活発化した場合の対応

1 防災関係機関の活動態勢

村、支庁、警察署（駐在所）、消防団、都は、噴火警戒レベルに対応して次の活動態勢をとる。

表 噴火警戒レベルに対応した活動態勢

噴火警戒 レベル	村	支庁	警察署 (駐在所)	消防団	都
レベル5	災害対策本部 第3非常配備態勢	地方隊～ 第3非常配備態勢	現場警備 本部	災害対策本部 (出動)	災害対策本部 ～ 応急対策本部
レベル4		第3非常配備態勢			応急対策本部 ～ 災害即応 対策本部 ～ 情報連絡態勢
レベル3	災害対策本部 第2非常配備態勢	第2～3 非常配備態勢		災害対策本部 (出動・監視)	
レベル2	第1非常配備態勢	第1非常配備態勢	連絡室設置	災害対策本部 (出動待機)	情報連絡態勢 ～ 情報監視態勢
レベル1	通常態勢	通常態勢	通常態勢	通常態勢	情報監視態勢

2 共同検討体制

（1）平常時

村、支庁、警察署（駐在所）、消防団、東京管区気象台は、火山活動が活発化した場合の対応について、コアグループにおける協議を通じ、連携のとれた対応が図られるよう努める。

青ヶ島火山防災協議会の構成機関は、火山活動が活発化した場合の対応について、協議会における協議を通じ、連携のとれた対応が図られるよう努める。

（2）火山活動が活発化した場合

ア 共同検討体制

（ア）コアグループ

村は、コアグループにおいて、避難対応に係る協議等を行う。

また、コアグループにおける協議の内容等について、青ヶ島火山防災協議会等を活用し、防災関係機関等と調整や情報共有等を行う。

(イ) 合同会議

村は、避難対応に係る協議等を行う体制としてコアグループよりも大きな体制が必要と判断した場合、支庁（都が島内に現地災害対策本部等を設置している場合は都）と協議の上、合同会議を開催する。

合同会議の構成機関や運営体制等は、火山活動の状況や検討すべき避難対応の内容等を踏まえ、支庁（都が島内に現地災害対策本部等を設置している場合は都）と協議の上、決定する。

(ウ) 火山専門家による助言

専門的知見に基づく火山活動の評価や推移の予測等の助言を求める場合は、青ヶ島火山防災協議会委員である火山専門家に助言を求める。

表 火山活動が活発化した場合の共同検討体制

共同検討体制	構成員・構成機関	主な協議事項
コアグループ	村 支庁 警察署（駐在所） 消防団 東京管区気象台	<ul style="list-style-type: none">・火山活動に関する情報の収集・分析に関する事項・火山活動の見通しに関する事項・立入規制が必要となる範囲の設定、拡大、縮小、解除に関する事項・規制方法、規制範囲の周知等の立入規制に関する事項
合同会議	村、支庁・都、警察署（駐在所）、東京管区気象台・気象庁、火山専門家、消防団、自衛隊、海上保安本部、東海汽船（伊豆諸島開発）、ライフライン事業者等 ※村と支庁・都が協議の上、決定する。	<ul style="list-style-type: none">・避難行動が必要となる時期・避難対象地域の設定、拡大、縮小、解除に関する事項・避難手段の手配、避難経路の確保、避難所の開設等の避難に関する事項

イ 国の現地対策本部等との連携

都及び村は、国が緊急（非常）災害現地対策本部、火山災害現地警戒本部、火山災害現地連絡調整室を設置する場合、連携を密にし、協力して避難対応等を行う。

3 自衛隊への災害派遣要請

(1) 派遣要請

都知事は、火山災害に際して、自衛隊法第83条第1項に基づき、人命もしくは財産の保護のため必要があると認めた場合、又は村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

村長は、災害対策基本法第68条の2に基づき、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、都知事（総務局）に対し自衛隊の災害派遣の要請を求める。また、村に災害が発生し、都知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通知する。この場合、速やかに都知事に通知する。

(2) 災害派遣部隊の受入れ

村は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう、自衛隊の活動拠点として役場庁舎、その近隣の場所、舟艇等、接岸可能地や校庭等を確保する。

部隊の進出等に係るヘリポートは、青ヶ島村臨時ヘリポートを使用する。

(3) 災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容は、次のとおりとする。

表 災害派遣部隊の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	○ 車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	○ 避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の搜索救助	○ 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索活動を行う。
水防活動	○ 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	○ 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
道路又は水路の障害物除去	○ 道路もしくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの障害物除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	○ 被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
人員及び物資の緊急輸送	○ 緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	○ 被災者に対し、炊飯、給水、入浴、宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	○ 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	○ 能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	○ その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ○ 災害対策基本法第63条3項、第64条第8項から第10項まで及び第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

4 噴火警報・予報の伝達

噴火警報・予報は、次の伝達系統により各関係機関に伝達される。

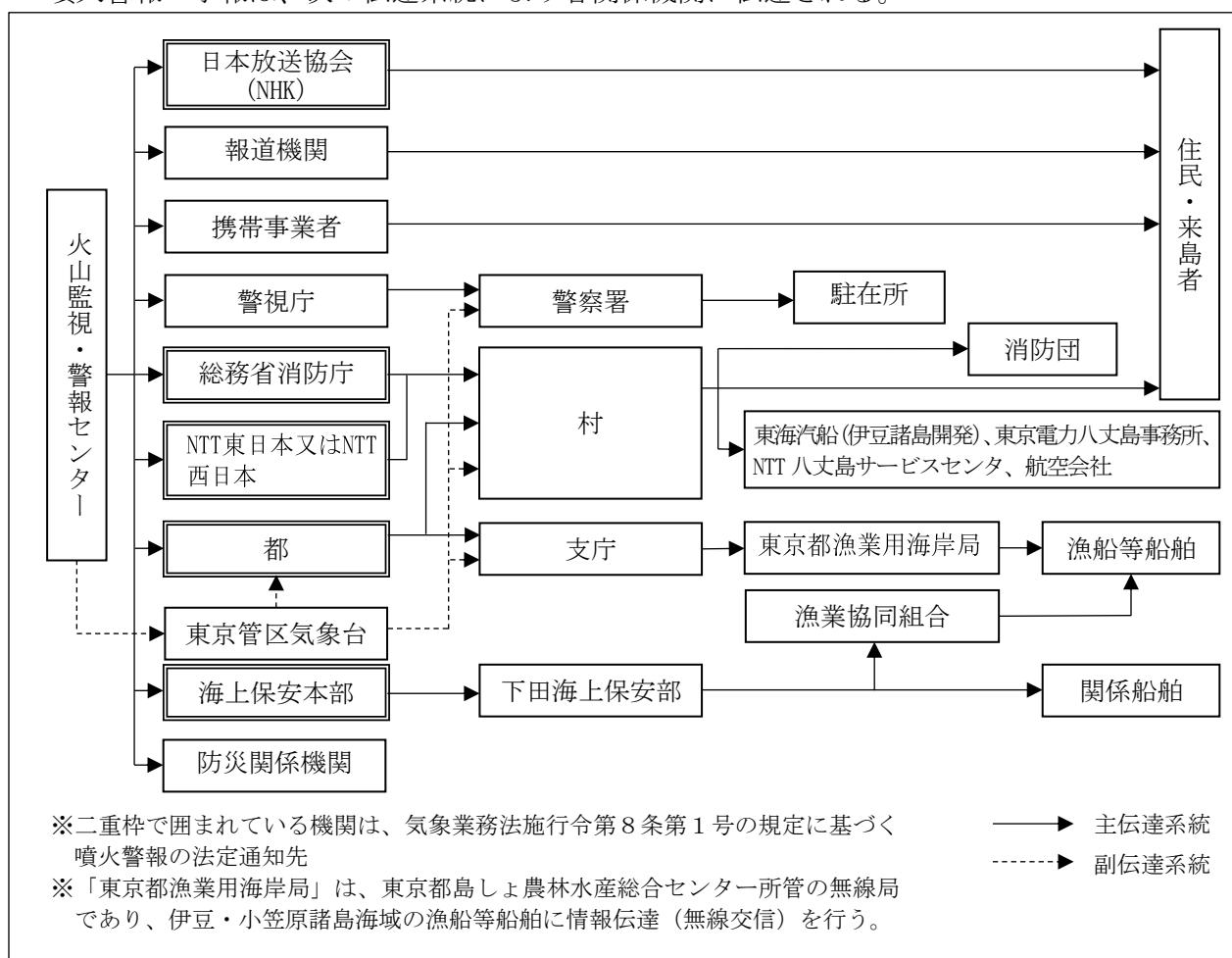


図 噴火警報・予報の伝達系統

5 情報連絡体制

火山災害が発生した場合は、円滑な応急対策を実施するため、次の情報連絡体制により迅速かつ的確な情報の連絡にあたる。

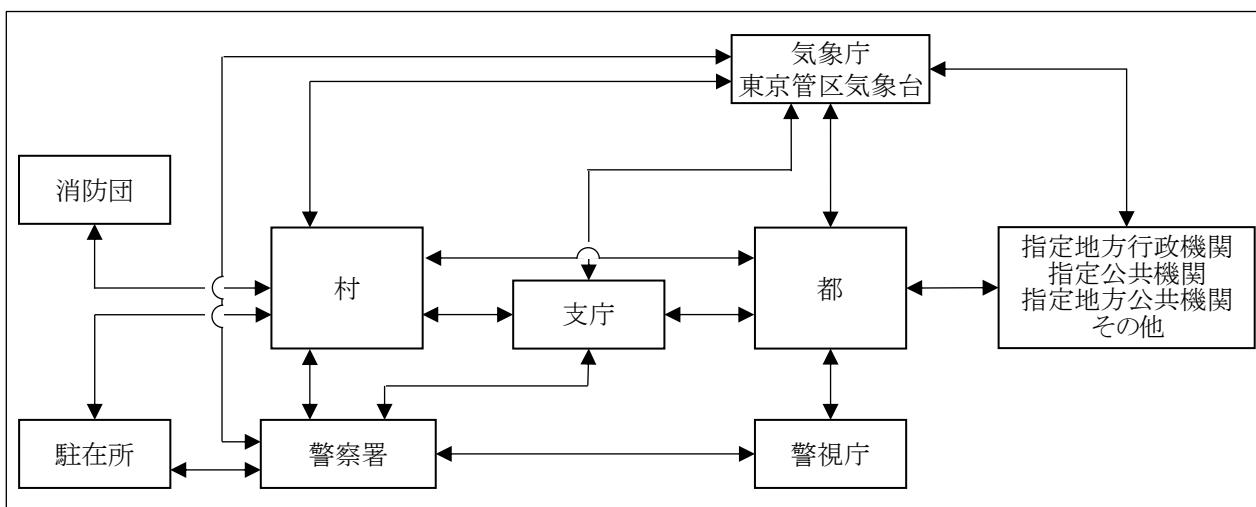


図 情報連絡体制

第3章 立入規制

1 立入規制の実施

(1) 立入規制の実施

村長は、気象庁発表の噴火警報・予報もしくは火山の状況に関する解説情報等を入手し、又は東京管区気象台もしくは火山専門家からの助言により、火口周辺等への立入規制を行う必要があると認める場合、支庁長、警察署長と協議の上、立入規制を行う。

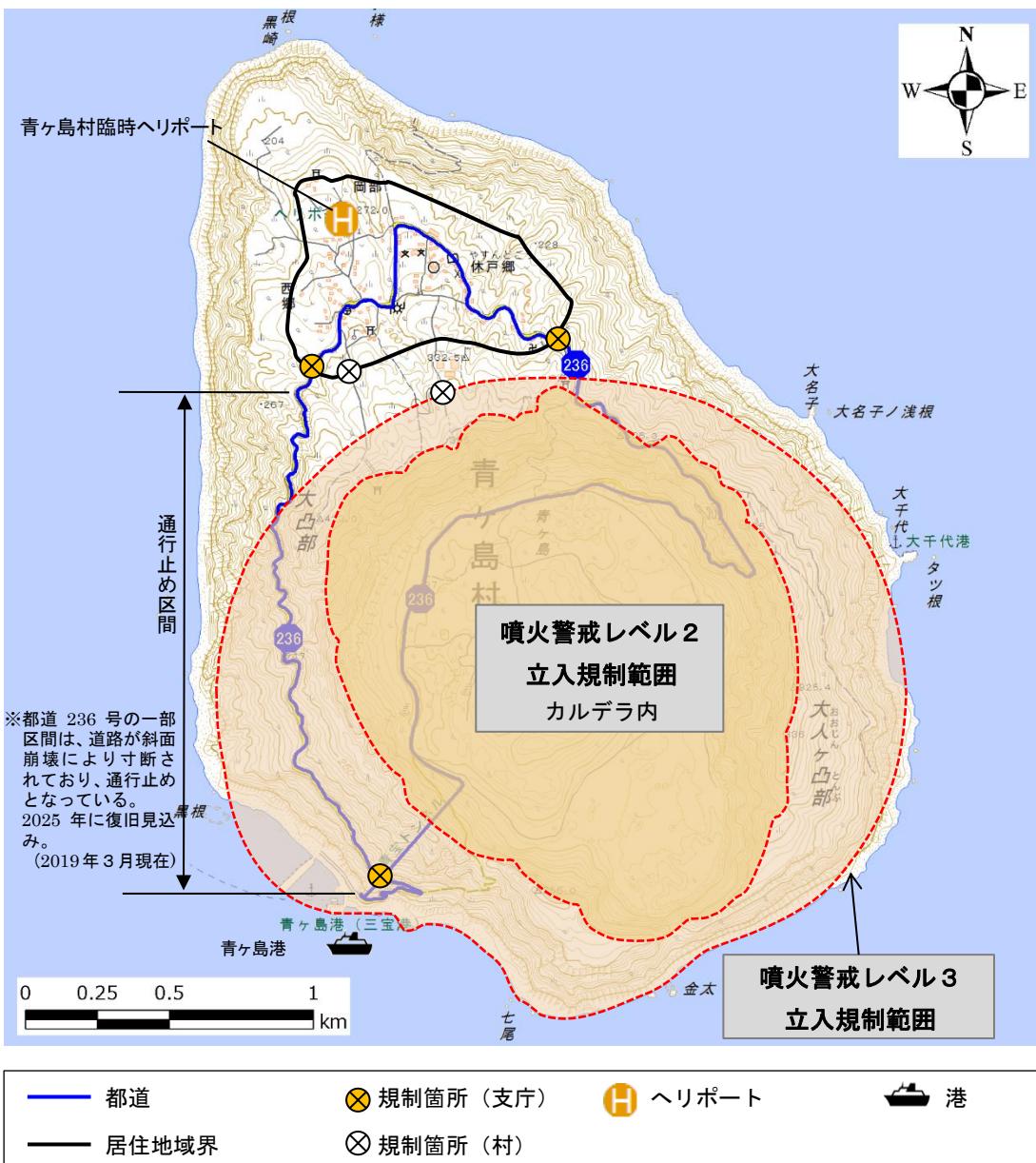
立入規制と噴火警戒レベルの対応は、次のとおりとする。

表 立入規制と噴火警戒レベル

噴火警戒レベル	噴火ケース	立入規制の範囲
レベル5	山頂噴火 山腹噴火	○ 居住地域までの必要な範囲
レベル4		
レベル3	山頂噴火	○ カルデラ周辺から山頂側の範囲
レベル2		○ カルデラ内
レベル1		○ 規制なし

※立入規制の範囲は、青ヶ島の噴火警戒レベルにおける警戒が必要な範囲（大きな噴石、火碎流、溶岩流の影響範囲）を基に設定したものであり、規制範囲外であっても、風に乗って運ばれる火山灰や小さな噴石のほか、火山ガス、降灰後土石流等に注意が必要である。

なお、噴火警戒レベル2以上の場合、カルデラ内が立入規制範囲となる。カルデラ内を行しなければ生活物資の輸送が困難であり、生活の維持が困難となることから、一定の条件の下、特定の業者に限り一時的に立入を許可し、必要最低限の物資輸送対応を行う必要があることに留意する。



※立入規制を実施した場合は、船客待合所等に表示板を設置する。

図 立入規制箇所

(2) 都への報告等

村長は、立入規制を実施した場合、直ちに、支庁長を経由し都（総務局）に報告するとともに、警察署長、消防団長、東京管区気象台へ通知する。

(3) 立入規制の方法

立入規制の方法は、次のとおりとする。災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定し立入規制を行うことができるるのは村長となっている。このため、法律上は、村が立入規制を行うことになるが、実務上は、各道路の管理者は、村の要請を受けて道路封鎖等の作業を協力して行う。

- 村は、村道や遊歩道等の規制箇所に規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖する。
- 支庁は、都道の規制箇所に規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖する。
- 村、支庁、警察署（駐在所）、消防団は、火山活動の状況を確認した上で、規制箇所を巡回する。

(4) 施設からの退避

村は、立入規制範囲内となった施設に職員を派遣し、退避について支援を行う。

警察署（駐在所）は、施設利用者等の退避の誘導を行う。

表 噴火警戒レベルと施設の対応

噴火警戒レベル	対応	施設名
レベル3	退避	<input type="radio"/> 尾山展望公園 <input type="radio"/> 大凸部（展望台） <input type="radio"/> 村営サウナ <input type="radio"/> 村営キャンプ場
レベル2		<input type="radio"/> 村営サウナ <input type="radio"/> 村営キャンプ場

(5) 立入規制範囲への立入り

立入規制範囲へは、村の許可を得た者に限り立ち入ることができる。

2 住民等への周知

村は、立入規制を実施した場合、防災行政無線、村広報紙等のほか、支庁と連携し、船客待合所、八丈島空港、ヘリポート、観光施設、警戒区域に通じる道路等に表示板を設置し、住民及び来島者に広く周知を図る。

なお、立入規制について周知を図る際は、立入規制範囲外であっても火山灰や小さな噴石等に注意が必要であることを合わせて周知する。

3 立入者の把握

村は、立入許可申請の書類等を基に、規制範囲への立入者を把握する。

第4章 警戒区域

1 警戒区域の設定・解除

(1) 警戒区域の設定

村長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民及び来島者の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、東京管区気象台もしくは火山専門家の助言を受け、支庁長、警察署長、東京管区気象台と協議の上、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定する。

(2) 警戒区域の解除

村長は、気象庁発表の噴火警報・予報を入手し、又は東京管区気象台もしくは火山専門家からの助言を受け、関係機関との協議の結果、警戒区域の設定の必要がなくなったと判断した場合、警戒区域を解除する。

(3) 都への報告等

村長は、警戒区域を設定又は解除した場合、直ちに、支庁長を経由し、都知事（総務局）に報告するとともに、警察署長、東京管区気象台、消防団長に通知する。

(4) 警戒区域への立入制限等

村長は、警戒区域を設定した場合、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

2 住民等への周知

村は、警戒区域を設定した場合、防災行政無線、村広報紙等のほか、支庁と連携し、船客待合所、八丈島空港、ヘリポート、観光施設、警戒区域に通じる道路等に表示板を設置し、住民及び来島者に広く周知を図る。

なお、警戒区域を解除した場合は、設定した場合と同様に、住民及び来島者に広く周知を図る。

第5章 避難情報

1 避難情報の発令

(1) 避難情報の発令

村長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民及び来島者の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、火山専門家の助言を受け、支庁長、警察署長、東京管区気象台長、関係機関の長と協議の上、災害対策基本法第60条に基づき、避難対象地域の住民等に対し、「避難準備・高齢者等避難開始」又は「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」を発令する。

なお、「避難勧告」又は「避難指示（緊急）」を発令する場合において、必要があると認めるときは、立退き先を定めて発令する。

また、避難のための立退きを行うことによりかえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認める場合は、屋内での待避等の安全確保措置の指示を発令する。

(2) 都への報告

村長は、避難情報を発令した場合、速やかに、支庁長を経由し、都知事（総務局）に報告する。

(3) 「避難準備・高齢者等避難開始」の発令基準

「避難準備・高齢者等避難開始」は、噴火警戒レベル4が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性がある場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

なお、噴火警戒レベル3が発表されるなど、カルデラ縁付近まで影響を及ぼす山頂噴火の可能性がある場合には、「避難準備・高齢者等避難開始」の発令の有無にかかわらず、社会福祉施設、青ヶ島診療所、避難行動要支援者、避難支援等関係者に「避難準備」を伝達する。

(4) 「避難勧告」・「避難指示（緊急）」の発令基準

「避難勧告」は、噴火警戒レベル5が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令し、緊急を要するときは「避難指示（緊急）」を発令する。

なお、島外避難は、次の判断要素から総合的に判断する。

表 島外避難の判断要素

区分	判断要素
島内全域における生命・身体への危険	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山頂部及び山腹での大規模な噴火（火碎流の発生、居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性 ○ 沿岸部での大規模なマグマ水蒸気噴火（居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性 ○ 山腹における多量の火山灰堆積後の大雨による島内全域での土石流発生の可能性 ○ 島内全域での震度5程度の有感地震の続発や顕著な山体変形による山体崩壊の可能性 ○ 大量の火山ガスの放出による重大な健康被害発生の可能性 ○ 周辺海域での海底噴火の発生の可能性
島内生活が困難・島外避難への影響	<ul style="list-style-type: none"> ○ ライフライン等の被害により島内生活の維持が困難 ○ 気象や火山活動の状況により船舶の接岸や航行及びヘリコプターの飛行、着陸が不可能となる可能性 ○ 青ヶ島港（三宝港）が被災し使用が不可能となる可能性 ○ 大量の火山灰の堆積や降灰後の大雨による土石流の発生等により避難港及びヘリポートへの移送が不可能となる可能性

2 避難情報の伝達

(1) 避難情報の伝達体制

住民等への避難情報の伝達は、次の経路及び手段により行う。

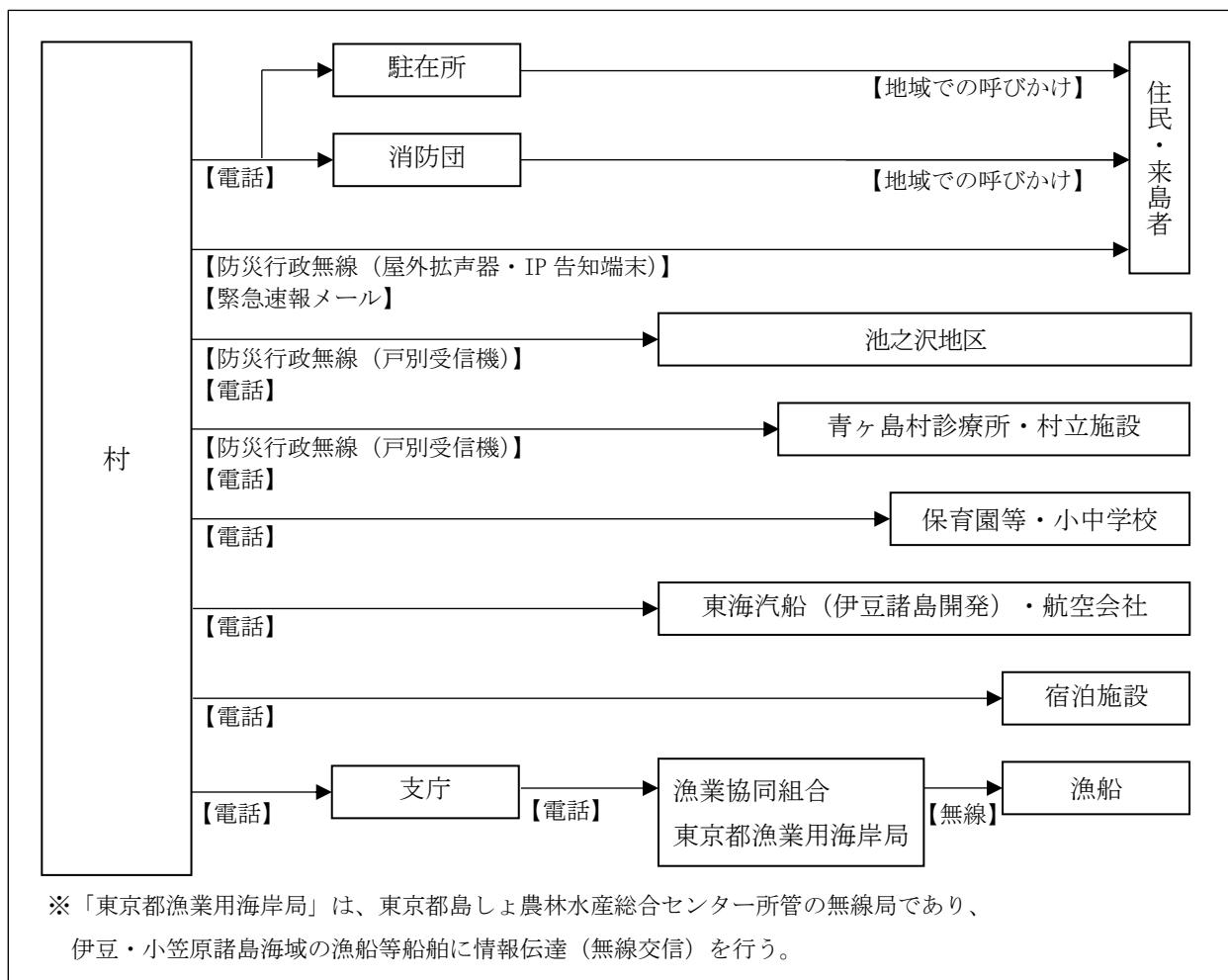


図 避難情報の伝達経路及び伝達手段

(2) 避難情報の伝達内容

避難情報の伝達内容は、次のとおりとする。

- 避難の理由、可能性のある現象
- 避難対象地域
- 立入規制範囲
- 避難の切迫性
- 避難先
- 避難方法
- 携行品・服装の留意点
- 電気・ガス・水道の遮断、戸締り
- ペットの同行避難についての留意事項
- 近隣の住民等への避難等の呼びかけ

(3) 留意事項

大雨等で防災行政無線（屋外拡声器）が聴き取りにくい場合があるため、村、警察署（駐在所）、消防団による巡回、消防団員による戸別訪問、IP告知端末等の呼びかけを併用する。

避難行動要支援者への伝達は、村、駐在所、消防団等の避難支援等関係者が連携して行う。

第6章 避難対応

1 防災関係機関の準備

(1) 村

- 村は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。
- 住民に対する避難準備の呼びかけ（非常用持ち出し品の準備、避難方法の確認等）
 - 関係機関への避難対応準備の連絡
 - 村道の点検、機能確保
 - 災害備蓄品の点検
 - 防災機能（庁舎、通信設備等）の確認
 - 避難者総数の把握
 - 避難所の開設、点検
 - 東海汽船（伊豆諸島開発）、航空会社への避難対応準備の要請
 - 避難手順の確認

(2) 支庁

- 支庁は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。
- 都道・港の点検、機能確保
 - 通信設備、無線機の確認

(3) 駐在所・消防団

- 駐在所、消防団は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。
- 装備等の点検等
 - 防災機能（庁舎、通信設備等）の確認

2 一般住民の島外避難

(1) 島外避難の要請

村長は、島外避難を判断した場合、支庁長を経由し、都知事（総務局）に避難者の島外移送を要請する。

(2) 避難方法

ア 島内

(ア) 基本とする避難方法

各自で指定された一時集合場所に徒歩で集合し、避難港又はヘリポートまで徒歩又は村が確保した車両で移送する。

(イ) 避難経路

避難港又はヘリポートまでの経路は、青ヶ島本道（都道236号線）を基本とする。

(ウ) 孤立した場合の避難

避難経路が寸断され孤立した場合は、堅牢な建物に避難し救助を待つ。

イ 島外

(ア) 海上移送

避難港から受入港までは、都（港湾局・総務局）が確保する船舶で移送する。

(イ) 航空移送

避難ヘリポートから受入ヘリポートまでは都（総務局）が要請する防災関係機関等のヘリコプターで移送する。

(ウ) 陸上移送

受入港又は受入ヘリポートから避難先までは、都（財務局）が確保するバス等を中心とした手段で移送する。

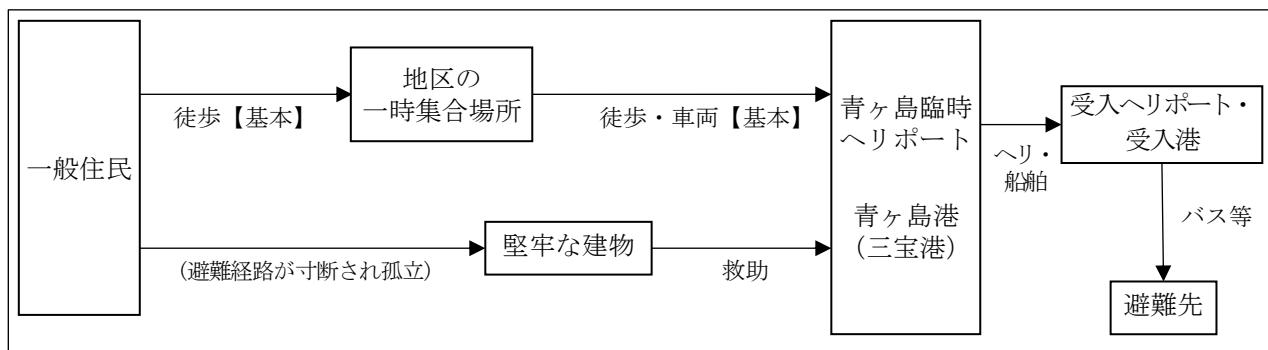


図 島外避難の方法

(3) 移送手段の確保

ア 島内

村は、島内移送の手段として、村及び民間の車両を確保する。

イ 島外

都（港湾局・総務局）は、海上移送の手段として、東海汽船（伊豆諸島開発）や協定締結団体等から船舶を確保する。また、海上保安本部、自衛隊に海上移送を要請する。さらに、状況に応じて防災関係機関等に航空移送を要請する。

移送先が八丈島の場合、都（財務局）は、陸上移送の手段として、東京バス協会等から八丈町営バス等を確保する。また、移送先が八丈島以外の場合、都（財務局）は、陸上移送の手段として、東京バス協会等からバス等を確保する。

(4) 港

ア 避難港

避難港は、青ヶ島港（三宝港）とする。

村長は、気象、火山活動、道路・港の状況等から避難港を決定し、支庁長に報告する。

イ 受入港

受入港は八丈島神湊港（底土港）又は八丈島八重根港を基本とし、都（支庁）が八丈島神湊港（底土港）又は八丈島八重根港内に船舶の係留場所を確保する。

また、東京港を利用する必要がある場合は、都（港湾局）が東京港内に船舶の係留場所を確保する。

さらに、近隣県の港を利用する必要がある場合は、都（総務局）が近隣県と調整する。

(5) ヘリポート

ア 避難ヘリポート

避難ヘリポートは、青ヶ島村臨時ヘリポートとする。

イ 受入ヘリポート

受入ヘリポートは八丈島空港を基本とし、都（支庁）が八丈島空港内におけるヘリコプターの受入について調整を行う。

(6) 避難先

都（総務局・福祉保健局）は、受入港からの距離や避難者数等を踏まえ、八丈町や都各局等と調整し、避難先を決定する。

(7) 避難誘導

ア 島内

(ア) 避難誘導者

避難誘導は、村職員、警察官（駐在員）、消防団員が行う。

(イ) 避難方向の指示

村は、支庁からの情報（都道の路面状況等）や気象庁が発表する火山に関する情報等を勘案し、避難誘導者に避難方向を指示する。

避難誘導者は、村防災行政無線（移動局）、警察無線（車載局・携帯局）、消防無線（車載局・携帯局）を携行し、村からの指示に基づき、消防団員等の引率者及び避難車両の運転手へ避難方向等を指示する。

(ウ) 車両誘導

警察官（駐在員）は、避難港周辺で車両を誘導する。

(エ) 残留者の確認

村職員、警察官（駐在員）、消防団員は、残留者の確認を行う。

避難指示に従わない者に対しては、避難誘導者が危険性等を説明し、避難するよう説得に努める。

(オ) 船舶及びヘリコプターへの誘導

村は、船舶及びヘリコプターへの誘導に当たり、乗船者及び搭乗者名簿により乗船者及び搭乗者の確認を行う。また、船舶及びヘリコプターへの誘導については、支庁や消防団等の関係機関の協力を得て実施する。

イ 島外

都（福祉保健局）は、受入港又は受入ヘリポートから避難先までの避難誘導について、警視庁等の関係機関の協力を得て実施する。

3 児童・生徒等の避難

(1) 避難情報の伝達

村は、児童・生徒等の在校中に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令した場合、保育園、小学校、中学校に避難情報を伝達する。

(2) 避難対応

学校長は、児童・生徒等の在校中に村から避難情報の連絡があった場合、直ちに授業を中止し、保護者に連絡の上、帰宅の措置をとる。

ただし、事態が切迫している場合には、避難港又はヘリポートまで車両等で移送する。

4 避難行動要支援者の避難

(1) 避難の基準

避難行動要支援者の避難準備、島外避難は、次の場合に行う。

表 避難行動要支援者の避難の基準

区分	噴火ケース	基準
避難準備	山頂噴火	○ 噴火警戒レベル3が発表されるなど、カルデラ縁付近まで影響を及ぼす山頂噴火の可能性がある場合
島外避難	山頂噴火 山腹噴火	○ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令された場合

(2) 避難支援

避難行動要支援者の避難支援は、村、支庁、警察署（駐在所）、消防団等の避難支援等関係者が連携して行う。

(3) 島外避難

村は、避難行動要支援者の島外避難を判断した場合、支庁を経由し、都（福祉保健局）に島外への移送を要請する。

島外への移送については、都（福祉保健局）と村で協議の上、適切な手段により移送することとし、都（福祉保健局・総務局）が関係機関に移送を要請する。

5 来島者の避難

村は、来島者に対して、東海汽船（伊豆諸島開発）、航空会社、宿泊施設等を通じ、島外避難を呼びかける。

また、住民や防災関係機関等の関係者以外の来島を控えるよう、広く一般に呼びかける。

6 住民の自主避難

村は、住民に対して、島外の親戚、知人宅等に自主避難する場合には、村及び消防団に所在を把握できる情報を連絡するとともに、ヘリポートや港に自家用車を放置しないよう呼びかける。また、ヘリポートや港までの移動手段として村が確保した車両を運行させる。

村は、住民からの情報を基に所在を把握し、島外へ自主避難した住民の名簿を作成する。

7 避難に際し住民のとるべき対応

避難に際し住民のとるべき対応は、次のとおりである。

- 事前に、避難が必要となる状況、一時集合場所・避難場所・避難所等を防災マップ等で把握しておくこと。
- 事前に、避難の際の携帯ラジオ等の非常用持ち出し品を準備しておき、避難の際は、混乱を避けるため制限を守ること。常備薬等の医薬品は、避難が長期にわたる可能性も含め、十分な量を携帯すること。
- 避難の前には、必ず火気器具は消火を確認し、ガスはボンベのバルブを閉め、電気はブレーカーを切るなど出火を防止すること。
- 避難の際は、頭巾・ヘルメット、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスクを着用すること。
- 避難の際は、避難誘導者（村職員、警察官（駐在員）、消防団員）等の引率者の指示に従うこと。
- 避難の際は、近隣への声かけ、村、支庁、警察署（駐在所）、消防団等の避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の避難支援等、互いに協力して全員が安全に避難できるようすること。
- 島外へ自主避難をする場合は、村役場に連絡先等を報告すること。また、ヘリポートや港に自家用車を放置しないこと。
- ペットと同行避難する場合は、第7章3に定める留意事項を守ること。
- 行動は冷静に行い、不確実な情報に惑わされないよう注意すること。

第7章 避難に伴う対応措置

1 医療救護

村は、噴火による傷病者の対応を、青ヶ島診療所又は避難所に設置する医療救護所において行う。なお、青ヶ島診療所での対応が困難な場合は、支庁から都（島しょ保健所）を通じ、都（福祉保健局）に応援又は患者の島外への搬送を要請する。

都（福祉保健局）は、村から要請があった場合、青ヶ島診療所への都医療救護班の派遣等又は島外の医療機関への搬送を行う。

2 行方不明者等の捜索・救助

行方不明者又は要救助者が発生した場合、警察署（駐在所）、消防団は、捜索又は救助を行う。また、村は、必要に応じて、支庁を経由し、都（総務局）に応援を要請する。

都（総務局）は、村から要請があった場合、関係機関に捜索又は救助を要請する。

3 ペットの同行避難

ペットは、同行避難を可とする。

なお、ペットの所有者に対する同行避難についての留意事項は、次のとおりとする。

- 避難の際は、リード・首輪を装着し、ケージやキャリーバッグに収容すること。
- ペット用の餌、水、食器、トイレ用品等のペット用品を携行すること。
- 避難所では、指定された飼養スペースにおいて、自己責任で飼養すること。
- 避難所の管理者、現地動物救護本部等の指示に従い、適正な飼養に努めること。

4 産業動物対策

支庁及び村は、事業者から要請があった場合、産業動物の移送、受入れについて調整する。

5 残留機関の現地活動対策

島外避難に当たっては、災害対応、ライフライン維持、治安維持、火山観測等の現地活動を行う残留機関を支援するための拠点を、島内や洋上の船舶、近隣の島等に、状況に応じて設置する。

現地活動を行うに当たっては、村に活動内容や規模等を届け出ること。また、細心の注意を払うとともに、火山活動の推移により避難が必要になった場合の避難方法について、あらかじめ検討すること。

第8章 避難生活

1 島外での避難生活

避難所の開設・運営、要配慮者対策、ペット対策、応急住宅対策、応急教育等の避難生活の支援は、都地域防災計画等に基づき、都、村、関係機関が連携して実施する。

【マニュアル編】

第1部 全体・共通事項

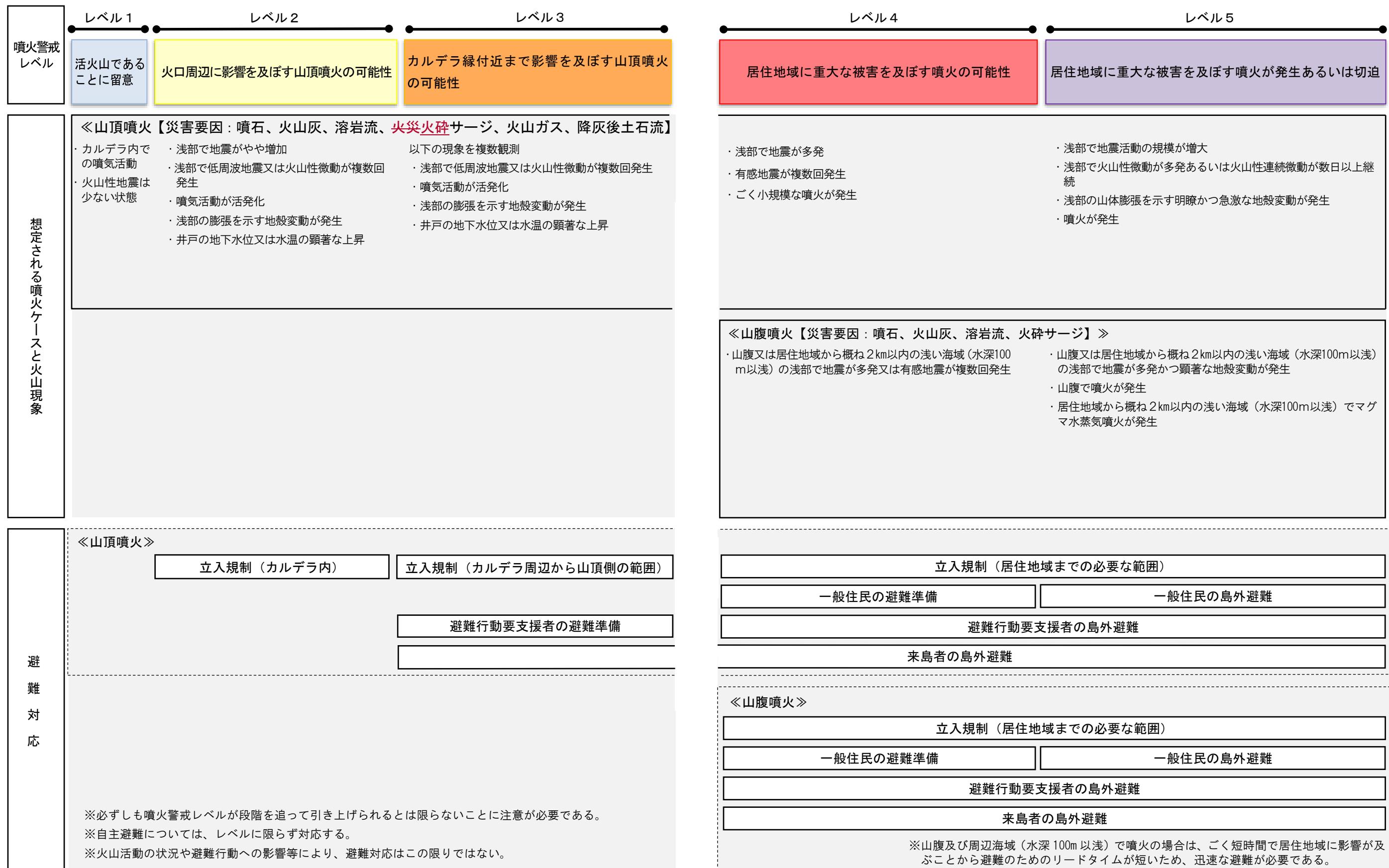
第1章 マニュアル編の構成

マニュアル編は、全体事項や各噴火警戒レベルに共通する事項をまとめた第1部、噴火警戒レベル及び噴火ケースごとに各機関の対応をまとめた第2部により構成される。

表 マニュアル編の構成

第1部 全体・共通事項 マ-1	第5章 噴火警戒レベル5(山頂噴火・山腹噴火) マ-32 1 噴火警戒レベルと避難対応の目安 2 各機関の活動態勢 3 各機関の対応 (1) 立入規制 (2) 避難対応 ア 一般住民(島外避難) イ 避難行動要支援者(島外避難) ウ 来島者(島外避難)
第1章 マニュアル編の構成 マ-1	第6章 島外関係機関の対応(島外避難) マ-42 1 避難行動要支援者(噴火警戒レベル4・5) 2 一般住民(噴火警戒レベル5) 『詳細資料』 マ-46 ・島外避難計画(避難港・ヘリポートまで)
第2章 噴火警戒レベルと避難対応の目安 マ-2	
第3章 各機関の活動態勢 マ-3	
1 防災関係機関の活動態勢 2 情報連絡体制 3 共同検討体制	
第4章 防災関係機関の対応 マ-5 1 噴火警報・予報の伝達 2 立入規制の実施 3 避難情報の発令 4 自衛隊への災害派遣要請	
第2部 噴火警戒レベル別マニュアル マ-9	
第1章 噴火警戒レベル1(山頂噴火) マ-9 1 噴火警戒レベルと避難対応の目安 2 各機関の活動態勢 3 各機関の対応 (1) 立入規制	
第2章 噴火警戒レベル2(山頂噴火) マ-12 1 噴火警戒レベルと避難対応の目安 2 各機関の活動態勢 3 各機関の対応 (1) 立入規制	
第3章 噴火警戒レベル3(山頂噴火) マ-16 1 噴火警戒レベルと避難対応の目安 2 各機関の活動態勢 3 各機関の対応 (1) 立入規制 (2) 避難対応 ア 避難行動要支援者(避難準備) イ 来島者(島外避難)	
第4章 噴火警戒レベル4(山頂噴火・山腹噴火) マ-23 1 噴火警戒レベルと避難対応の目安 2 各機関の活動態勢 3 各機関の対応 (1) 立入規制 (2) 避難対応 ア 一般住民(避難準備) イ 避難行動要支援者(島外避難) ウ 来島者(島外避難)	

第2章 噴火警戒レベルと避難対応の目安



第3章 防災関係機関の体制

1 防災関係機関の活動態勢

村、支庁、警察署（駐在所）、消防団、都は、噴火警戒レベルに対応して次の活動態勢をとる。

表 噴火警戒レベルに対応した活動態勢

噴火警戒 レベル	村	支庁	警察署 (駐在所)	消防団	都
レベル5	災害対策本部 第3非常配備態勢	地方隊～ 第3非常配備態勢	現場警備 本部	災害対策本部 (出動)	災害対策本部 ～ 応急対策本部
レベル4		第3非常配備態勢			応急対策本部 ～ 災害即応対策本部 ～ 情報連絡態勢
レベル3	災害対策本部 第2非常配備態勢	第2～3 非常配備態勢		災害対策本部 (出動・監視)	
レベル2	第1非常配備態勢	第1非常配備態勢	連絡室設置	災害対策本部 (出動待機)	情報連絡態勢 ～ 情報監視態勢
レベル1	通常態勢	通常態勢		通常態勢	情報監視態勢

2 情報連絡体制

火山災害が発生した場合は、円滑な応急対策を実施するため、次の情報連絡体制により迅速かつ的確な情報の連絡にあたる。

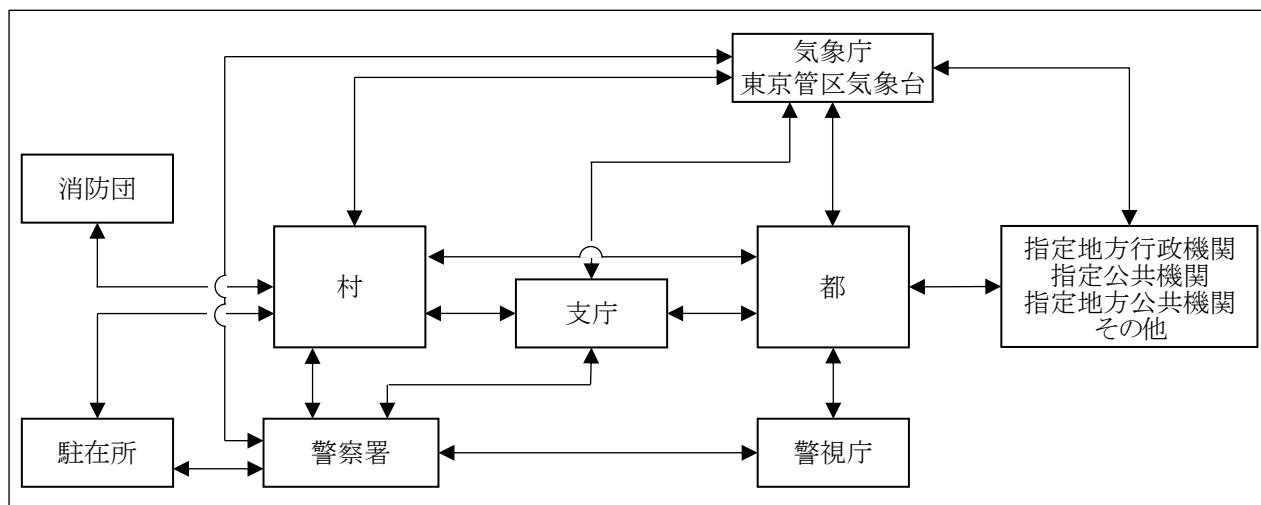


図 情報連絡体制

3 共同検討体制

(1) 平常時

村、支庁、警察署（駐在所）、消防団、東京管区気象台は、火山活動が活発化した場合の対応について、コアグループにおける協議を通じ、連携のとれた対応が図られるよう努める。

青ヶ島火山防災協議会の構成機関は、火山活動が活発化した場合の対応について、協議会における協議を通じ、連携のとれた対応が図られるよう努める。

(2) 火山活動が活発化した場合

ア 共同検討体制

(ア) コアグループ

村は、コアグループにおいて、避難対応に係る協議等を行う。

また、コアグループにおける協議の内容等について、青ヶ島火山防災協議会等を活用し、防災関係機関等と調整や情報共有等を行う。

(イ) 合同会議

村は、避難対応に係る協議等を行う体制としてコアグループよりも大きな体制が必要と判断した場合、支庁（都が島内に現地災害対策本部等を設置している場合は都）と協議の上、合同会議を開催する。

合同会議の構成機関や運営体制等は、火山活動の状況や検討すべき避難対応の内容等を踏まえ、支庁（都が島内に現地災害対策本部等を設置している場合は都）と協議の上、決定する。

(ウ) 火山専門家による助言

専門的知見に基づく火山活動の評価や推移の予測等の助言を求める場合は、青ヶ島火山防災協議会委員である火山専門家に助言を求める。

表 火山活動が活発化した場合の共同検討体制

共同検討体制	構成員・構成機関	主な協議事項
コアグループ	村 支庁 警察署（駐在所） 消防団 東京管区気象台	<ul style="list-style-type: none">・火山活動に関する情報の収集・分析に関する事項・火山活動の見通しに関する事項・立入規制が必要となる範囲の設定、拡大、縮小、解除に関する事項
合同会議	村、支庁・都、警察署（駐在所）、東京管区気象台・気象庁、火山専門家、消防団、自衛隊、海上保安本部、東海汽船（伊豆諸島開発）、ライフライン事業者等 ※村と支庁・都が協議の上、決定する。	<ul style="list-style-type: none">・規制方法、規制範囲の周知等の立入規制に関する事項・避難行動が必要となる時期・避難対象地域の設定、拡大、縮小、解除に関する事項・避難手段の手配、避難経路の確保、避難所の開設等の避難に関する事項

イ 国の現地対策本部との連携

都及び村は、国が緊急（非常）災害現地対策本部、火山災害現地警戒本部、火山災害現地連絡調整室を設置する場合、連携を密にし、協力して避難対応等を行う。

第4章 防災関係機関の対応

1 噴火警報・予報の伝達

噴火警報・予報は、次の伝達系統により各関係機関に伝達される。

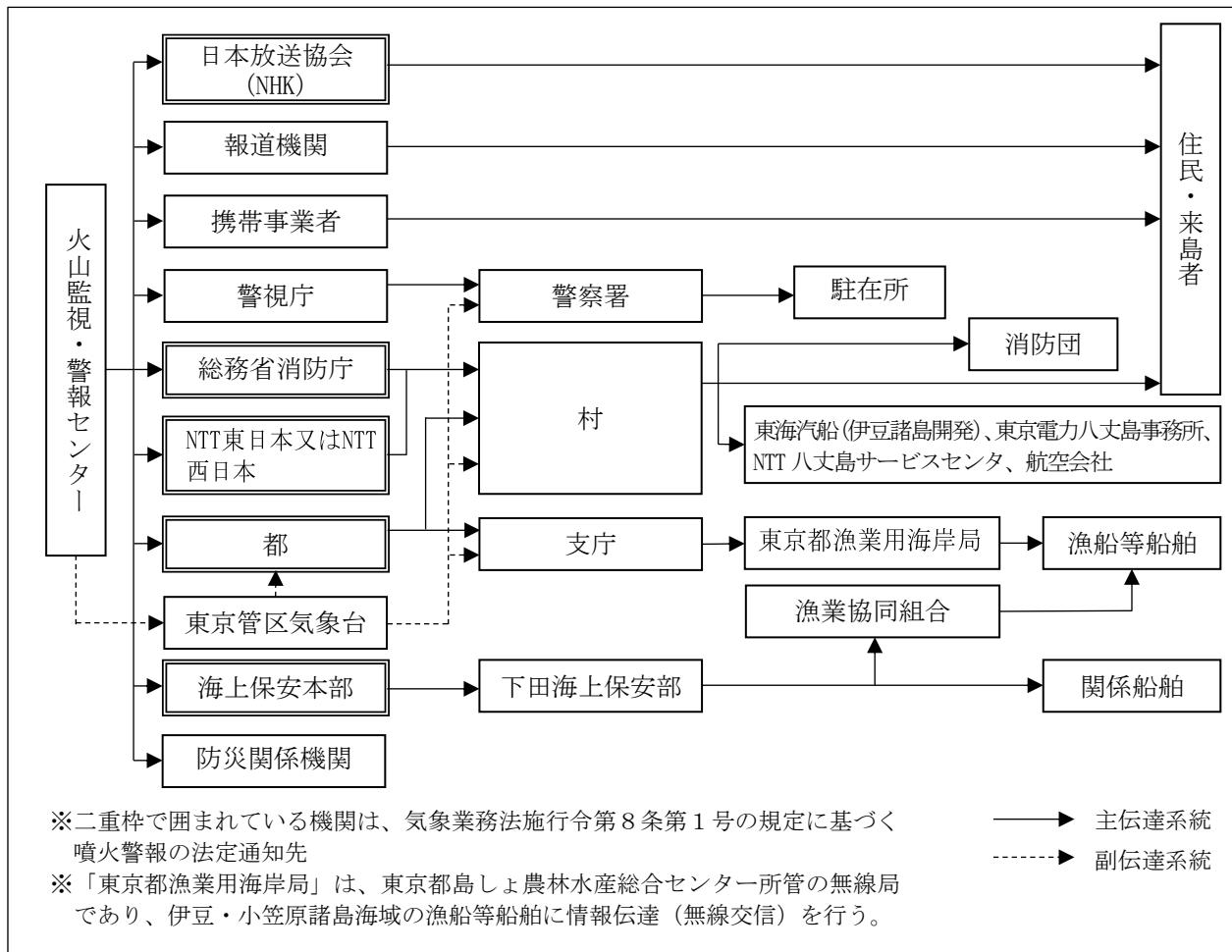


図 噴火警報・予報の伝達系統

2 立入規制の実施

(1) 立入規制の方法

立入規制の方法は、次のとおりとする。災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定し立入規制を行うことができるるのは村長となっている。このため、法律上は、村が立入規制を行うことになるが、実務上は、各道路の管理者は、村の要請を受けて道路封鎖等の作業を協力して行う。

- 村は、村道や遊歩道等の規制箇所に規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖する。
- 支庁は、都道の規制箇所に規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖する。
- 村、支庁、警察署（駐在所）、消防団は、火山活動の状況を確認した上で、規制箇所を巡回する。

3 避難情報の発令

(1) 避難情報の発令

村長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民及び来島者の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の

拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、火山専門家の助言を受け、支庁長、警察署長、東京管区気象台長、関係機関の長と協議の上、避難対象地域の住民等に対し、「避難準備・高齢者等避難開始」又は「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」を発令する。

なお、「避難勧告」又は「避難指示（緊急）」を発令する場合において、必要があると認めるときは、立退き先を定めて発令する。

また、避難のための立退きを行うことによりかえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認める場合は、屋内での待避等の安全確保措置の指示を発令する。

（2）都への報告

村長は、避難情報を発令した場合、速やかに、支庁長を経由し、都知事（総務局）に報告する。

（3）「避難準備・高齢者等避難開始」の発令基準

「避難準備・高齢者等避難開始」は、噴火警戒レベル4が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性がある場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

なお、噴火警戒レベル3が発表されるなど、カルデラ縁付近まで影響を及ぼす山頂噴火の可能性がある場合には、「避難準備・高齢者等避難開始」の発令の有無にかかわらず、社会福祉施設、青ヶ島診療所、避難行動要支援者、避難支援等関係者に「避難準備」を伝達する。

（4）「避難勧告」・「避難指示（緊急）」の発令基準

「避難勧告」は、噴火警戒レベル5が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令し、緊急を要するときは「避難指示（緊急）」を発令する。

なお、島外避難は、次の判断要素から総合的に判断する。

表 島外避難の判断要素

区分	判断要素
島内全域における生命・身体への危険	<ul style="list-style-type: none">○ 山頂部及び山腹での大規模な噴火（火碎流の発生、居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性○ 沿岸部での大規模なマグマ水蒸気噴火（居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性○ 山腹における多量の火山灰堆積後の大雨による島内全域での土石流発生の可能性○ 島内全域での震度5程度の有感地震の続発や顕著な山体変形による山体崩壊の可能性○ 大量の火山ガスの放出による重大な健康被害発生の可能性○ 周辺海域での海底噴火の発生の可能性
島内生活が困難・島外避難への影響	<ul style="list-style-type: none">○ ライフライン等の被害により島内生活の維持が困難○ 気象や火山活動の状況により船舶の接岸や航行及びヘリコプターの飛行、着陸が不可能となる可能性○ 青ヶ島港（三宝港）が被災し使用が不可能となる可能性○ 大量の火山灰の堆積や降灰後の大雨による土石流の発生等により避難港及びヘリポートへの移送が不可能となる可能性

(5) 避難情報の伝達体制

住民等への避難情報の伝達は、次の経路及び手段により行う。

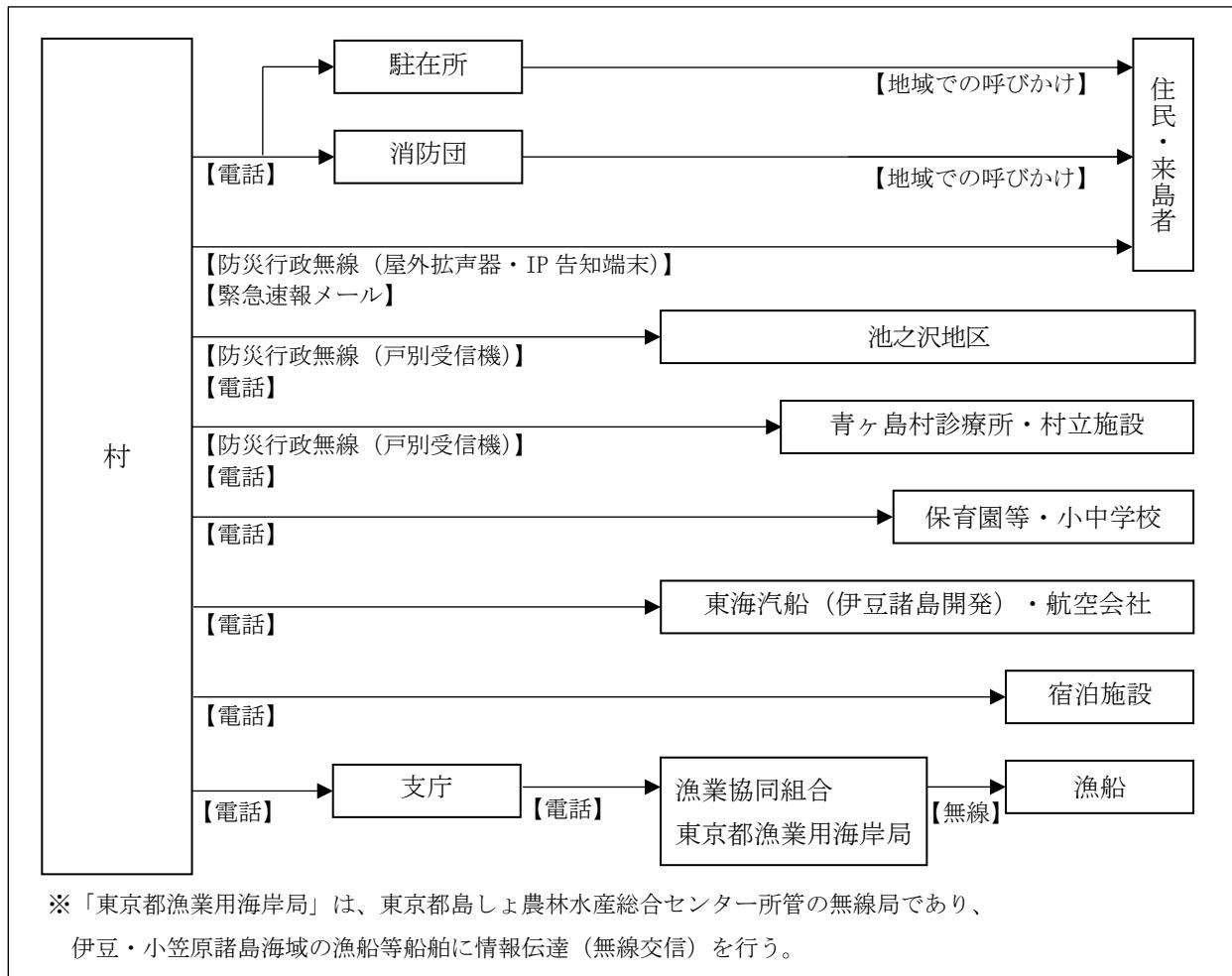


図 避難情報の伝達経路及び伝達手段

4 自衛隊への災害派遣要請

(1) 派遣要請

都知事は、火山災害に際して、自衛隊法第83条第1項に基づき、人命もしくは財産の保護のため必要があると認めた場合、又は村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

村長は、災害対策基本法第68条の2に基づき、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、都知事（総務局）に対し自衛隊の災害派遣の要請を求める。また、村に災害が発生し、都知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通知する。この場合、速やかに都知事に通知する。

(2) 災害派遣部隊の受入れ

村は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう、自衛隊の活動拠点として役場庁舎、その近隣の場所、船艇等、接岸可能地や校庭等を確保する。

部隊の進出等に係るヘリポートは、青ヶ島村臨時ヘリポートを使用する。

(3) 災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容は、次のとおりとする。

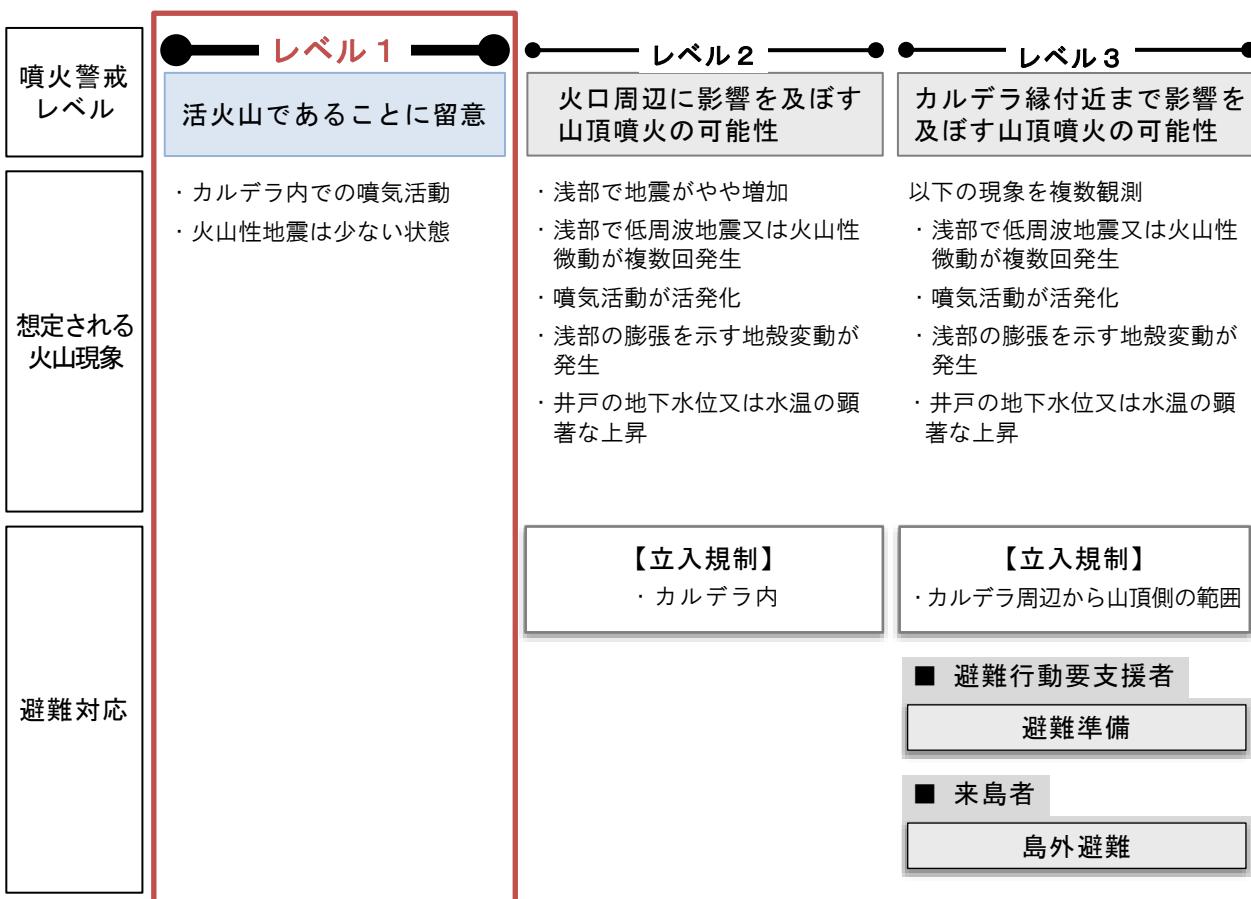
表 災害派遣部隊の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	○ 車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	○ 避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の搜索救助	○ 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索活動を行う。
水防活動	○ 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	○ 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
道路又は水路の障害物除去	○ 道路もしくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの障害物除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	○ 被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
人員及び物資の緊急輸送	○ 緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	○ 被災者に対し、炊飯、給水、入浴、宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	○ 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	○ 能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	○ その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ○ 災害対策基本法第63条3項、第64条第8項から第10項まで及び第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

第2部 噴火警戒レベル別マニュアル

第1章 噴火警戒レベル1（山頂噴火）

1 噴火警戒レベルと避難対応の目安



※平常時における対応については、「本編 第2部 平常時からの備え」を参照

2 各機関の活動態勢

村	通常態勢
支庁	通常態勢
警察署（駐在所）	通常態勢
消防団	通常態勢
都	情報監視態勢

3 各機関の対応

実施項目	村	支庁	警察署 (駐在所)	消防団	東京 管区 気象台	都	掲載 ページ
現象発生時 対応	□現地情報の把握、共有	●	▲	▲	▲	●	▲

●：主体となる機関

▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関

②主体となる機関に協力を行う機関

※ 上記対応の他、村は、住民・来島者に対して火山防災に関する知識・情報及び本計画の普及啓発を図る。

東京管区気象台は関係機関等に必要な情報提供を行う。

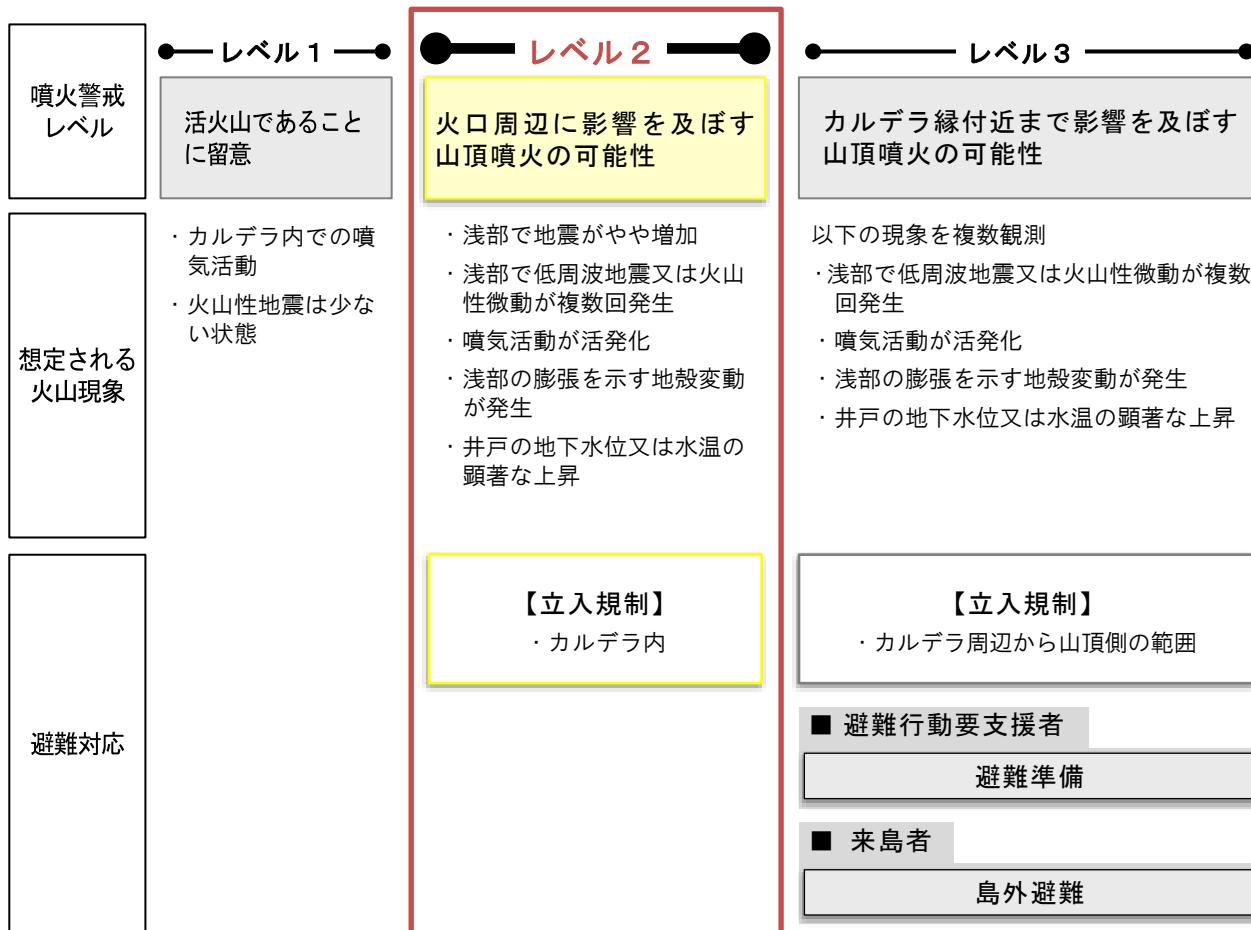
(1) 立入規制

■立入規制図



第2章 噴火警戒レベル2（山頂噴火）

1 噴火警戒レベルと避難対応の目安



2 各機関の活動態勢

村	第1非常配備態勢
支庁	第1非常配備態勢
警察署（駐在所）	連絡室設置
消防団	災害対策本部（出動待機）
都	情報監視態勢～情報連絡態勢

3 各機関の対応

実施項目			村	支庁	警察署 (駐在所)	消防団	東京 管区 気象台	都	掲載 ページ
噴 火 警 報 發 表 時 對 應	噴火警報 の伝達	□噴火警報の受信	●	●	●	●	●	●	マ-5
		□東海汽船（伊豆諸島開発）、東京電力、NTT 東日本、航空会社への伝達	●						
		□住民・来島者への伝達	●						
	立入規制	□都漁業用海岸局への伝達		●					マ-14
		□現地情報の把握、共有	○	●	△	●	○	△	
		□立入規制の実施	●	▲	▲	▲	▲		
継 続 対 應	立入規制	□立入規制の報告、通知	●	▲	▲	▲	▲	▲	マ-14
		□規制箇所での道路等の封鎖	●	●	▲	▲			
		□表示板の設置	●	●					
		□立入規制の周知	●						
		□現地情報の把握、共有	○	●	△	●	○	△	
		□立入規制の周知	●						
		□立入許可申請の対応	●						
		□立入者の把握	●						
		□規制箇所の巡回	●	●	●	●			

●：主体となる機関

▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関

②主体となる機関に協力を行う機関

※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル1から実施していることを表す。継続して実施している事項についても噴火警戒レベル2に上がった場合、再度実施すべき項目もあることに留意する。

噴火警戒レベル2（山頂噴火）

(1) 立入規制

■立入規制図



※立入規制を実施した場合は、船客待合所、八丈島空港、ヘリポート等に表示板を設置する。

■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の実施 ・立入規制の報告（報告先：支庁） ・立入規制の通知 (通知先：警察署長、消防団長、東京管区気象台長) ・規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・表示板の設置（船客待合所、ヘリポートなど） ・立入規制の周知（防災行政無線、IP告知端末、広報車、表示板、村ホームページ、チラシ（船客待合所、ヘリポート、宿泊施設など）） ・立入許可申請の対応 ・立入者の把握 ・規制箇所の巡回
支庁	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・規制箇所での道路等の封鎖 (規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖) ・表示板の設置（船客待合所、空港など） ・規制箇所の巡回
警察署 (駐在所)	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（村から受理） ・規制箇所での道路等の封鎖の協力 (規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖) ・規制箇所の巡回
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（村から受理） ・規制箇所での道路等の封鎖の協力 (規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖) ・規制箇所の巡回
東京管区 気象台	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（村から受理）
都	<ul style="list-style-type: none"> ・立入規制の報告（支庁から受理） ・現地情報の把握、共有

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■留意事項

- 噴火警戒レベル2の場合、カルデラ内が立入規制範囲となる。カルデラ内を通行しなければ生活物資の輸送が困難であり、生活の維持が困難となることから、一定の条件の下、特定の業者に限り一時的に立入を許可し、必要最低限の物資輸送対応を行う必要がある。
- 立入許可については、下記を満たしていることを最低条件とし、東京管区気象台等からの情報も参考とした上で、村が決定することとする。なお、立入の回数や時間は最小限とする。
【立入許可の条件】
 - ・東京管区気象台による火山活動状況の監視体制にあり、火山活動が比較的落ち着いていること
 - ・日中に限る（夜間と比べ火山活動状況が確認しやすい）
 - ・火山活動の状況を理解している村の職員が同行すること
 - ・連絡手段（携帯電話等）を確保し、防災行政無線による放送には特に留意しておくこと*
 - ・車両による通行を行うこと
 - ・立入規制範囲内ではヘルメットを装着すること

*島内のほとんどの地域で携帯電話は通じる（大千代港及び居住地域西側の一部の地域を除く（2019年3月時点））。また、防災行政無線は島内全域に届く。

第3章 噴火警戒レベル3（山頂噴火）

1 噴火警戒レベルと避難対応の目安

噴火警戒 レベル	■ レベル2 ■ 火口周辺に影響を及ぼす 山頂噴火の可能性	■ レベル3 ■ カルデラ縁付近まで影響を 及ぼす山頂噴火の可能性	■ レベル4 ■ 居住地域に重大な被害 を及ぼす噴火の可能性
想定される 火山現象	<ul style="list-style-type: none"> ・浅部で地震がやや増加 ・浅部で低周波地震又は火山性微動が複数回発生 ・噴気活動が活発化 ・浅部の膨張を示す地殻変動が発生 ・井戸の地下水位又は水温の顕著な上昇 	<p>以下の現象を複数観測</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浅部で低周波地震又は火山性微動が複数回発生 ・噴気活動が活発化 ・浅部の膨張を示す地殻変動が発生 ・井戸の地下水位又は水温の顕著な上昇 	<ul style="list-style-type: none"> ・浅部で地震が多発 ・有感地震が複数回発生 ・ごく小規模な噴火が発生
避難対応	<p>【立入規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カルデラ内 	<p>【立入規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カルデラ周辺から山頂側の範囲 <p>■ 避難行動要支援者</p> <p>避難準備</p> <p>■ 来島者</p> <p>島外避難</p>	<p>【立入規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住地域までの必要な範囲 <p>■ 一般住民</p> <p>避難準備</p> <p>島外避難</p>

2 各機関の活動態勢

村	災害対策本部第2非常配備態勢
支庁	第2～3非常配備態勢
警察署（駐在所）	現場警備本部
消防団	災害対策本部（出動・監視）
都	情報連絡態勢～災害即応対策本部～応急対策本部

3 各機関の対応

実施項目		村	支庁	警察署 (駐在所)	消防団	東京 管区 気象台	都	掲載 ページ	
噴火警報 の伝達	□噴火警報の受信	○	○	○	○	○	○	マ-5	
	□東海汽船（伊豆諸島開発）、東京電力、NTT 東日本、航空会社への伝達	○							
	□住民・来島者への伝達	○							
	□都漁業用海岸局への伝達		○						
立入規制	□現地情報の把握、共有	○	○	○	○	○	●	マ-19	
	□立入規制の実施	○	△	△	△	△			
	□立入規制の報告、通知	○	△	△	△	△	△		
	□規制箇所での道路等の封鎖	○	○	△	△				
	□表示板の設置	○	○						
	□立入規制の周知	○							
避難経路 等の確保	□道路の点検、機能確保	●	●					—	
	□港・ヘリポートの点検、機能確保	●	●						
	□交通規制	▲	▲	●					
防災機能 等の確保	□災害備蓄品の点検	●						—	
	□防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	●		●	●				
	□装備等の点検等			●	●				
噴 火 警 報 発 表 時 対 応	避難行動要支援者（避難準備）								
	□避難準備の決定	●	▲	▲	▲	▲		マ-21	
	□避難準備の決定の報告	●	▲						
	□島内関係機関への伝達	●							
	□社会福祉施設等への伝達	●							
	□避難行動要支援者・避難支援等関係者への伝達	●		●	●				
	□避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有	●	▲	▲	▲				
	□島内の避難先の確保	●							
	□島内の移送経路・方法の検討	●	▲			▲			
	□東海汽船（伊豆諸島開発）への避難対応準備の要請（島外避難の準備）	●							
避難対応	□情報共有、調整（島外避難の準備）	●	▲				▲	マ-22	
	□受入準備（島外避難の準備）						●		
	来島者（島外避難）								
	□島外避難の決定	●	▲	▲	▲	▲			
	□島外避難の決定の報告	●	▲				▲		
	□島内関係機関への伝達	●							
マ-22	□人数の把握	●						マ-22	
	□島外避難の呼びかけ	●		▲	▲				
	□航空会社等への呼びかけの要請	●							
	□島外避難支援	●	▲	▲	▲				
	□観光拠点の巡回	●		●	●				
	□残留者の確認	●							

噴火警戒レベル3（山頂噴火）

実施項目			村	支庁	警察署 (駐在所)	消防団	東京 管区 気象台	都	掲載 ページ
継 続 対 応	立入規制	□現地情報の把握、共有	○	○	○	○	○	●	マ-19
		□立入規制の周知	○						
		□立入許可申請の対応	○						
		□立入者の把握	○						
		□規制箇所の巡回	○	○	○	○			

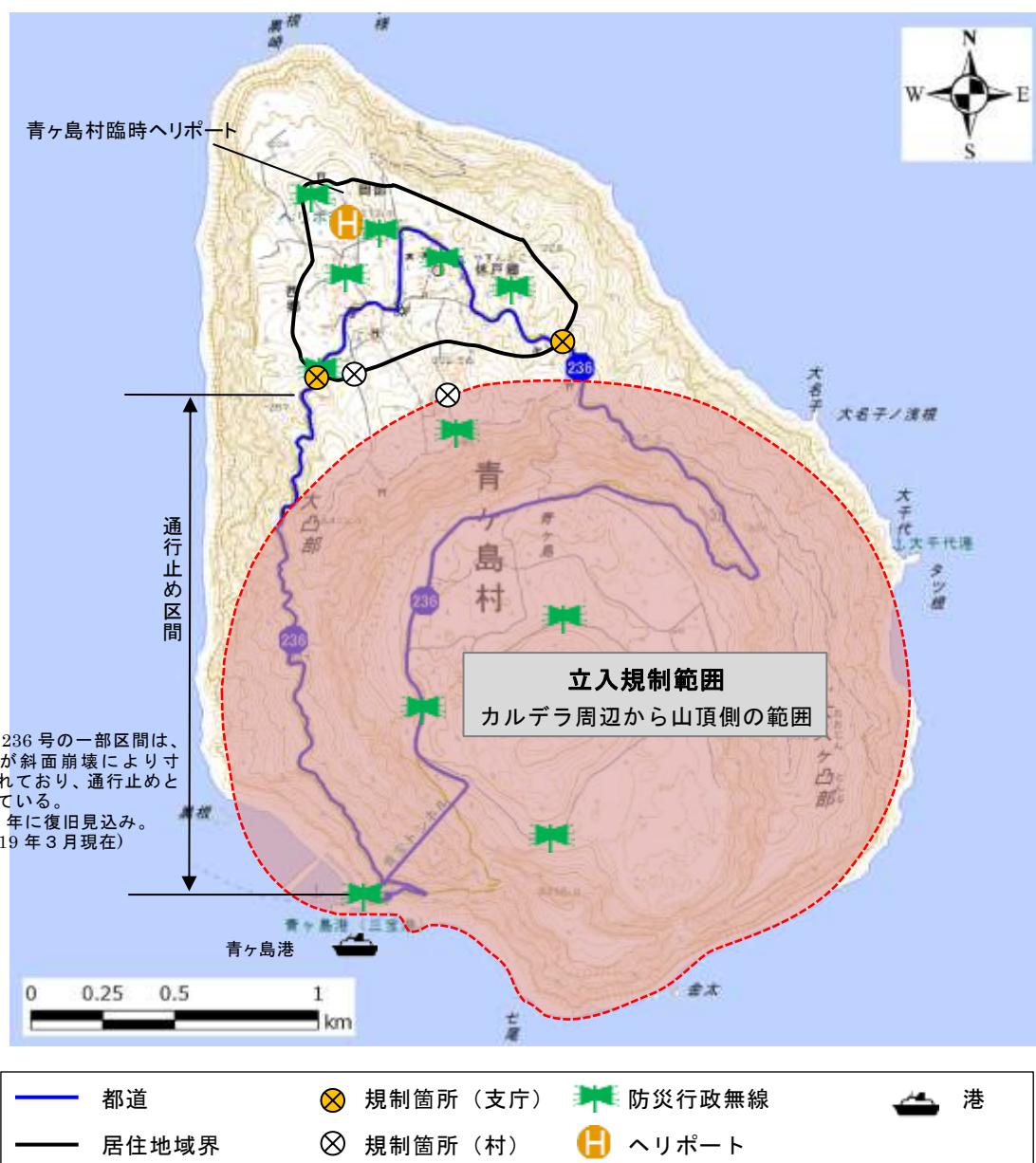
●：主体となる機関

▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関 ②主体となる機関に協力を行う機関

※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル2までに実施していることを表す。継続して実施している事項についても噴火警戒レベル3に上がった場合、再度実施すべき項目もあることに留意する。また、噴火警戒レベルは必ずしも段階的に上がらないことに留意する。

(1) 立入規制

■立入規制図



※立入規制を実施した場合は、船客待合所、八丈島空港、ヘリポート等に表示板を設置する。

■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の実施 ・立入規制の報告（報告先：支庁） ・立入規制の通知 (通知先：警察署長、消防団長、東京管区気象台長) ・規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・表示板の設置（船客待合所、ヘリポートなど） ・立入規制の周知（防災行政無線、IP告知端末、広報車、表示板、村ホームページ、チラシ（船客待合所、ヘリポート、宿泊施設など）） ・立入許可申請の対応 ・立入者の把握 ・規制箇所の巡回
支庁	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・規制箇所での道路等の封鎖 (規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖) ・表示板の設置（船客待合所、空港など） ・規制箇所の巡回
警察署 (駐在所)	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（村から受理） ・規制箇所での道路等の封鎖の協力 (規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖) ・規制箇所の巡回
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（村から受理） ・規制箇所での道路等の封鎖の協力 (規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖) ・規制箇所の巡回
東京管区 気象台	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（村から受理）
都	<ul style="list-style-type: none"> ・立入規制の報告（支庁から受理） ・現地情報の把握、共有

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

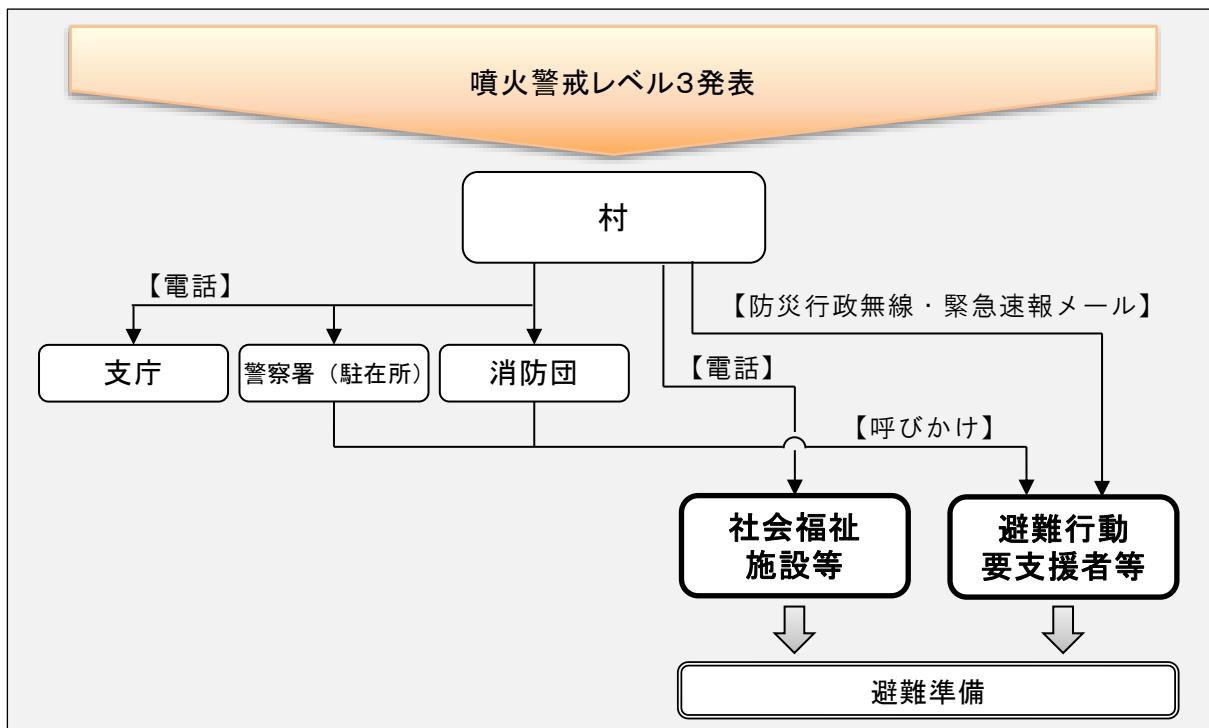
■留意事項

- 噴火警戒レベル3の場合、カルデラ内が立入規制範囲となる。カルデラ内を通行しなければ生活物資の輸送が困難であり、生活の維持が困難となることから、一定の条件の下、特定の業者に限り一時的に立入を許可し、必要最低限の物資輸送対応を行う必要がある。
 - 立入許可については、下記を満たしていることを最低条件とし、東京管区気象台等からの情報も参考とした上で、村が決定することとする。なお、立入の回数や時間は最小限とする。
【立入許可の条件】
 - ・東京管区気象台による火山活動状況の監視体制にあり、火山活動が比較的落ち着いていること
 - ・日中に限る（夜間と比べ火山活動状況が確認しやすい）
 - ・火山活動の状況を理解している村の職員が同行すること
 - ・連絡手段（携帯電話等）を確保し、防災行政無線による放送には特に留意しておくこと*
 - ・車両による通行を行うこと
 - ・立入規制範囲内ではヘルメットを装着すること
- *島内のほとんどの地域で携帯電話は通じる（大千代港及び居住地域西側の一部の地域を除く（2019年3月時点））。また、防災行政無線は島内全域に届く。

(2) 避難対応

ア 避難行動要支援者（避難準備）

■フロー図



■各機関の役割

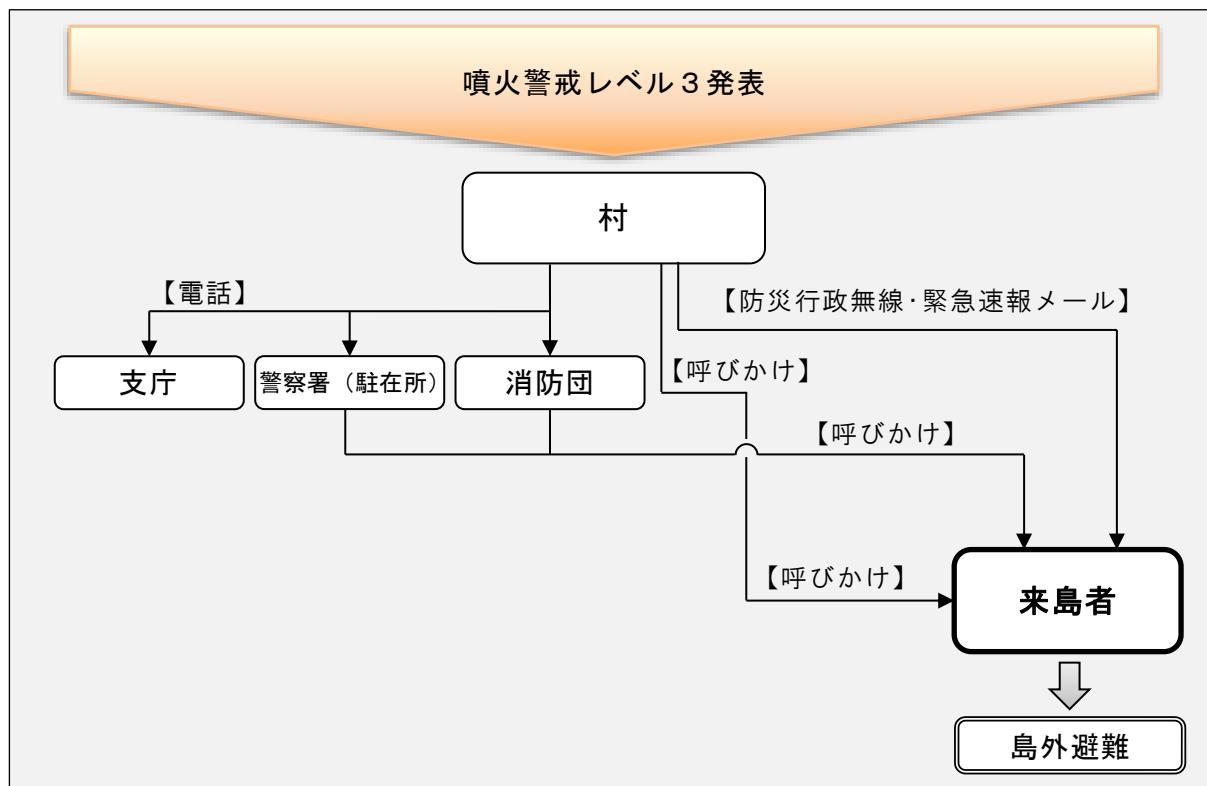
村	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備の決定 ・避難準備の決定の報告（報告先：支庁） ・島内関係機関への避難準備の伝達（マ-7参照） ・社会福祉施設等への避難準備の伝達 ・避難行動要支援者・避難支援等関係者への避難準備の伝達 (防災行政無線、緊急速報メール) ・避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有 ・島内の避難先の確保 ・島内の移送経路・方法の検討 ・東海汽船（伊豆諸島開発）への避難対応準備の要請（島外避難の準備） ・情報共有、調整（島外避難の準備）
支庁	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける ・島内の移送経路・方法の検討 ・情報共有、調整の協力（島外避難の準備）
警察署 (駐在所)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者・避難支援等関係者への避難準備の伝達 (地域での呼びかけ) ・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者・避難支援等関係者への避難準備の伝達 (地域での呼びかけ) ・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける
東京管区気象台	<ul style="list-style-type: none"> ・島内の移送経路・方法の検討への協力
都	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備の決定の報告 ・情報共有、調整の協力（島外避難の準備） ・受入準備（島外避難の準備）

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

噴火警戒レベル3（山頂噴火）

イ 来島者（島外避難）

■フロー図



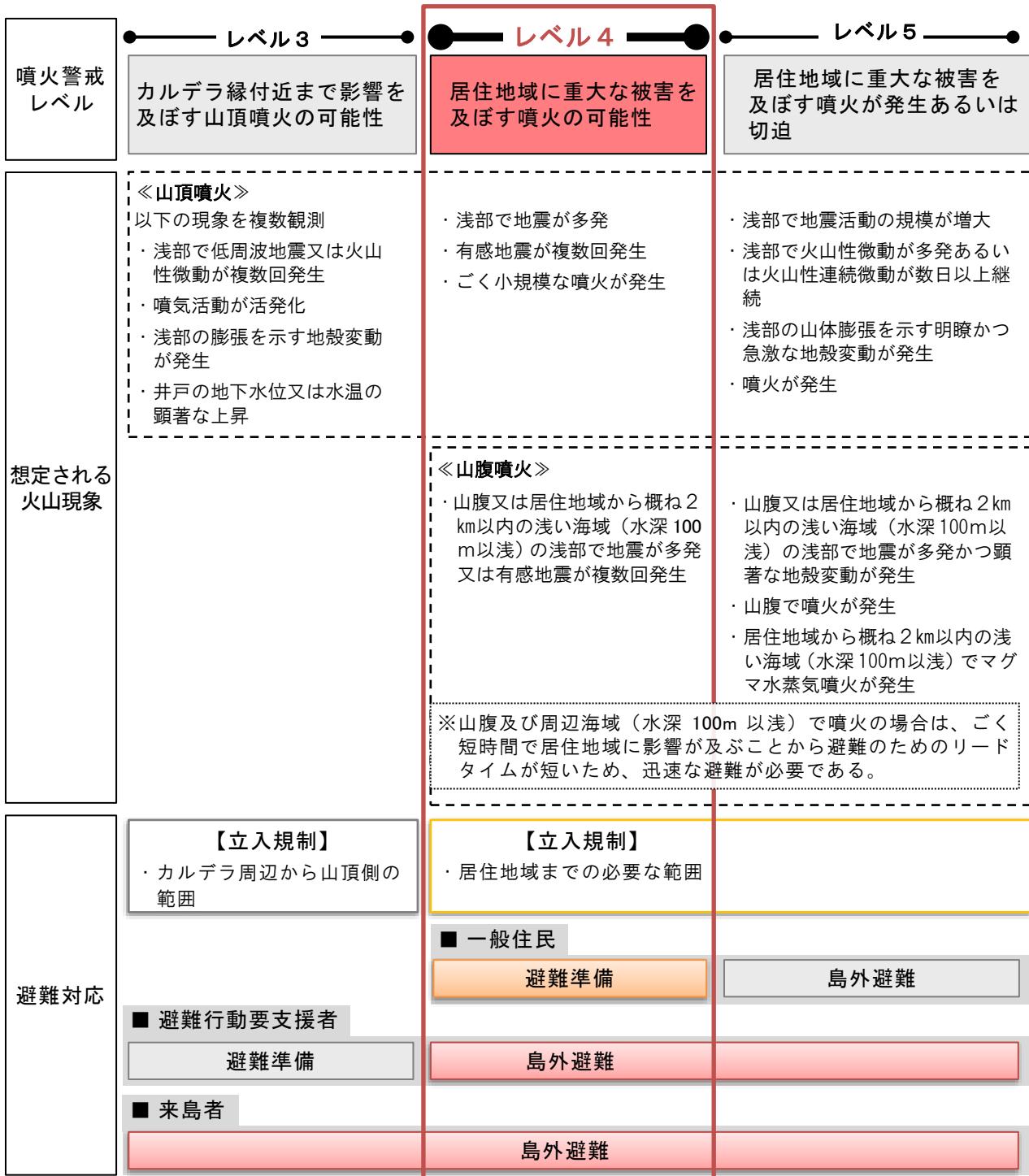
■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難の決定 ・島外避難の決定の報告（報告先：支庁） ・島内関係機関への島外避難の伝達（マ-7参照） ・人数の把握 ・島外避難の呼びかけ （防災行政無線、緊急速報メール） ・航空会社等への呼びかけの要請（東海汽船（伊豆諸島開発）、航空会社など） ・島外避難支援 ・観光拠点の巡回 ・残留者の確認
支庁	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・島外避難支援の協力
警察署 (駐在所)	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難の呼びかけ（地域での呼びかけ） ・島外避難支援の協力 ・観光拠点の巡回
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難の呼びかけ（地域での呼びかけ） ・島外避難支援の協力 ・観光拠点の巡回
都	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難の決定の報告（支庁から受理）

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

第4章 噴火警戒レベル4（山頂噴火・山腹噴火）

1 噴火警戒レベルと避難対応の目安



2 各機関の活動態勢

村	災害対策本部第3非常配備態勢
支庁	第3非常配備態勢
警察署（駐在所）	現場警備本部
消防団	災害対策本部（出動）
都	情報連絡態勢～災害即応対策本部～応急対策本部

3 各機関の対応

実施項目			村	支庁	警察署 (駐在所)	消防団	東京 管区 気象台	都	掲載 ページ	
噴火警報 の伝達	□噴火警報の受信	○	○	○	○	○	○	○	マ-5	
	□東海汽船（伊豆諸島開発）、東京電力、NTT 東日本、航空会社への伝達	○								
	□住民・来島者への伝達	○								
	□都漁業用海岸局への伝達		○							
	□避難情報の発令	●	▲	▲	▲	▲				
	□避難情報発令の報告	●	▲					▲		
	□島内関係機関への伝達	●	●							
	□住民・来島者への伝達	●		●	●					
	□都漁業用海岸局への伝達		●							
	□現地情報の把握、共有	○	○	○	○	○	○	○		
立入規制	□立入規制の実施	○	△	△	△	△			マ-26	
	□立入規制の報告、通知	○	△	△	△	△	△	△		
	□規制箇所での道路等の封鎖	○	○	△	△					
	□表示板の設置	○	○							
	□立入規制の周知	○								
	□自衛隊への災害派遣要請（状況に応じて）	●	▲					●		
噴火警報 発表時 対応	□避難経路の検討	●	▲	▲	▲	▲			マ-7	
	□道路の点検、機能確保	○	○							
	□港・ヘリポートの点検、機能確保	○	○							
	□交通規制	△	△	○						
防災機能 等の確保	□災害備蓄品の点検	○							マ-28	
	□防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	○		○	○					
	□装備等の点検等			○	○					
	一般住民（避難準備）									
	□避難準備の決定	●	▲	▲	▲	▲				
	□避難準備の決定の報告	●	▲					▲		
	□島内関係機関への伝達	●								
	□住民への伝達	●		●	●					
	□避難者総数の把握	●	▲	▲	▲					
	□避難所の開設、点検	●								
避難対応	□村有車の配備	●							マ-29	
	□東海汽船（伊豆諸島開発）への避難対応準備の要請（島外避難の準備）	●								
	□避難手順の確認	●	●	●	●			●		
	避難行動要支援者（島外避難）									
	□島外避難の決定	●	▲	▲	▲	▲				
	□島外避難の決定の報告	●	▲					▲		
	□島外への移送の要請	●	▲					▲		
	□島内関係機関への伝達	○								
	□社会福祉施設等への伝達	○								
	□都漁業用海岸局への伝達		●							
	□避難行動要支援者・避難支援等関係者への伝達	○		○	○					
	□避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有	○	△	△	△			▲		
	□島内の移送経路・方法の検討	○	△				△			

実施項目			村	支庁	警察署 (駐在所)	消防団	東京 管区 気象台	都	掲載 ページ
噴 火 警 報 発 表 時 対 応	避難対応	□島外への移送の協議	●	▲				●	マ-29
		□島内での避難支援	●	●	●	●			
		□島内の避難状況の確認	●	●	●	●			
	来島者（島外避難）								
	避難対応	□島外避難の決定	○	△	△	△	△		マ-31
		□島外避難の決定の報告	○	△				△	
		□島内関係機関への伝達	○						
		□人数の把握	○						
		□島外避難の強い呼びかけ	●		▲	▲			
		□航空会社等への呼びかけの要請	○						
		□島外避難支援	○	△	△	△			
		□観光拠点の巡回	○		○	○			
		□残留者の確認	○						
継 続 対 応	立入規制	□現地情報の把握、共有	○	○	○	○	○	○	マ-26
		□立入規制の周知	○						
		□立入許可申請の対応	○						
		□立入者の把握	○						
		□規制箇所の巡回	○	○	○	○			

●：主体となる機関

▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関

②主体となる機関に協力を行う機関

※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル3までに実施していることを表す。継続して実施している事項についても噴火警戒レベル4に上がった場合、再度実施すべき項目もあることに留意する。また、噴火警戒レベルは必ずしも段階的に上がらないことに留意する。

※島外避難に関する島外関係機関の対応については、第6章を参照のこと。

(1) 立入規制

■立入規制図



■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の実施 ・立入規制の報告（報告先：支庁） ・立入規制の通知 (通知先：警察署長、消防団長、東京管区気象台長) ・規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・表示板の設置（船客待合所、ヘリポートなど） ・立入規制の周知（防災行政無線、IP告知端末、広報車、表示板、村ホームページ、チラシ（船客待合所、ヘリポート、宿泊施設など）） ・立入許可申請の対応 ・立入者の把握 ・規制箇所の巡回
支庁	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・規制箇所での道路等の封鎖 (規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖) ・表示板の設置（船客待合所、空港など） ・規制箇所の巡回
警察署 (駐在所)	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（村から受理） ・規制箇所での道路等の封鎖の協力 (規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖) ・規制箇所の巡回
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（村から受理） ・規制箇所での道路等の封鎖の協力 (規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖) ・規制箇所の巡回
東京管区 気象台	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（村から受理）
都	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の報告（支庁から受理）

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

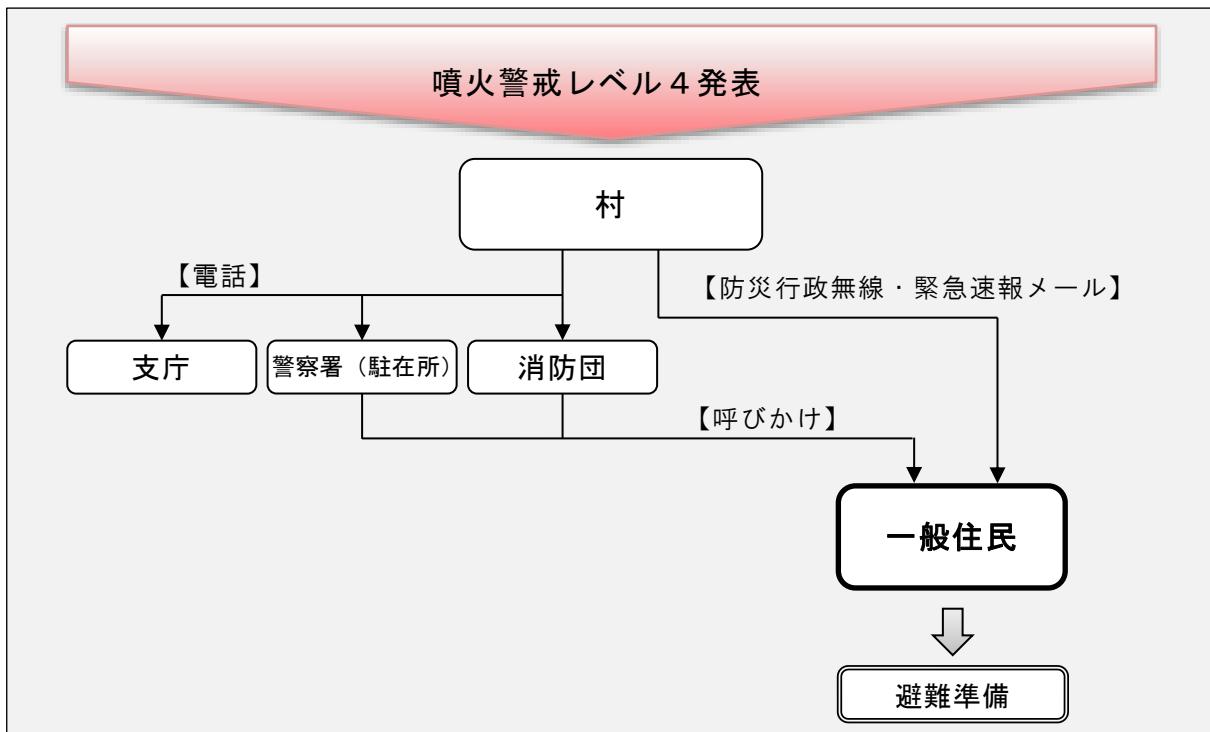
■留意事項

- 噴火警戒レベル4の場合、居住地域までの必要な範囲が立入規制範囲となる。この場合、カルデラ内が規制される可能性が高いが、青ヶ島村では、カルデラ内を通行しなければ生活物資の輸送が困難であり、生活の維持が困難となることから、一定の条件の下、特定の業者に限り一時的に立入を許可し、必要最低限の物資輸送対応を行う必要がある。
 - 立入許可については、下記を満たしていることを最低条件とし、東京管区気象台等からの情報も参考とした上で、村が決定することとする。なお、立入の回数や時間は最小限とする。
【立入許可の条件】
 - ・東京管区気象台による火山活動状況の監視体制にあり、火山活動が比較的落ち着いていること
 - ・日中に限る（夜間と比べ火山活動状況が確認しやすい）
 - ・火山活動の状況を理解している村の職員が同行すること
 - ・連絡手段（携帯電話等）を確保し、防災行政無線による放送には特に留意しておくこと*
 - ・車両による通行を行うこと
 - ・立入規制範囲内ではヘルメットを装着すること
- *島内のほとんどの地域で携帯電話は通じる（大千代港及び居住地域西側の一部の地域を除く（2019年3月時点））。また、防災行政無線は島内全域に届く。

(2) 避難対応

ア 一般住民（避難準備）

■フロー図



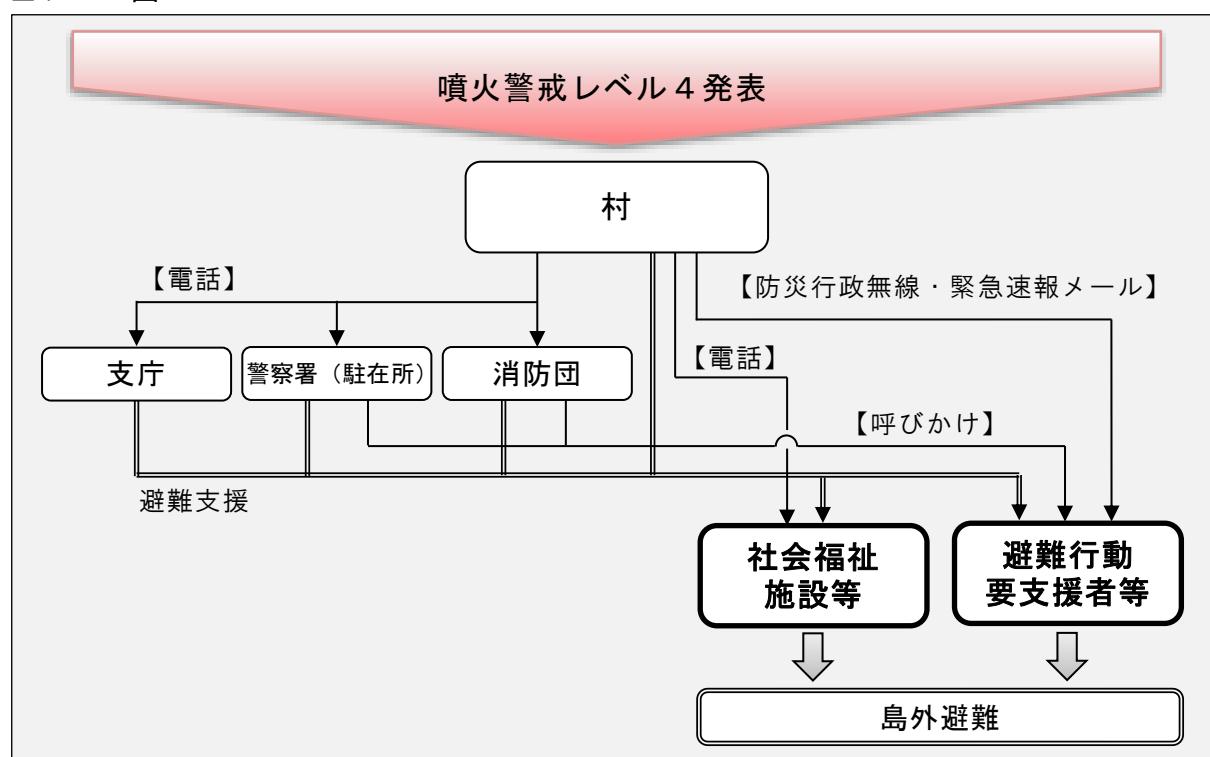
■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備の決定 ・避難準備の決定の報告（報告先：支庁） ・島内関係機関への避難準備の伝達（マ-7参照） ・住民への避難準備の伝達 (防災行政無線、緊急速報メール) ・避難者総数の把握 ・避難所の開設、点検 ・村有車の配備 ・東海汽船（伊豆諸島開発）への避難対応準備の要請（島外避難の準備） ・避難手順の確認
支庁	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・避難者総数の把握の協力 ・避難手順の確認
警察署 (駐在所)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への避難準備の伝達（地域での呼びかけ） ・避難者総数の把握の協力 ・避難手順の確認
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への避難準備の伝達（地域での呼びかけ） ・避難者総数の把握の協力 ・避難手順の確認
都	※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

イ 避難行動要支援者（島外避難）

■フロー図



■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難の決定 ・島外避難の決定の報告（報告先：支庁） ・島外への移送の要請（要請先：支庁） ・島内関係機関への島外避難の伝達（マ-7参照） ・社会福祉施設等への島外避難の伝達 ・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島外避難の伝達（防災行政無線、緊急速報メール） ・避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有 ・島内の移送経路・方法の検討 ・島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局）） ・島内での避難支援 ・島内の避難状況の確認
支庁	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・島外への移送の要請（村から受理、都（福祉保健局）に要請） ・都漁業用海岸局への伝達 ・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける ・島内の移送経路・方法の検討 ・島内での避難支援 ・島内の避難状況の確認
警察署 (駐在所)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島外避難の伝達（地域での呼びかけ） ・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける ・島内での避難支援 ・島内の避難状況の確認
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島外避難の伝達（地域での呼びかけ） ・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける ・島内での避難支援 ・島内の避難状況の確認
都	※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■社会福祉施設一覧

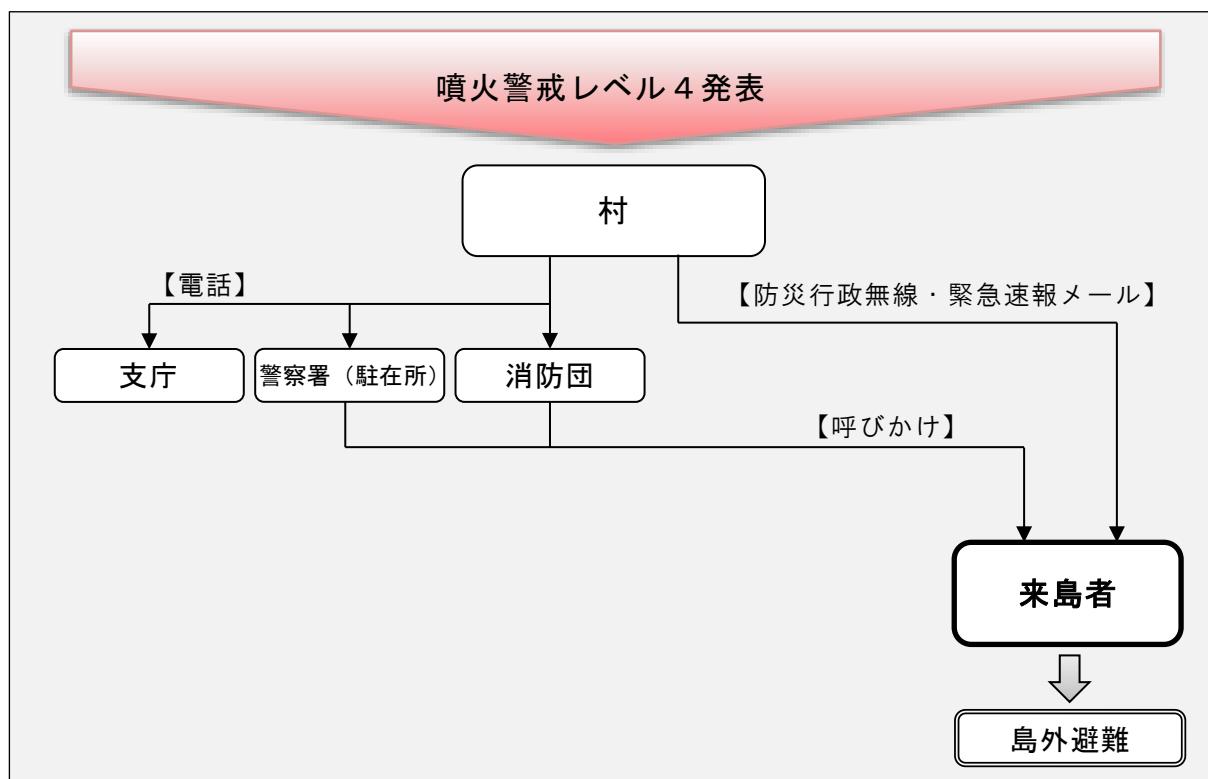
施設名
青ヶ島老人福祉館
デイサービスセンター

■一時集合場所等位置図



ウ 来島者（島外避難）

■フロー図



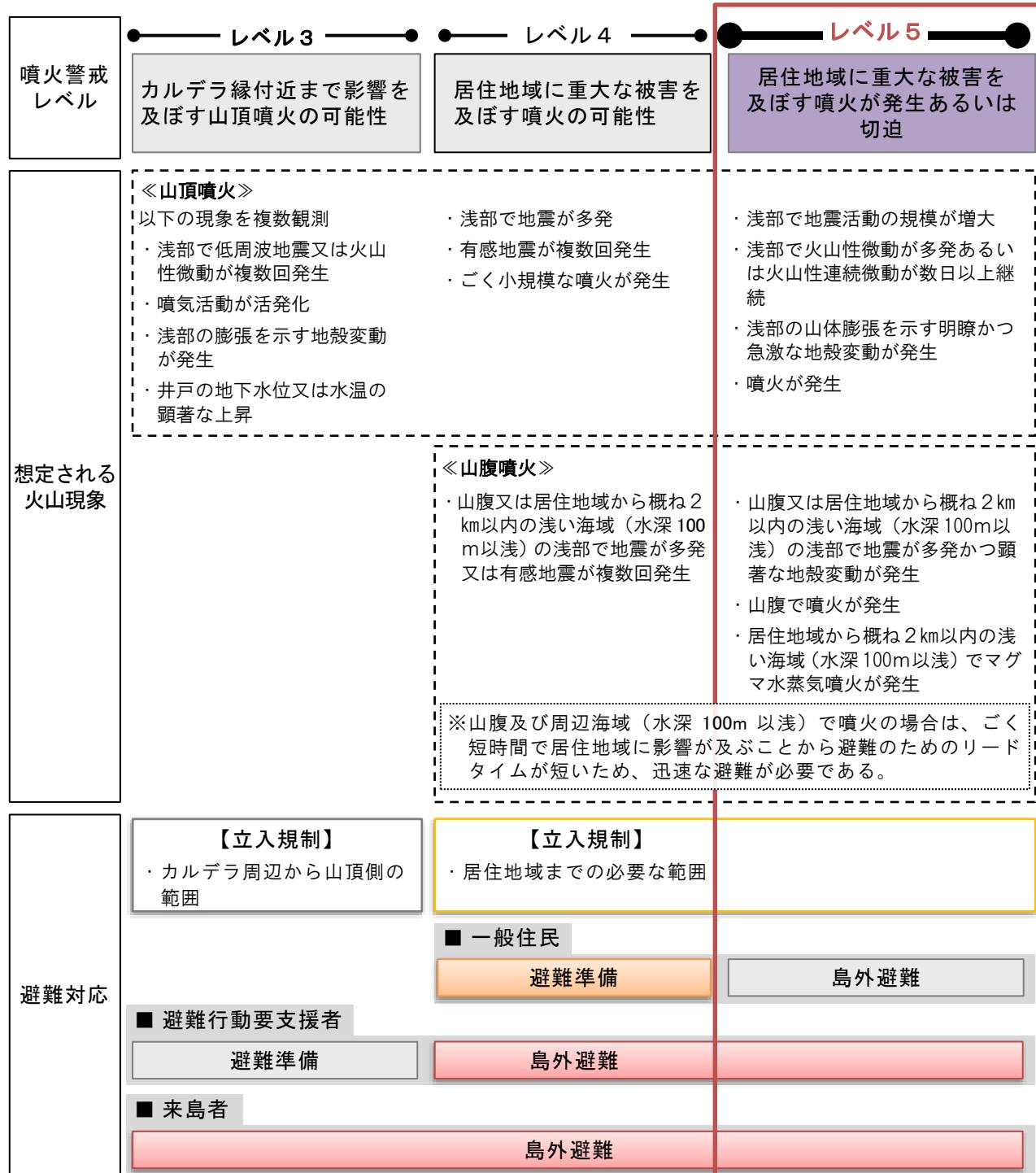
■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難の決定 ・島外避難の決定の報告（報告先：支庁） ・島内関係機関への島外避難の伝達（マ-7参照） ・人数の把握 ・島外避難の強い呼びかけ (防災行政無線、緊急速報メール) ・航空会社等への呼びかけの要請（東海汽船（伊豆諸島開発）、航空会社など） ・島外避難支援 ・観光拠点の巡回 ・残留者の確認
支庁	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・島外避難支援の協力
警察署 (駐在所)	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難の強い呼びかけ（地域での呼びかけ） ・島外避難支援の協力 ・観光拠点の巡回
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難の強い呼びかけ（地域での呼びかけ） ・島外避難支援の協力 ・観光拠点の巡回
都	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難の決定の報告（支庁から受理）

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

第5章 噴火警戒レベル5（山頂噴火・山腹噴火）

1 噴火警戒レベルと避難対応の目安



2 各機関の活動態勢

村	災害対策本部第3非常配備態勢
支庁	第3非常配備態勢～地方隊
警察署（駐在所）	現場警備本部
消防団	災害対策本部（出動）
都	応急対策本部～災害対策本部

3 各機関の対応

実施項目		村	支庁	警察署 (駐在所)	消防団	東京 管区 気象台	都	掲載 ページ
噴火警報 の伝達	□噴火警報の受信	○	○	○	○	○	○	マ-5
	□東海汽船（伊豆諸島開発）、東京電力、NTT 東日本、航空会社への伝達	○						
	□住民・来島者への伝達	○						
	□都漁業用海岸局への伝達		○					
避難情報 の発令	□避難情報の発令	○	△	△	△	△		マ-5
	□避難情報発令の報告	○	△				△	
	□島内関係機関への伝達	○	○					
	□住民・来島者への伝達	○		○	○			
	□都漁業用海岸局への伝達		○					
立入規制	□現地情報の把握・共有	○	○	○	○	○	○	マ-35
	□立入規制の実施	○	△	△	△	△		
	□立入規制の報告、通知	○	△	△	△	△	△	
	□規制箇所での道路等の封鎖	○	○	△	△			
	□表示板の設置	○	○					
	□立入規制の周知	○						
自衛隊の 災害派遣	□自衛隊への災害派遣要請（状況に応じて）	○	△				○	マ-7
	□避難経路の検討	○	△	△	△	△		
噴 火 警 報 発 表 時 対 応	□道路の点検、機能確保	○	○					—
	□港・ヘリポートの点検、機能確保	○	○					—
	□交通規制	△	△	○				
	□災害備蓄品の点検	○						
防災機能 等の確保	□防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	○		○	○			—
	□装備等の点検等			○	○			
	一般住民（島外避難）							
避難対応	□島外避難の決定	●	▲	▲	▲	▲		マ-37
	□島外避難の決定の報告	●	▲				▲	
	□島外への移送の要請	●	▲				▲	
	□島内関係機関への伝達	○						
	□都漁業用海岸局への伝達		●					
	□住民への伝達	○		○	○			
	□避難者総数の把握	○	△	△	△			
	□避難手順の確認	○	○	○	○		○	
	□村有車の配備	○						
	□島外への移送手段の確保						●	
	□避難先（港・ヘリポート）の決定、報告	●	▲			▲		
	□避難者リストの作成、共有	●	▲	▲	▲		▲	
	□避難誘導者の配置	●		▲	▲			
	□引率者の選定	●						
	□島内の避難誘導（港・ヘリポートまで）	●	▲	▲	▲			
	□乗船・搭乗リストの作成	●						
	□島内の残留者の確認	●		●	●			
	□島内の避難完了の確認	●	●	●	●			
	□避難先の決定						●	
	□避難先別の避難者振り分け	●					●	

噴火警戒レベル5（山頂噴火・山腹噴火）

実施項目		村	支庁	警察署 (駐在所)	消防団	東京 管区 気象台	都	掲載 ページ
噴 火 警 報 発 表 時 対 応	避難行動要支援者（島外避難）							
	□島外避難の決定	○	△	△	△	△		マ-39
	□島外避難の決定の報告	○	△				△	
	□島外への移送の要請	○	△				△	
	□島内関係機関への伝達	○						
	□社会福祉施設等への伝達	○						
	□都漁業用海岸局への伝達		○					
	□避難行動要支援者・避難支援等関係者への伝達	○		○	○			
	□避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有	○	△	△	△		△	
	□島内の移送経路・方法の検討	○	△			△		
	□島外への移送の協議	○	△				○	
	□島内での避難支援	○	○	○	○			
	□島内の避難状況の確認	○	○	○	○			
来島者（島外避難）*								
来島者（島外避難）*	□島外避難の決定	○	△	△	△	△		マ-41
	□島外避難の決定の報告	○	△				△	
	□島内関係機関への伝達	○						
	□人数の把握	○						
	□島外避難の強い呼びかけ	○		△	△			
	□航空会社等への呼びかけの要請	○						
	□島外避難支援	○	△	△	△			
	□観光拠点の巡回	○		○	○			
	□残留者の確認	○						
継 続 対 応	□現地情報の把握・共有	○	○	○	○	○	○	マ-35
	□立入規制の周知	○						
	□立入許可申請の対応	○						
	□立入者の把握	○						
	□規制箇所の巡回	○	○	○	○			

●：主体となる機関

▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関

②主体となる機関に協力をを行う機関

*：来島者の避難は、一般住民の避難対応に準じる。

※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル4までに実施していることを表す。継続して実施している事項についても噴火警戒レベル5に上がった場合、再度実施すべき項目もあることに留意する。また、噴火警戒レベルは必ずしも段階的に上がらないことに留意する。

※島外避難に関する島外関係機関の対応については、第6章を参照のこと。

(1) 立入規制

■立入規制図



■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の実施 ・立入規制の報告（報告先：支庁） ・立入規制の通知 (通知先：警察署長、消防団長、東京管区気象台長) ・規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・表示板の設置（船客待合所、ヘリポートなど） ・立入規制の周知（防災行政無線、IP告知端末、広報車、表示板、村ホームページ、チラシ（船客待合所、ヘリポート、宿泊施設など）） ・立入許可申請の対応 ・立入者の把握 ・規制箇所の巡回
支庁	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・規制箇所での道路等の封鎖 (規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖) ・表示板の設置（船客待合所、空港など） ・規制箇所の巡回
警察署 (駐在所)	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（村から受理） ・規制箇所での道路等の封鎖の協力 (規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖) ・規制箇所の巡回
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（村から受理） ・規制箇所での道路等の封鎖の協力 (規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖) ・規制箇所の巡回
東京管区 気象台	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（村から受理）
都	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の報告（支庁から受理）

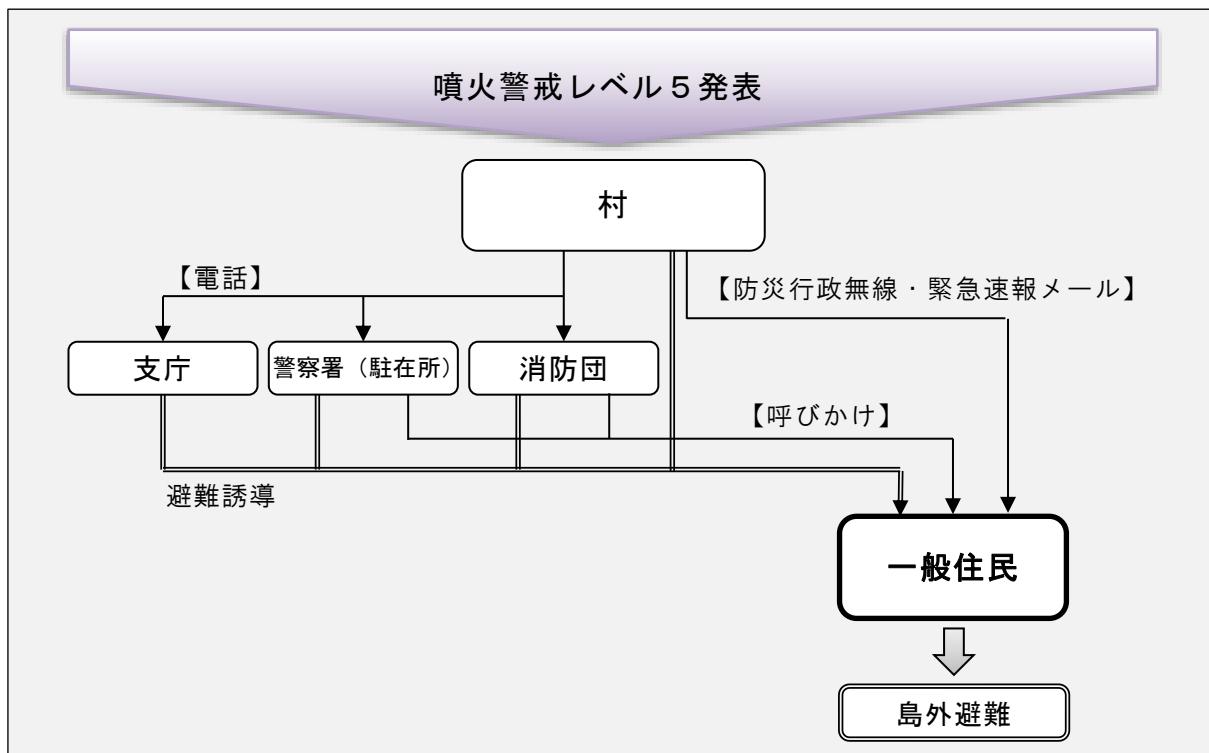
※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

(2) 避難対応

ア 一般住民（島外避難）

※来島者の避難は、一般住民の避難対応に準じる。

■フロー図



■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難の決定 ・島外避難の決定の報告（報告先：支庁） ・島外への移送の要請（要請先：支庁） ・島内関係機関への島外避難の伝達（マ-7参照） ・住民への島外避難の伝達 (防災行政無線、緊急速報メール) ・避難者総数の把握 ・避難手順の確認 ・村有車の配備 ・避難先（港・ヘリポート）の決定、報告（報告先：支庁） ・避難者リストの作成、共有 ・避難誘導者の配置 ・引率者の選定 ・島内の避難誘導（港・ヘリポートまで） ・乗船・搭乗リストの作成 ・島内の残留者の確認 ・島内の避難完了の確認 ・避難先別の避難者振り分け
支庁	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・島外への移送の要請（村から受理、都（総務局）に要請） ・都漁業用海岸局への伝達 ・避難者総数の把握の協力 ・避難先（港・ヘリポート）の報告（村から受理） ・避難者リストの共有を受ける ・避難手順の確認 ・島内の避難誘導の協力（港・ヘリポートまで） ・島内の避難完了の確認

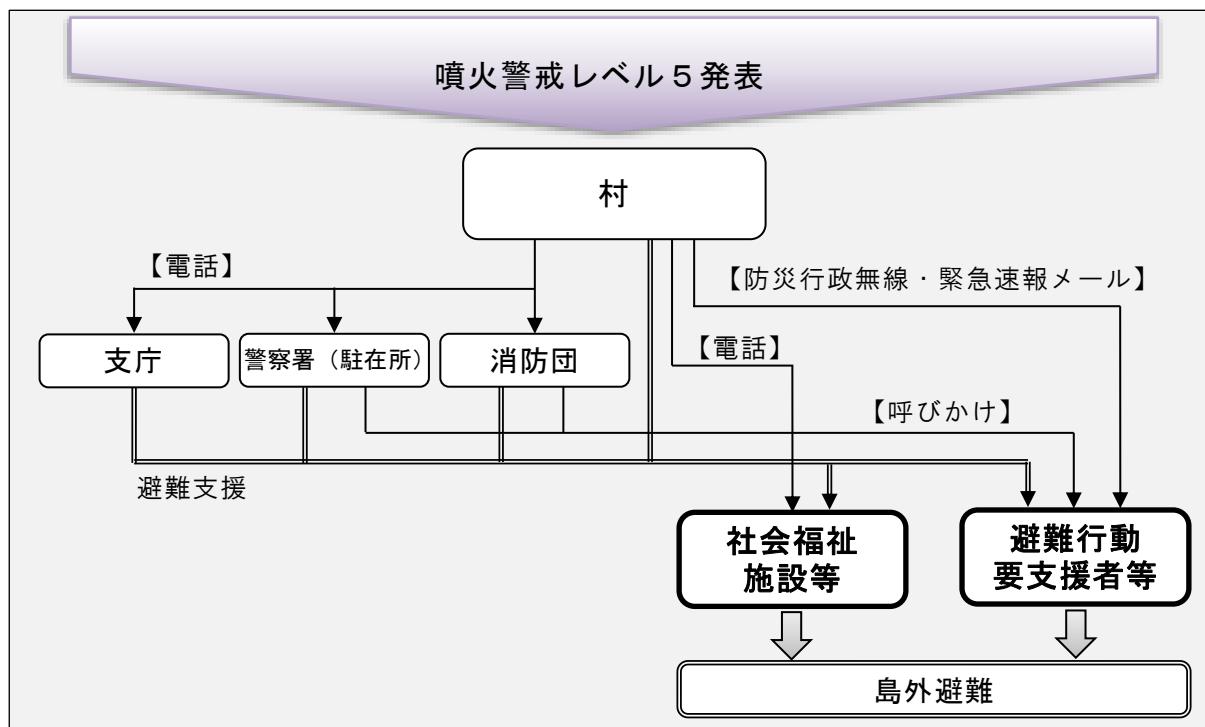
噴火警戒レベル5（山頂噴火・山腹噴火）

警察署 (駐在所)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への島外避難の伝達（地域での呼びかけ） ・避難者総数の把握の協力 ・避難者リストの共有を受ける ・避難手順の確認 ・島内の避難誘導の協力（港・ヘリポートまで） ・島内の残留者の確認 ・島内の避難完了の確認
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への島外避難の伝達（地域での呼びかけ） ・避難者総数の把握の協力 ・避難者リストの共有を受ける ・避難手順の確認 ・島内の避難誘導の協力（港・ヘリポートまで） ・島内の残留者の確認 ・島内の避難完了の確認
都	※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

イ 避難行動要支援者（島外避難）

■フロー図



■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難の決定 ・島外避難の決定の報告（報告先：支庁） ・島外への移送の要請（要請先：支庁） ・島内関係機関への島外避難の伝達（マ-7参照） ・社会福祉施設等への島外避難の伝達 ・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島外避難の伝達（防災行政無線、緊急速報メール） ・避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有 ・島内の移送経路・方法の検討 ・島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局）） ・島内での避難支援 ・島内の避難状況の確認
支庁	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・島外への移送の要請（村から受理、都（福祉保健局）に要請） ・都漁業用海岸局への伝達 ・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける ・島内の移送経路・方法の検討 ・島内での避難支援 ・島内の避難状況の確認
警察署 (駐在所)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島外避難の伝達（地域での呼びかけ） ・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける ・島内での避難支援 ・島内の避難状況の確認
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島外避難の伝達（地域での呼びかけ） ・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける ・島内での避難支援 ・島内の避難状況の確認
東京管区気象台	・島内の移送経路・方法の検討への協力
都	※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

噴火警戒レベル5（山頂噴火・山腹噴火）

■社会福祉施設一覧

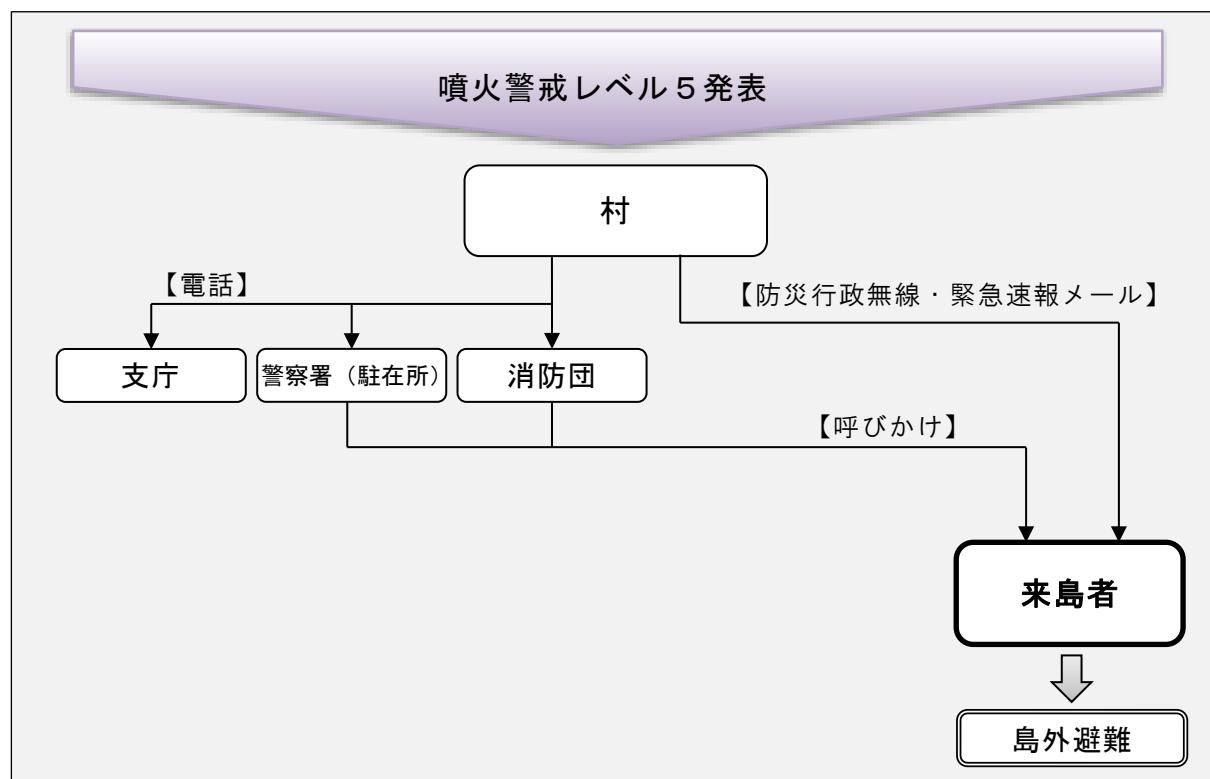
施設名
青ヶ島老人福祉館
デイサービスセンター

■一時集合場所等位置図



ウ 来島者（島外避難）

■フロー図



■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難の決定 ・島外避難の決定の報告（報告先：支庁） ・島内関係機関への島外避難の伝達（マ-7参照） ・人数の把握 ・島外避難の強い呼びかけ (防災行政無線、緊急速報メール) ・航空会社等への呼びかけの要請（東海汽船（伊豆諸島開発）、航空会社など） ・島外避難支援 ・観光拠点の巡回 ・残留者の確認
支庁	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・島外避難支援の協力
警察署 (駐在所)	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難の強い呼びかけ（地域での呼びかけ） ・島外避難支援の協力 ・観光拠点の巡回
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難の強い呼びかけ（地域での呼びかけ） ・島外避難支援の協力 ・観光拠点の巡回
都	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難の決定の報告（支庁から受理）

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

第6章 島外関係機関の対応（島外避難）

1 避難行動要支援者（噴火警戒レベル4・5）

■各機関の対応

実施項目		村	都総務局	都福祉保健局	都財務局	都港湾局	都交通局	警視庁	東京消防庁	自衛隊	海上保安本部	東海汽船	バス協会等	社会福祉施設等	医療機関等	受入側区市町村等
島外避難の準備	□島外避難の決定	●														
	□島外避難の決定の報告	●	▲	▲												
	□島外への移送の要請	●		●												
	□避難者リスト（介添者を含む）の作成、共有	●	▲	▲												
	□島外への移送の協議	●		●												
	□避難先の決定			●				▲							▲	▲
	□島外への移送手段の確保	●	●		●				▲*	▲	▲	▲				
	□受入港・空港・ヘリポート等の調整	●	▲		●											
	□受入港等から避難先への移送手段の確保			●	●		▲		▲*				▲			
	□船舶による移送	▲		●						●	●	●				
島外への移送	□航空機による移送			●				▲*	●	●						
	□受入港等から避難先への誘導			●				▲								
	□バス等による移送			●			▲	▲	▲*				▲			▲
	□受入態勢の整備			●									●	●	●	
受入港等から避難先までの移送	□避難状況の確認	●		●												

●：主体となる機関

▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関

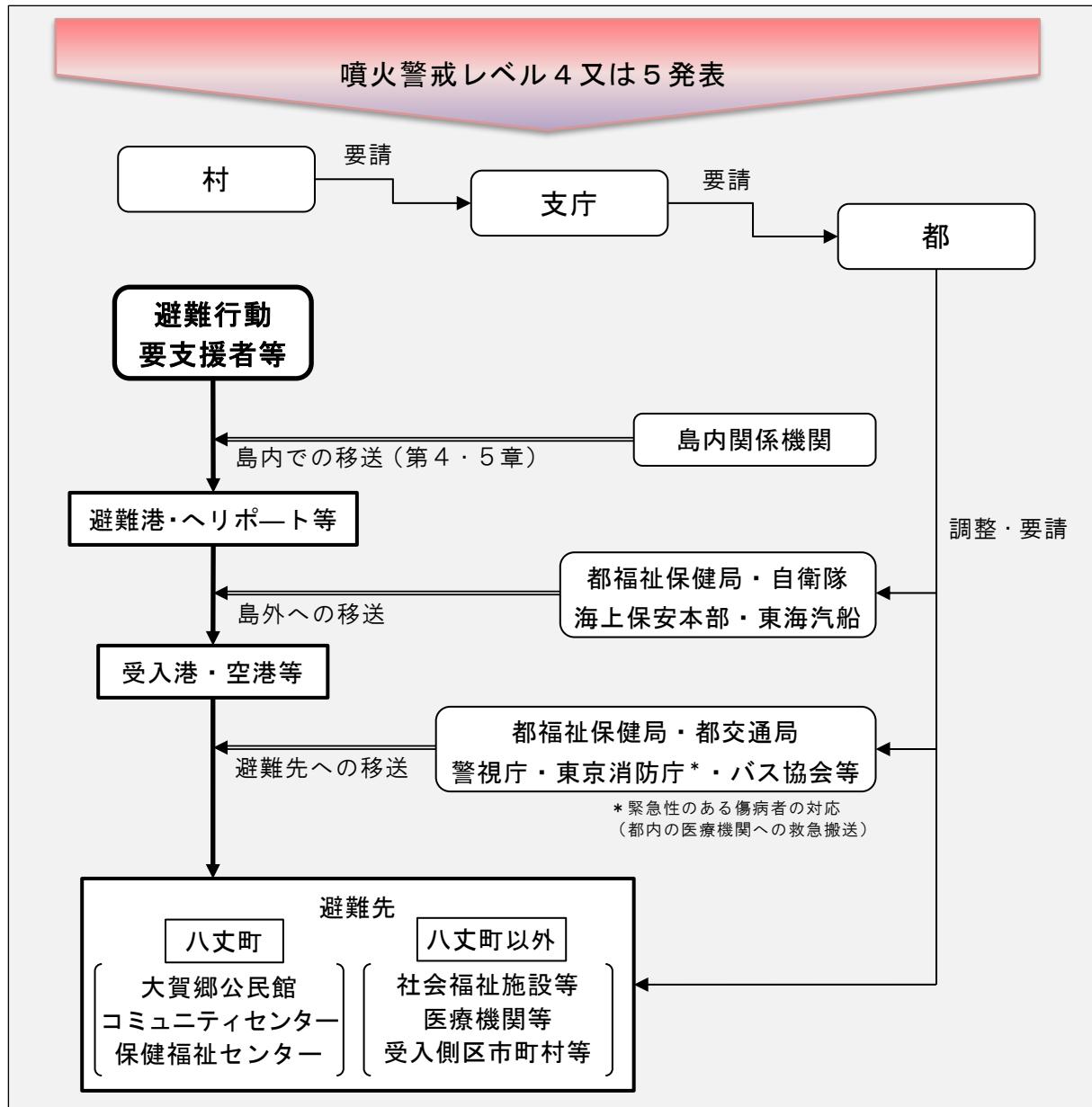
②主体となる機関に協力を行う機関

*：緊急性のある傷病者の対応（都内の医療機関への救急搬送）

※避難行動要支援者の島外避難における島内での対応は、第3章～第5章を参照のこと。

※八丈島に避難する際は、都総務局ではなく支庁が「受入港・空港・ヘリポート等の調整」を実施する。

■ フロー図



2 一般住民（噴火警戒レベル5）

■各機関の対応（一般住民の島外避難）

実施項目		村	都総務局	都福祉保健局	都財務局	都港湾局	都交通局	警視庁	東京消防庁	自衛隊	海上保安本部	東海汽船	バス協会等	受入側区市町村等
島外避難の準備	□島外避難の決定	●												
	□島外避難の決定の報告	●	▲											
	□島外への移送の要請	●	●											
	□避難者リストの作成、共有	●	▲	▲										
	□避難先の決定		●	●				▲						▲
	□島外への移送手段の確保		●	●		●				▲	▲	▲	▲	
	□受入港・空港・ヘリポート等の調整		●	▲		●								
	□受入港等から避難先への移送手段の確保			●	●		▲		▲*				▲	
	□近隣県との調整		●											
島外への移送	□船舶による移送	▲		●						●	●	●		
	□避難先別の避難者振り分け	●		●										▲
	□受入港等での誘導			●			▲							
受入港等から避難先までの移送	□受入港等から避難先への誘導			●				▲						
	□バス等による移送			●			▲	▲	▲*				▲	▲
	□受入態勢の整備			●										●
	□避難完了の確認	●		●										●

●：主体となる機関

▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関

②主体となる機関に協力をを行う機関

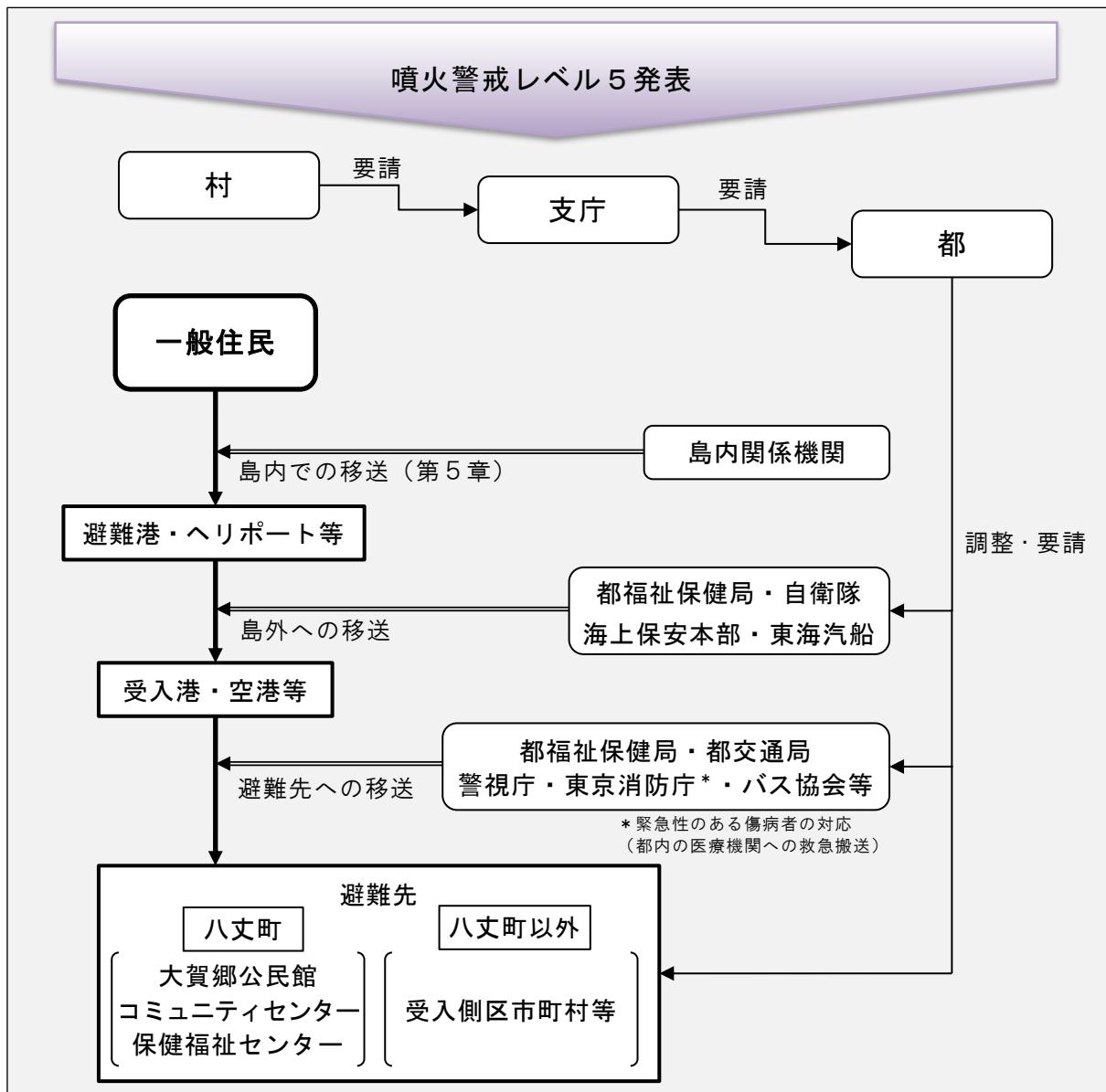
*：緊急性のある傷病者の対応（都内の医療機関への救急搬送）

※島外避難の準備は噴火警戒レベル4から実施することもある。

※一般住民の島外避難における島内での対応は、第4章・第5章を参照のこと。

※八丈島に避難する際は、都総務局ではなく支庁が「受入港・空港・ヘリポート等の調整」を実施する。

■ フロー図



«詳細資料»島外避難計画（避難港・ヘリポートまで）

■一時集合場所から避難港・ヘリポートまでの距離・所要時間（目安）

一時集合場所	青ヶ島港				青ヶ島村臨時ヘリポート	
	移動手段	距離	所要時間	全員移送完了時間※2	移動手段	距離
村役場前	車両	5.1km	11分	2時間30分	徒歩	0.4km
		3.8km※1	8分	2時間10分※1		
青ヶ島村臨時ヘリポート	車両	5.5km	11分	2時間30分※1	-	-
		3.5km※1	7分	2時間		

※1 都道236号の通行止め区間が通行可能になった場合（2025年復旧見込み）

※2 全員移送完了時間は、次の条件により計算している。

- ・村の緊急車両7台の利用
- ・時速30kmで走行（所要時間は分単位になるように切り上げ処理）
- ・乗降にかかる時間は各5分

■留意事項

- 一時集合場所から避難港までは、村が確保した車両で移送する。この際、立入規制区域を通行する必要がある。火山活動の状況を踏まえ、避難方法を判断する必要がある。
- 降灰時のヘリコプター運航は困難であると考えられるため、避難方法については早期の判断が必要である。
- 青ヶ島港から避難するか、ヘリポートから避難するかの判断は、コアグループ又は合同会議において協議の上、決定する。
- 降灰後、ヘリコプターによって避難する際には、重機を用いる等してヘリポート上の灰を取り除く必要がある。
- 都道236号西側が現在通行止めとなっているが、2025年に復旧見込みである。これにより港までの距離が短くなるが、通行の際には、噴火警戒レベル3の立入規制区域内であること、地震等で斜面災害が発生する可能性があることに留意する。
- 島外避難先としては、八丈町の大賀郷公民館、コミュニティセンター、保健福祉センターが指定されている（青ヶ島村地域防災計画 平成15年度）。

【附屬資料】

資料第1 火山観測体制

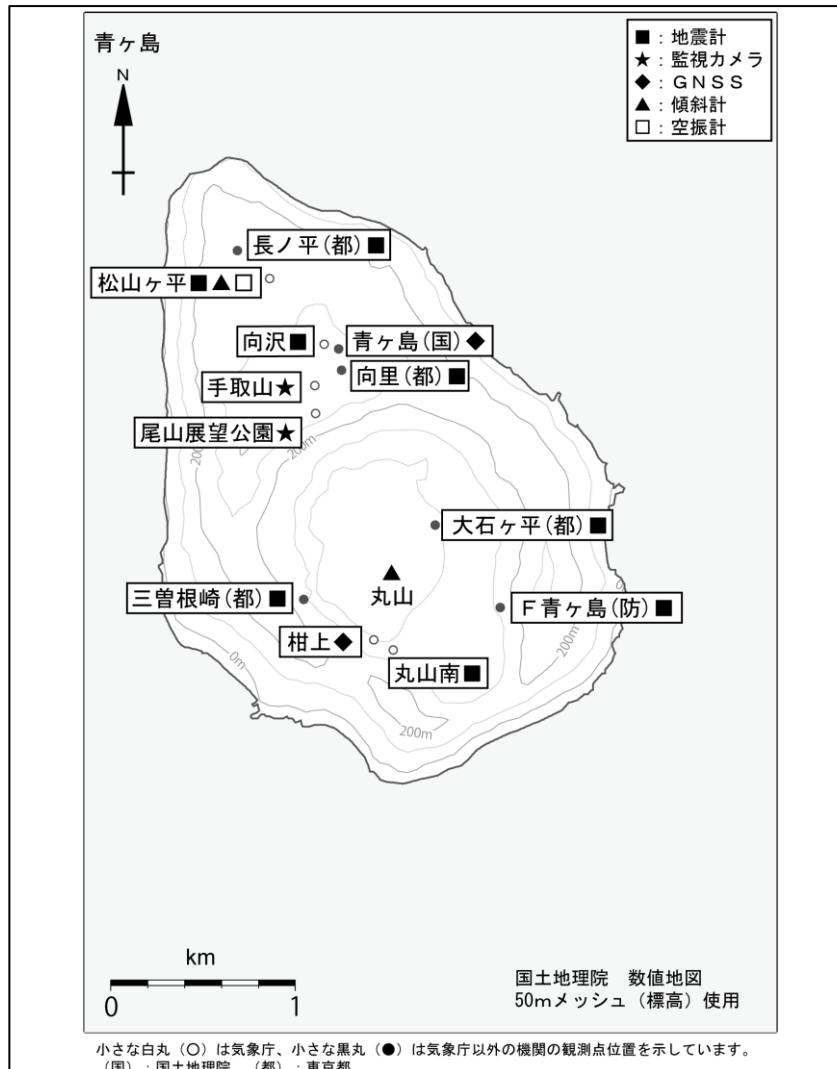


図 観測点配置図 (気象庁, 令和2年1月現在)

表 機関別観測機器内訳※ (気象庁, 令和2年1月現在)

気象庁	国土地理院	防災科学技術研究所	東京都
・ 地震計 2	・ GNSS 1	・ 広帯域地震計 1	・ 地震計 4
・ 地震計 (検知網) 1			・ 震度計 1
・ 傾斜計 1			・ 地熱計 3
・ 空振計 1			
・ GNSS 1			
・ 監視カメラ 2			

※ 「図 観測点配置図」には気象庁が火山活動を24時間体制で常時観測・監視するために使用している観測点が示されているものであり、「表 機関別観測機器内訳」とは必ずしも一致しない。

資料第2 島内の防災関連施設等

1 一時集合場所

施設名	所在地
青ヶ島村役場前	無番地
青ヶ島村臨時ヘリポート	無番地

青ヶ島村地域防災計画（令和元年度改正）

2 避難所

島内・島外	施設名	所在地	収容人数※ (人)
島内	青ヶ島老人福祉館	無番地	50
	青ヶ島小中学校	無番地	300
	青ヶ島小中学校体育館	無番地	200
	おじやれセンター	無番地	250
島外 (八丈島)	大賀郷公民館	大賀郷 3060	185
	コミュニティセンター（体育館）	三根 26	257
	保健福祉センター	三根 2	248

青ヶ島村地域防災計画（令和元年度改正）

八丈町地域防災計画（平成29年度修正）

※収容人数は各島の地域防災計画より引用

3 港・ヘリポート

(1) 港

港湾（避難港）

港名	区分	水深（m）	延長（m）	備考
青ヶ島港 (三宝港)	物揚場	-15.0	166	小型船
	防波堤	-13.0	137	500 t

青ヶ島村地域防災計画（令和元年度改正）

(2) ヘリポート

青ヶ島村臨時ヘリポート

住所	面積（m ² ）	避難場所指定	管理者
無番地	1,050	指定無し	村

平成31年1月現在

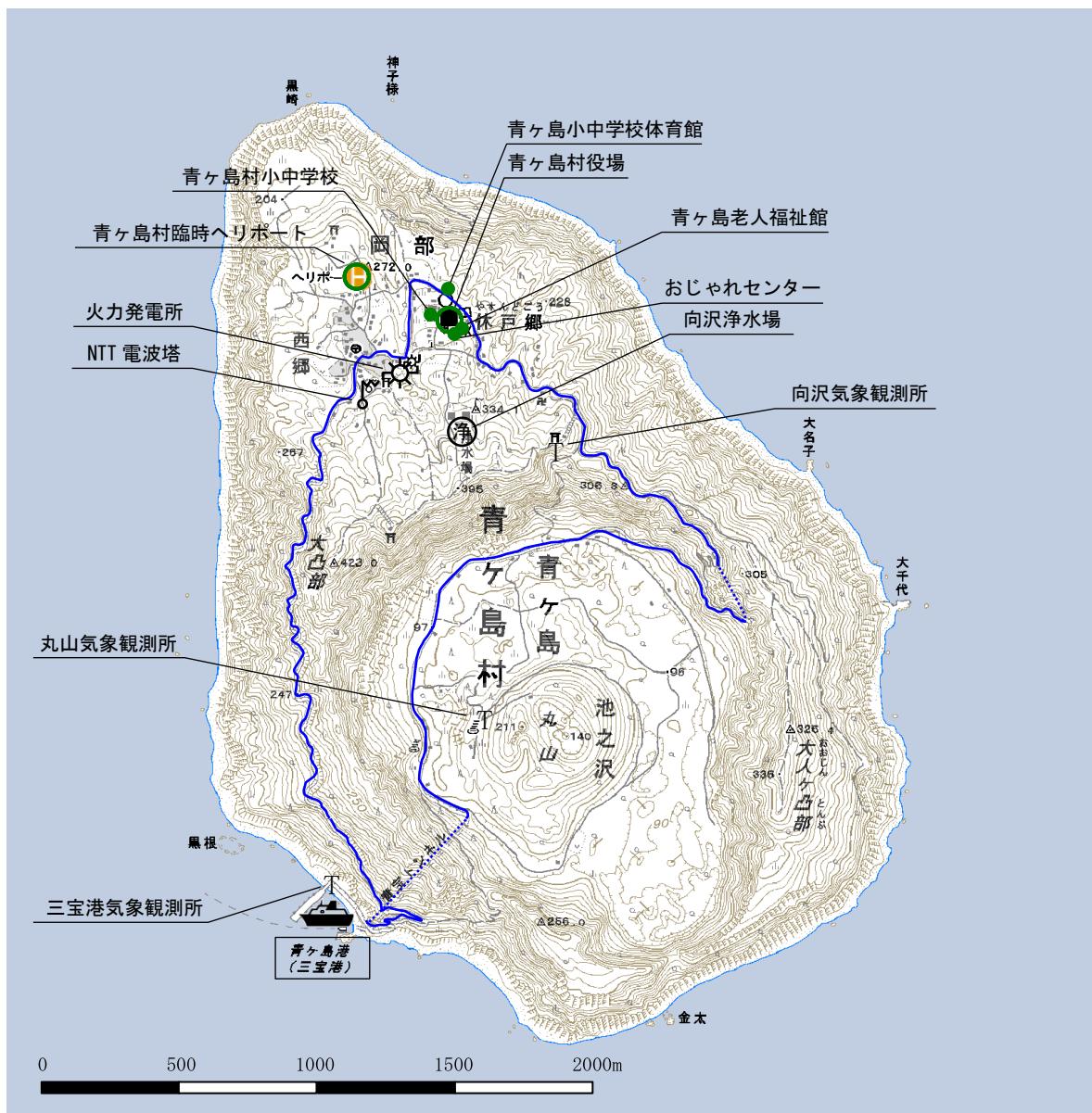
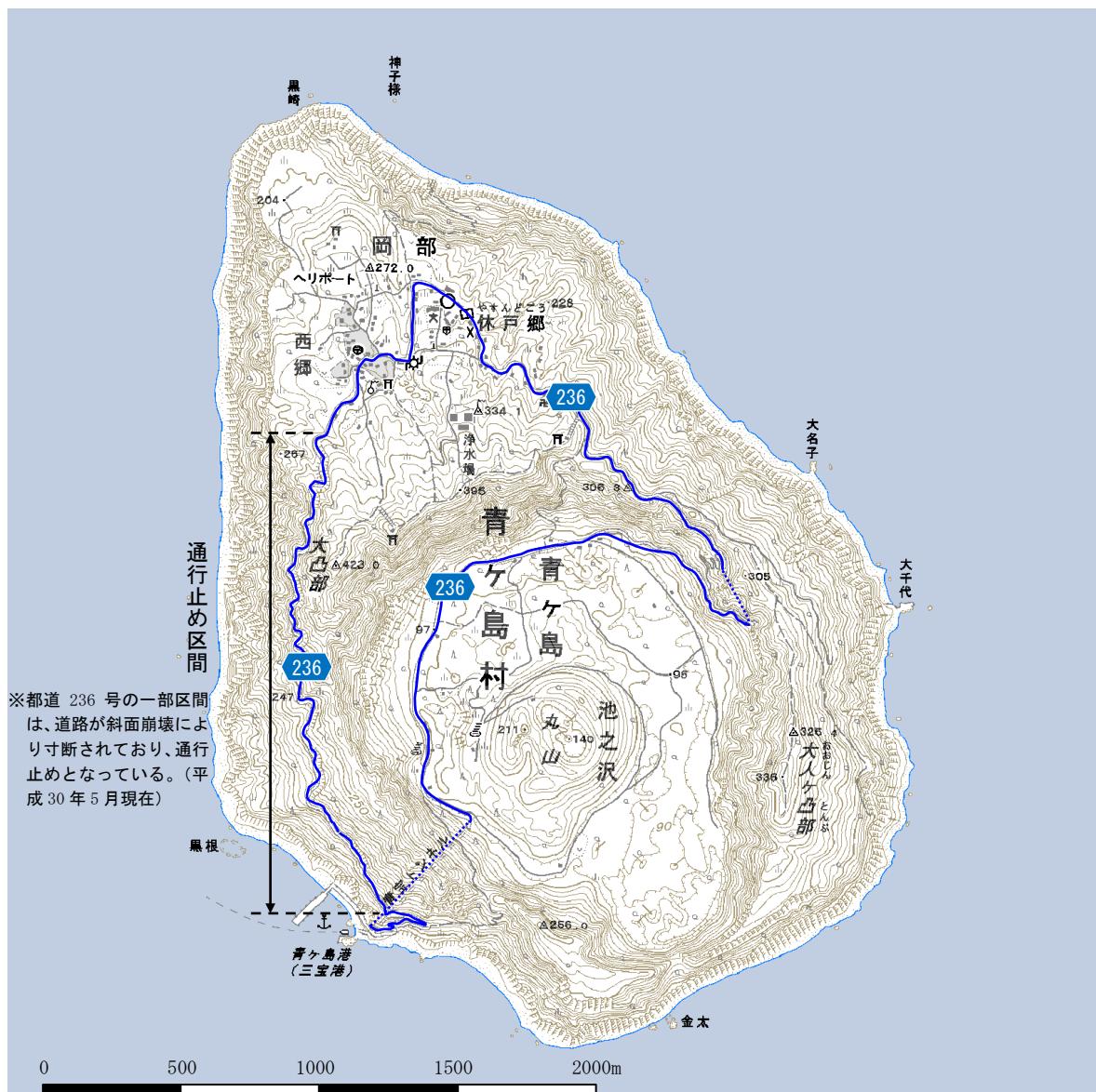


図 防災関連施設等の位置



四 道路網

資料第3 東京港係留施設

ふ頭名	水深	対象船舶	バース	
	(m)	(DWT)	数	延長(m)
竹芝ふ頭	-7.5	5,000	3	465
日の出ふ頭	-6.7	3,000	6	564
芝浦ふ頭	-7.5 -5.5	5,000 2,000	6 1	780 165
品川ふ頭	-8.0～ -10.0	6,000～ 15,000	9	1,600
晴海ふ頭	-10.0 -10.0 -9.0	20,000 GT 15,000 10,000	2 1 1	456 190 124
月島ふ頭	-7.5	5,000	2	266
大井コンテナふ頭	-15.0	50,000	7	2,354
大井水産物ふ頭	-12.0	30,000	2	450
大井食品ふ頭	-12.0 -11.0	30,000 15,000	1 2	230 380
大井建材ふ頭	-5.0	1,000	4	280
10号地ふ頭	-7.5 -5.0	5,000 1,000	11 13	1,500 920
フェリーふ頭	-7.5 ～-8.5	6,000 ～16,000 GT	4	876
10号地その1多目的ふ頭	-7.5	5,000 GT	1	180
お台場ライナーふ頭	-10.0	15,000	9	1,800
青海コンテナふ頭	-15.0 -13.0	50,000 35,000	3 2	1,050 520
有明ふ頭	-5.0	1,000	10	750
若洲内貿ふ頭	-11.0	15,000	1	190
15号地木材ふ頭	-12.0	25,000	3	720
若洲建材ふ頭	-5.5	2,000	4	370
辰巳ふ頭	-5.0	1,000	13	1,040
城南島建設発生土ふ頭	-7.5	5,000	1	160
中央防波堤内側ばら物ふ頭	-12.0	30,000	1	240
中央防波堤内側内貿ふ頭	-9.0	12,000 GT	2	460
中央防波堤内側建設発生土ふ頭	-7.5	5,000	1	130
中央防波堤外側コンテナふ頭	-16.0 -11.0	150,000 20,000	1 1	400 230

令和元年12月現在

港湾局提供資料（平成31年3月現在）

資料第4 移送手段

1 緊急車両

番号	車名	定員(人)	管理者	備考
1	トヨタハイエース	10	村	
2	トヨタハイエース	8	村	ストレッチャー、車いす(2台)搬送用
3	ダイハツタント	4	村	車いす搬送用 軽自動車
4	ダイハツハイゼット	4	村	軽自動車
5	ダイハツハイゼット	4	村	軽自動車
6	三菱アイミーブ	4	村	軽自動車(電気自動車)リース車両
7	三菱ミニキャブミーブ	4	村	軽自動車(電気自動車)リース車両
8	トヨタハイエース	10	民間	レンタカー
-	-	計 48	-	-

平成31年1月現在

2 船舶

(1) 伊豆諸島開発

ア 諸元

船種	船名	総トン数(トン)	航行区域	全長(m)	喫水(m)	乗船可能人数(人)	バリアフリー
貨客船	あおがしま丸	460	近海区域	62	3.75	50	○

平成31年1月現在

イ 運航基準

(ア) 貨客船

		青ヶ島港航路
あおがしま丸	風速(m)	15
	波高(m)	3

青ヶ島村提供情報(平成31年1月現在)

(2) 第三管区海上保安本部

所 属	船 種	船 名	総トン数	全 長 (m)	幅 (m)
東京海上保安部 (所在地) 東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎 ☎03-5564-2021 ☎03-5564-4999	巡視艇	まつなみ	165	35	8.0
		ゆりかぜ	23	20	4.3
		はやかぜ			
		ゆめかぜ			
		いそぎく	26	20	4.5
		やまぶき			
横浜海上保安部 (所在地) 横浜市中区新港 1-2-1 ☎045-671-4999 ☎045-671-0118	ヘリ搭載型 巡視船	あきつしま	6,500	150	17.0
		おおすみ	3,100	105	15.0
	巡視船	いづ	1,500	110	15.0
		ぶこう	1500	96	11.5
		消防船	ひりゆう	280	35
	巡 視 艇	はまなみ	110	35	6.3
		はまぐも			
		いそづき	64	27	5.6
		きりかぜ	23	20	4.3
		はまかぜ			
		のげかぜ	26	20	4.5
		やまゆり			
		しおかぜ	23	20	4.3
		たまかぜ	26	20	4.5
下田海上保安部 (所在地) 静岡県下田市 3-18-23 ☎0558-23-0118 ☎0558-22-4999	巡 視 船	しきね	1300	89	11.0
		かの	335	56	8.5
	巡 視 艇	いづなみ	100	32	6.5

令和元年12月現在

第三管区海上保安本部

(所在地) 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎

☎045-211-1118 (代表)

☎045-211-0774 (運用司令センター)

(3) 海上自衛隊（横須賀）

船種	船名	基準排水量 (トン)	全長 (m)	最大幅 (m)	喫水 (m)
護衛艦	いづも	19,950	248.0	38.0	7.2
	きりしま	7,250	161.0	21.0	6.2
	てるづき	5,050	151.0	18.3	5.4
	たかなみ	4,650	151.0	17.4	5.3
	おおなみ				
	むらさめ	4,550	151.0	17.4	5.2
	いかづち				
	やまぎり	3,500	137.0	14.6	4.5
	ゆうぎり				
	あまぎり				
掃海母艦	うらが	5,650	141.0	22.0	5.4
掃海艦	あわじ	690	67.0	11.0	2.7
掃海艇	えのしま	570	60.0	10.1	2.4
	ちちじま				
	はつしま				
海洋観測艦	しょうなん	2,950	103.0	16.4	4.5
	にちなん	3,350	111.0	17.0	4.5
	わかさ	2,050	97.0	15.0	4.2
碎氷艦	しらせ	12,500	138.0	28.0	9.2
潜水艦救難母艦	ちよだ	5,600	128.0	20.0	4.6
試験艦	あすか	4,250	151.0	17.3	5.0
補給艦	ときわ	8,100	167.0	22.0	8.1
輸送艇	輸送艇2号	420	52.0	8.7	1.6
多用途支援艦	えんしゅう	980	65.0	12.0	3.5
特務艇	はしだて	400	62.0	9.4	2.0

令和元年12月現在

3 航空機

(1) 東京消防庁

機体名 項目		ひばり	ゆりかもめ	こうのとり はくちょう	ちどり	かもめ つばめ おおたか
機体	型式	ユーロコプター式 AS332L1型	ユーロコプター式 EC225LP型	ユーロコプター式／ エアバスヘリコプター式 EC225LP型	アグスタウェストランド式 AW139型	ユーロコプター式 AS365N3型
性能	全備重量	8,600kg	11,000kg	11,000kg	6,800kg	4,300kg
	巡航速度	252km/h	262km/h	262km/h	259km/h	269km/h
	航続時間	5時間54分	4時間33分	4時間37分	5時間13分	4時間06分
	航続距離	1,105km	937km	946km	1,061km	792km
	座席数 (乗員含む。)	23座席	23座席	22座席	16座席	14座席 (おおたか:13席)
	エンジン	ターボメカ式 1,877馬力×2基	ターボメカ式 2,358馬力×2基	ターボメカ式 2,382馬力×2基	Pratt & Whitney Canada PW1177A 1,872馬力×2基	ターボメカ式 977馬力×2基
	使用燃料	航空用ジェットA-1				
装備品等	消火装置 (容量)	胴体下部取付式 2,000L	胴体下部取付式 2,500L		胴体下部取付式 1,893L	胴体下部取付式 900L
	ホイスト装置 (最大つり 上げ重量)	272kg				
	スリング (最大つり 下げ重量)	3,000kg	3,800kg		2,200kg	1,600kg

令和元年12月現在

(2) 警視庁

区分	はやぶさ				おおとり								おおぞら											
	1号	2号	3号	4号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	1号	2号										
巡航速度	280 km/h	257 km/h	280 km/h	285 km/h	271 km/h	290 km/h			271 km/h	290 km/h	226 km/h		未定	272 km/h										
航続時間	3:00	3:30	3:00	3:00	4:30	5:10		4:30	5:10	3:30			4:00											
有効搭載量	1019 kg	1012 kg	1019 kg	855 kg	1642 kg	2132 kg		1642 kg	2132 kg	1801 kg	1815 kg	4218 kg												
座席数	8席	8 席		1 4 席		1 7 席	1 4 席		1 3 席				2 1 席											
離着陸面積	江東飛行センター（駐機スポット38） 立川飛行センター—100m×60m（駐機スポット10）																							
使用燃料	航空用ジェットA-1																							
耐風性	15.3 m/s	15.3 m/s		18 m/s	23 m/s		18 m/s	23 m/s	18 m/s	未定	18 m/s													
最小視程	通常は5km以上、緊急時は1.5km以上																							
最低雲高	300m以上																							
夜間飛行	法に定められた地上設備を有する場所であれば離着陸可能																							
山間部飛行	視程、風速等気象上の制約がなければ上昇性能、停止飛行可能範囲で可能																							
テレビカメラ搭載装置	○				—		○	—																
救助用吊上装置	—	230kg	—	272kg																				
吊下装置（カーボフック）	—	1300kg	—	1000kg	1600kg	—	2200kg	—						3600kg										
担架装置（リッターキット）	—	1人	—	1人	—		1人	—						3人										
投光機（サーチライト）	○	○										未定	○											
拡声器（スピーカー）	○	○					—								○									
地震判読システム搭載用装置	○	—	○	—	○	—	○	—							—									
備考	1 飛行速度、航続時間、搭載量等の性能は、各項目単独の性能であり、燃料や積載重量、外気温度等により飛行性能は制限される。 2 性能はいずれも標準大気15°Cを基準としており、温度が上昇すれば効率は低下する。																							

令和2年1月現在

(3) 第三管区海上保安本部

ア 機種・型式

所 属	機 種	機番号	型 式 (略 称)
羽田航空基地 (所在地) 東京都大田区 羽田空港1-12-1 ☎ 03-3747-1118	中型回転翼航空機	MH 691	ユーロコプター式 EC 225 L P型 (スーパーピューマ 225)
巡視船「あきつしま」搭載機		MH 692	
		MH 689	
		MH 690	
巡視船「おおすみ」搭載機	中型回転翼航空機	MH912	シコルスキーオー式 S-76 D型 (シコルスキー 76 D)

イ 性能

区分	巡航速度 (kt)	搭載能力			使 用 燃 料	
		人	物 資 (Kg)	物資最大容積 高さ×幅×奥行き (cm)		
回 転 翼	スーパーピューマ 225	150	21	1355	129×119×168	ジェットA-1
	シコルスキーオー 76 D	145	14	235	125×70×175	ジェットA-1

※1 搭載能力は、人又は物資のいずれか一つの場合の基準を示す。

※2 物資最大容積は、航空機に搬入可能な1個あたりの最大容積をいう。

※3 気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等によっては、基準以下となる。

※4 搭載能力の人は、乗組員を含めた人数を示す。

令和元年12月現在

(4) 陸上自衛隊・航空自衛隊

機種	性能					飛行制限		装備部隊
	巡航速度 km/h	航続時間 h 又は航続距 Km	搭載能力: 人 (物資:kg)	離着陸場所 要面積 長さ×巾m	使用燃料	最小視程 km	最低雲高 m	
回転翼機 (ヘリコプター)	UH 1 H (中型ヘリ)	215	420Km	2+11	40×40	J P - 4	5.0 VMC基準	陸上自衛隊
	UH 1 J (中型ヘリ)	216	370Km	2+11	40×40	"	"	
	C H 4 7 J (大型ヘリ)	267	537Km	3+55	100×100	"	"	
	C H 4 7 J A (大型ヘリ)	257	1,037Km	3+55	100×100	"	"	
	C H - 4 7 (大型)	270	2.0	48	100×100	J P - 4 A	"	
	C H 4 7 J (大型ヘリ)	257	1,111Km	3+55	100×100	"	"	航空自衛隊
	UH-60 J (中型)	243	463Km	2+0	100×100	"	"	

令和2年1月現在

資料第5 関係機関連絡先

1 官公署

名称	所在地	電話
青ヶ島村役場	無番地	9-0111
青ヶ島村消防団	無番地	9-0111
東京都（八丈支庁管内）	大賀郷 2466-2	04992-2-1111
八丈支庁総務課	大賀郷 2466-2	04992-2-1111
八丈支庁産業課	大賀郷 2466-2	04992-2-1113
八丈支庁土木課	大賀郷 2466-2	04992-2-1114
八丈支庁港湾課	大賀郷 2466-2	04992-2-1115
教育庁八丈出張所	大賀郷 2466-2	04992-2-2889
東京都漁業用海岸局 (島しょ農林水産総合センター八丈事業所内)	八丈町三根 4222-1	04996-2-0808
青ヶ島駐在所	無番地	9-0110
環境省関東地方環境事務所伊豆諸島自然保護官事務所	大島町元町字家の上 445-9	04992-2-7115

平成31年1月現在

2 医療機関

名称	所在地	電話番号
青ヶ島診療所	無番地	9-0123

平成31年1月現在

3 学校等

(1) 保育園等

名称	所在地	電話番号
青ヶ島保育園	無番地	9-0128

平成31年1月現在

(2) 小中学校

名称	所在地	電話番号
青ヶ島小中学校	無番地	9-0121 (小学校) 9-0122 (中学校)

平成31年1月現在

4 社会福祉施設

名称	所在地	電話番号
青ヶ島老人福祉館	無番地	9-0111
デイサービスセンター	無番地	9-0111

平成31年1月現在

5 その他

名称	所在地	電話番号
東海汽船（八丈マリンサービス株式会社）	八丈町三根 4184-1	04996-2-1211
伊豆諸島開発	東京都港区海岸 3-6-43	03-3455-3090
東京電力パワーグリッド株式会社 八丈島事務所	八丈町大賀郷 2470	04996-2-0009

平成31年1月現在

資料第6 立入規制箇所

1 立入規制箇所

No	立入規制箇所	実施機関	立入規制実施を実施する噴火警戒レベル		
			1	2	3
①	三宝港	支庁	-	○	-
②	池之沢方面	支庁	-	○	-
③	上手廻り方面	支庁	-	-	○
④	大凸部方面	村	-	-	○
⑤	尾山展望公園付近	村	-	-	○
計	-		-	-	2
					3

※表中の噴火警戒レベルに応じて、立入規制箇所に規制看板を設置する。なお、立入規制を実施した場合は、船客待合所、八丈島空港、ヘリポート等に表示板を設置する。

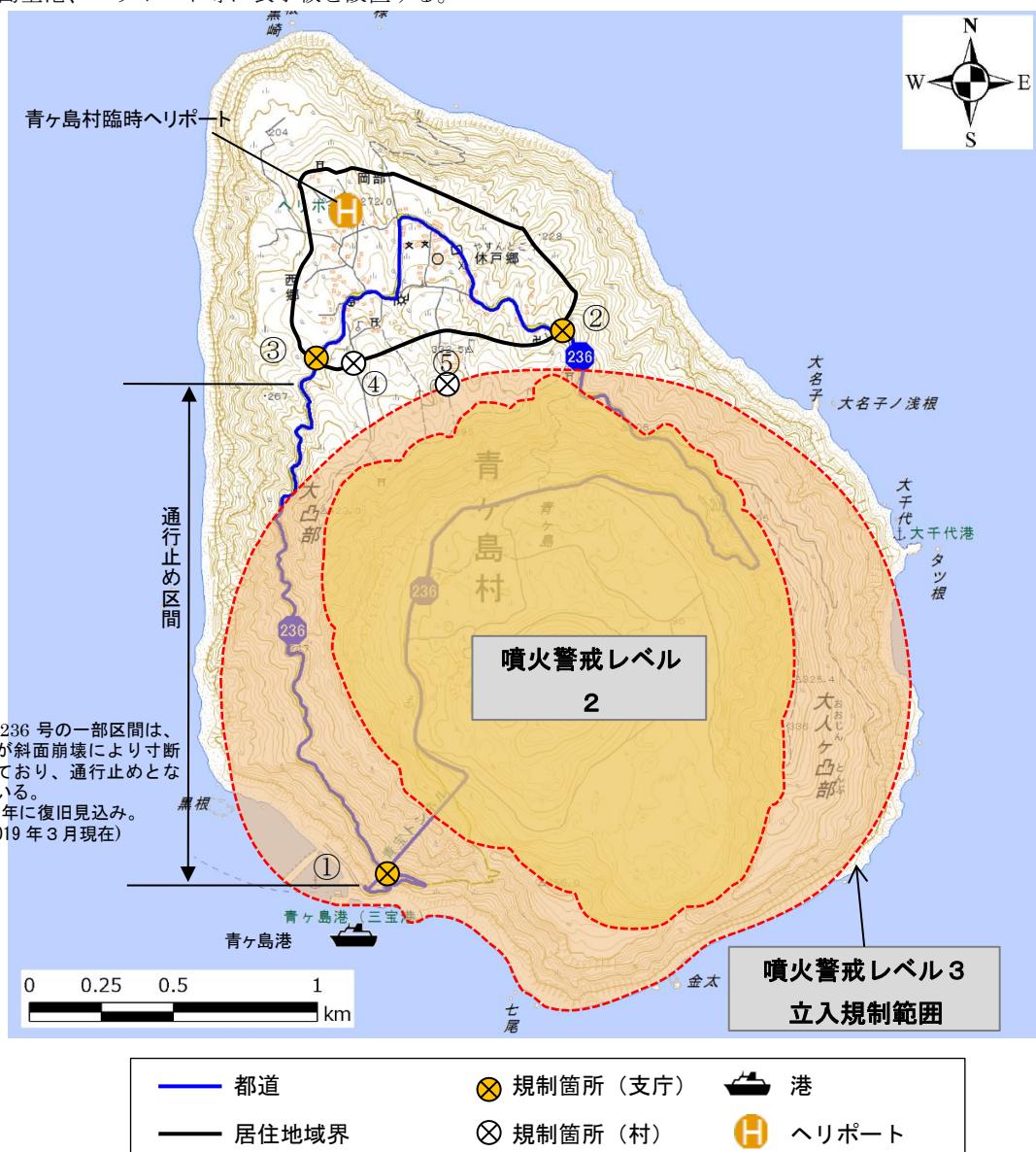


図 立入規制箇所

2 立入規制時の物資輸送について

噴火警戒レベル2以上の場合、カルデラ内が立入規制範囲となる。カルデラ内を通行しなければ生活物資の輸送が困難であり、生活の維持が困難となることから、一定の条件の下、特定の業者に限り一時的に立入を許可し、必要最低限の物資輸送対応を行う必要がある。

なお、物資輸送に関わる機関とその役割は以下のとおりである。

表 物資輸送に関わる機関と役割

	荷揚げ	輸送（港→集落）	配達（各家庭まで）
青ヶ島村	○（建設会社の荷揚げに立ち会う）	×	×
商店	×	○	×
建設会社	○	○（ヤマト運輸以外の配達物）	
日本郵便	×	○（村民に委託）	
ヤマト運輸	×	○（村民に委託）	

※ 商店は食料品等の生活物資のほか、ガソリン・重油（東京電力）・プロパンも輸送している。

資料第7 広報文例・表示板等例

1 広報文例

(1) 立入規制

- こちらは防災あおがしまです。
- 村役場から火山活動に伴う立入規制についてお知らせします。
- 本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[]から[]に引き上げられました。
- このため、[規制区域の範囲]への立入を禁止します。[対象者]は、直ちに規制範囲から退避してください。
- 規制区域以外でも、村の広報や報道機関などによる火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。

- This is an announcement from the Aogashima Village Office.
- We will announce the state of volcanic activity at Aogashima volcano.
- A volcanic warning was issued today by the Japan Meteorological Agency, and the volcanic alert level was raised from level [] to [].
- For this reason, entry to the [restricted area] is prohibited.
- People in the restricted area must evacuate immediately.
- Those people outside the restricted area, as well, should pay attention to volcanic information issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.

(2) 警戒区域

- ・こちらは防災あおがします。
- ・村役場から火山活動に伴う警戒区域の設定についてお知らせします。
- ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[]から[]に引き上げられました。
- ・このため、[警戒区域の範囲]に警戒区域を設定しました。警戒区域内の皆さんには、直ちに区域外に退避してください。
- ・警戒区域以外でも、村の広報や報道機関などによる火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。

- ・This is an announcement from the Aogashima Village Office.
- ・We will announce the state of volcanic activity at Aogashima volcano.
- ・A volcanic warning was issued today by the Japan Meteorological Agency, and the volcanic alert level was raised from level [] to [].
- ・For this reason, we have designated [restricted area] as an evacuation zone.
- ・People in the evacuation zone must evacuate immediately.
- ・Those people outside the restricted area, as well, should pay attention to volcanic information issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.

(3) 避難準備・高齢者等避難開始

- ・こちらは防災あおがします。
- ・村役場から火山活動に伴う避難準備・高齢者等避難開始についてお知らせします。
- ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[]から[]に引き上げられました。
- ・このため、[対象範囲]に避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
[対象範囲]の住民の皆さんには、いつでも避難できるよう避難準備を進めてください。
- ・避難行動要支援者の皆さんには、[避難所名]に避難を開始してください。
- ・来島者の皆さんには、島外への退避をお願いします。
- ・避難の準備として、避難場所の確認、非常用持ち出し品の確保、家族との連絡先の確認などを行ってください。
- ・避難支援者の方は、避難の支援をお願いします。
- ・避難対象地域以外でも、村の広報や報道機関などによる火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。

- ・This is an announcement from the Aogashima Village Office.
- ・We will announce the state of volcanic activity at Aogashima volcano.
- ・Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [] to [] so, the Village Office issued “evacuation preparation” and “evacuation of elderly and others that need assistance”.
- ・Residents of [target areal] should proceed evacuation preparation so that you can evacuate at any time.
- ・For people requiring special help, please start evacuating to [evacuation shelter name].
- ・Visitors should evacuate from Aogashima Island.
- ・As preparation for evacuation, please confirm the evacuation shelter, secure emergency items to take, and confirm the contact details of family members.
- ・For evacuation supporters, please start supporting evacuation.
- ・Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic warning issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.

(4) 島外避難

- ・こちらは防災あおがします。
- ・村役場から火山活動に伴う島外避難についてお知らせします。
- ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[]から[]に引き上げられました。
- ・このため、全島に島外避難の避難指示を発令しました。
- ・住民の皆さんには、自主防災組織の班ごとに集合し、徒步で[地区名と避難場所名]に避難してください。
- ・村有車で[避難港]に避難を行います。
- ・避難にあたっては、原則として自動車の使用を禁止します。
- ・避難に際しては、村、警察、消防、自主防災組織の役員等の指示に従ってください。

- ・This is an announcement from the Aogashima Village Office.
- ・We will announce a state of volcanic activity at Aogashima volcano.
- ・Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from[] to[], so town office issued “evacuation order” for all residents to evacuate outside the island.
- ・All residents should gather at their group of independent anti-disaster organization and evacuate to [evacuation site] on foot.
- ・We will evacuate to [evacuation port] by the Aogashima Village car.
- ・It is prohibited to use automobile for evacuation.
- ・When evacuating, please follow the instruction of the town, police, firefighters, officials of independent anti-disaster organization etc.

2 表示板・規制看板例

(1) 表示板

立入禁止の例

[規制範囲（例：火口から○km以内）] の立ち入りを禁止します。

Entry into the restricted area is prohibited.

限制区域、禁止入内 제한구역 내로의 출입을 금지합니다.

現在、青ヶ島火山は火山活動が活発になっており、噴火警報（噴火警戒レベル○）が発表されています。皆さんの安全のために、[規制範囲（例：山頂火口から○km以内）] の立ち入りを禁止します。

Currently, the Japan Meteorological Agency has announced a volcanic alert with the level of ○ for Mt.Maruyama.

Entry into the restricted area, within ○km from the crater, is prohibited.

现在、日本气象厅发布了青岛火山的火山喷发警报（○级）。

为了您的安全，切勿踏入限制区域（火山口方圆○km）。

현재 아오가섬 화산에는 분화경보(분화경계 레벨○)가 발표되었습니다.

관련 법령에 따라 제한구역 내에는 절대로 들어가지 마십시오.



○年○月 青ヶ島村

警戒区域設定の例

[規制範囲（火口から○km以内）] の立ち入りを禁止します。

Entry into the restricted area is prohibited.

限制区域、禁止入内 제한구역 내로의 출입을 금지합니다.

現在、青ヶ島火山は火山活動が活発になっており、噴火警報（噴火警戒レベル○）が発表されています。

危険を防止するため、災害対策基本法第63条第1項の規定により、[規制範囲（例：山頂火口から○km以内）] を警戒区域に設定し、立ち入りを禁止します。

許可なく警戒区域に立ち入った場合は、法律により罰せられます。

Currently, the Japan Meteorological Agency has announced a volcanic alert with the level of ○ for Mt. Maruyama.

Entry into the restricted area, within ○km from the crater, is prohibited.

It will impose punishment by law if you enter the restricted area without permitting.

现在、日本气象厅发布了青岛火山的火山喷发警报（○级）。

为了您的安全，切勿踏入警戒区域（火山口方圆○km）。

私自进入警戒区域将会受到法律处罚。

현재 아오가섬 화산에는 분화경보(분화경계 레벨○)가 발표되었습니다.

관련 법령에 따라 제한구역 내에는 절대로 들어가지 마십시오.

허가없이 경계 구역에 들어선 경우 법에 의해 처벌됩니다.



○年○月 青ヶ島村

(2) 規制看板

通行（立入禁止）の例

これより先の通行を禁止します。

No Passage This Way.

前方禁止通行 여기부터의 통행을 금지합니다.

現在、青ヶ島火山は火山活動が活発になっており、噴火警報（噴火警戒レベル〇）が発表されています。大きな噴石等による危険を防止するため、これより先の通行を禁止します。

また、[警戒区域/立入禁止区域]への立ち入りは禁止されています。

Currently, the Japan Meteorological Agency has announced a volcanic alert with the level of 〇 for Mt.Maruyama. Note that, entry into the restricted area is prohibited.

現在、日本气象厅发布了青岛火山的火山喷发警报（〇级）。

由于火山喷石等危险，前方禁止通行。

此外，切勿踏入警戒区域以及禁入区域。

현재 아오가섬 화산에는 분화경보(분화경계 레벨〇)가 발표되었습니다.

이것은 이후의 통행을 금지합니다.

관련 법령에 따라 제한구역 내에는 절대로 들어가지 마십시오.



〇年〇月 青ヶ島村

通行注意の例

これより先の通行に注意してください。

Pay attention to enter the area from here onwards.

前方謹慎通行 여기부터의 통행에 주의해 주십시오.

現在、青ヶ島火山は火山活動が活発になっており、噴火警報（噴火警戒レベル〇）が発表されています。火山灰や小さな噴石などによる危険の可能性があるため、これより先の通行には十分注意してください。

また、[警戒区域/立入禁止区域]への立ち入りは禁止されています。

Currently, the Japan Meteorological Agency has announced a volcanic alert with the level of 〇 for Mt.Maruyama. Note that, entry into the restricted area is prohibited.

現在、日本气象厅发布了青岛火山的火山喷发警报（〇级）。

由于火山喷石等危险，前方禁止通行。

此外，切勿踏入警戒区域以及禁入区域。

현재 아오가섬 화산에는 분화경보(분화경계 레벨〇)가 발표되었습니다.

이것은 이후의 통행에주의하십시오.

관련 법령에 따라 제한구역 내에는 절대로 들어가지 십시오.



〇年〇月 青ヶ島村

資料第8 火山防災に関する情報

1 気象庁が発表する情報

(1) 噴火警報・予報

噴火警報・予報は、噴火災害軽減のため、全国の活火山を対象として、観測・監視・評価の結果に基づき発表されている。

噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火碎流、融雪型火山泥流など、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表される。「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」（又は「火口周辺警報」）、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」（又は「噴火警報」）として発表され、海底火山については「噴火警報（周辺海域）」として発表される。

これらの噴火警報は、報道機関、都道府県などの関係機関に通知されるとともに直ちに住民等に周知される。噴火警報を解除する場合等には、「噴火予報」が発表される。なお、「噴火警報（居住地域）」は、特別警報に位置付けられている。

(2) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を、「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードを付して5段階に区分した指標である。火山防災協議会での共同検討の結果、火山活動の状況に応じた避難開始時期・避難対象地域が設定され、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」が市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用が開始（導入）される。

噴火警戒レベルが運用されている火山では、火山防災協議会で合意された避難計画等に基づき、気象庁は、「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表し、市町村等の防災機関は、入山規制や避難勧告等の防災対応をとる。

種別	名 称	対象範囲	レベルとキーワード	説明		
				火山活動の状況	住民等の行動	登山者/入山者への対応
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル5 避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは直迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要（状況に応じて対象地域や方法等を判断）。
			レベル4 避難準備		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要（状況に応じて対象地域を判断）。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	レベル3 入山規制		居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活（今後の火山活動の推移に注意。入山規制）。状況に応じて要配慮者の避難準備等。
			レベル2 火口周辺 規制		火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等（状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断）。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 活火山である ことに留意		火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	通常の生活。
						特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。

（出典：気象庁ホームページ）

(3) 噴火速報

噴火速報は、登山者や周辺住民に噴火の発生をいち早く知らせ、直ちに身を守る行動をとることを促すための情報。以下の場合に発表する。

- ① 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ② 噴火警報が発表されている常時観測火山（※1）において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※2）
- ③ このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※ 1 気象庁が火山活動を24時間体制で常時観測・監視している火山であり、伊豆諸の火山では、伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島、青ヶ島が該当する。

※ 2 噴火の規模が確認できない場合は発表する。

噴火の発生の確認にあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

また、噴火速報の発表の有無に関わらず、噴火が発生した場合は、その状況を「火山の状況に関する解説情報」で速やかにお知らせする。なお、普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合は、同情報によりその状況を定期的にお知らせする。

なお、噴火速報は、気象庁ホームページのほか、テレビやラジオ、携帯端末で知ることが出来る。

＜噴火速報の情報の例＞

火山名 ○○山 噴火速報

令和△△年△△月△△日△△時△△分 気象庁地震火山部発表

＊＊（見出し）＊＊

<○○山で噴火が発生>

＊＊（本文）＊＊

○○山で、令和△△年△△月△△日△△時△△分頃、噴火が発生しました。

(4) 降灰予報

降灰予報は、噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて、火山活動が活発化した場合に定期的に発表される「降灰予報（定時）」、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表される「降灰予報（速報）」、火山から離れた地域も含め降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表される「降灰予報（詳細）」の3種類が発表される。

《情報発表の流れ》

① 降灰予報（定時）

・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎）に発表される。

・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲が提供される。

② 降灰予報（速報）

・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表される。

- ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表される。
- ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表される。
- ・事前計算された降灰予報結果※から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表される。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲が提供される。

※降灰予測計算には時間がかかるため、噴火発生後に計算を開始したのでは、噴火後すぐに降り始める火山灰や小さな噴石への対応に間に合わない。そこであらかじめ、噴火時刻や噴火規模（噴煙高）について複数のパターンで降灰予測計算を行い、計算結果を蓄積しておく。

③ 降灰予報（詳細）

- ・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高等）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表される。
- ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表される。
- ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表される。
- ・降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表される。
- ・降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表される。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻が提供される。

《降灰量階級表》

降灰量の情報を、わかりやすく、防災対応が取りやすいように伝えるため、降灰量を階級で表現したもの。降灰量を、降灰の厚さによって「多量」「やや多量」及び「少量」の3階級に区分し、降灰量階級表では、それぞれの階級における「降灰の状況」と「降灰の影響」及び「とるべき対応行動」が示されている。

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響	
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路		
		路面	視界				
多量	1mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる。	視界不良となる。	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める。	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる。	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下および給水停止のおそれがある。	
やや多量	0.1mm≤ 厚さ<1mm 【注意】	白線が見えにくい。	明らかに降っている。	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある。	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある。 道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始）。	稻などの農作物が収穫できなくなったり、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある。	
少量	0.1mm未満	うっすら積もる。	降っているのがようやくわかる。	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する。 目に入ったときは痛みを伴う。	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスに付着し、視界不良の原因となるおそれがある。	航空機の運航不可	

(出典：気象庁ホームページ)

(5) 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を知らせる。

火山ガス予報には、3時間ごとの火山ガスの濃度が高くなる可能性のある地区や風の予報、対象となる市町村、防災上の留意事項等が記載されている。

(6) その他の情報等

情報名	概要
火山の状況に関する解説情報	<p>噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</p> <p>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>
火山活動解説資料	写真や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的又は必要に応じて臨時に解説する資料
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料
地震・火山月報 (防災編)	月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料
噴火に関する 火山観測報	噴火（ごく小規模なものは除く。）が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせる情報。おおむね30分以上、連続的に継続している噴火について、その状態が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と知らせる。
火山現象に関する海上警報	<p>火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶおそれがある場合に発表される。</p> <p>緯度・経度と範囲を指定し、付近を航行する船舶に対して警戒が呼びかけられる。</p>
航空路火山灰情報	<p>航空機のための火山灰情報として、航空路火山灰情報が提供されている。</p> <p>火山灰は、航空機のエンジンに吸い込まれるとエンジンが停止したり、操縦席の風防ガラスに衝突すると擦りガラス状になり視界が利かなくなったり、飛行場に堆積すると離着陸できなくなるなど、火山灰による被害は多岐にわたる。</p> <p>このような被害を回避するため、火山灰の分布や拡散予測を含む航空路火山灰情報（VAA）の提供を行う航空路火山灰情報センター（VAAC）を世界9か所に設置することになり、日本においては、気象庁が東京VAACとして、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局、他のVAACにVAAを提供している。</p>

2 国土交通省が発表する情報

(1) 土砂災害緊急情報

噴火によって山腹斜面に火山灰や火碎流堆積物が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。

土砂災害緊急情報は、こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急的な調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報である。

市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。

3 市町村等が発表する情報

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

避難準備・高齢者等避難開始は、市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを準備してもらうために発表する情報である。居住者等は、非常用持ち出し品などを用意するなど、避難準備を行う。

要配慮者等、避難に時間を要する人たちは、避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階で、避難を始めることになる。

(2) 避難勧告、避難指示（緊急）

避難勧告及び避難指示（緊急）は、市町村長が、災害対策基本法第60条に基づいて、災害が発生するおそれがある場合等において発令するものである。

避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを促すものである。避難指示（緊急）は、より危険が切迫している場合、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示するものである。また、避難のための立退きを行うことがかえって危険な場合には、屋内での安全の確保を行うことが指示されることもある。

資料第9 火山用語

【あ】

安山岩

浅間山、桜島など日本の火山の大部分を構成する火山岩であり、玄武岩とデイサイトとの中間的な組成をもつ。安山岩質のマグマは玄武岩質マグマに比べて二酸化珪素 (SiO_2) を多く含み、粘性が高いため、爆発的な噴火を発生させることが多い。

【か】

火映

火山ガスが燃焼したり、高温の溶岩などが存在している場合に、火口内の赤熱状態が噴煙や雲に反射して明るく見える現象

火碎サージ

重力の作用により生じる、火山斜面などに沿う高速の希薄な流れで、固形物としては火山灰などの細粒物が主体。高温の砂嵐のような現象であるが、火碎流に比べて見掛けの密度が小さく、停止後の堆積物の厚さは非常に薄い。火碎流の前面や側面から発生することもある。構造物を破壊するほどの威力があり、特に高温の場合は火災を引き起こすこともある。また、マグマ水蒸気噴火や水蒸気噴火などに伴って、垂直に上昇する噴煙柱の基部から、火碎サージが地表や海面に沿って高速で環状に広がることがある。このような環状に広がる火碎サージを、特に「ベースサージ」と呼ぶことがある。低温で湿っていることが多く、浅い水底での噴火や地下水の豊富な陸上の噴火などで発生することがある。

火碎物（火山碎屑物）

火口から放出される固形又は半固形の岩石の破片の総称。直径64mm以上は「火山岩塊」、2~64mmは「火山礫」、2mm以下は「火山灰」に分類される。

火碎流

岩片と火山ガスなどが一体となって、高速で山体を流下する現象。大規模な場合は地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、通過域を焼失、埋没させ、破壊力が大きな極めて恐ろしい火山現象である。

火山ガス

マグマ中の揮発成分起源の気体のこと、噴火口・噴気孔・温泉湧出孔などから噴出する。成分は、大部分が水蒸気であるが、二酸化硫黄、硫化水素、二酸化炭素などを含んでいる。これらを吸い込むと、死に至ることもある。火山ガスは空気より重いため、火山地域の窪地や谷などに溜まっていることがある。

火山岩

マグマが、地表あるいは地表近くで、比較的急速に冷却固結した岩石。一般に、斑晶（比較的粗粒の造岩鉱物）と、その素地となる石基（細かい結晶及び火山ガラス）からなる岩石。火山岩は、その化学組成によって、玄武岩、安山岩、デイサイト、流紋岩などに区分される。

火山性微動

火山活動に起因して発生する連続した振動で、振幅や周期が比較的一定のものとそれらの変化が大きいものがある。継続時間も極めて短いものから、常時発生しているものまである。一般に玄武岩質火山で観測されることが多く、安山岩質火山でも観測されることがある。マグマや火山ガスの運動や移動にともなう場合や噴火時に火山灰などの噴出活動と連動して発生する場合などがある。噴火の前駆現象として認められることも多いが、噴火に確実につながる現象ではないことに注意が必要である。

火山弾

特定の形をした火山礫、火山岩塊。マグマの破片が半固結のまま火口から放出され、完全に固まらないうちに空中を飛行し着地するために独特な形となったもの。その形から紡錘形火山弾、パン皮状火山弾、牛糞状火山弾などと呼ばれるものがある。

火山地質図

火山地域の地質図。産業技術総合研究所で、活火山の噴火履歴を地質図としてまとめ、提供しているものを、特にそう呼ぶことがある。

火山灰

火碎物の一種で、直径が2mm以下のもの。慢性の喘息や、慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）の症状を悪化させたり、健康な人でも目や鼻・のど等呼吸器などに影響を与えるおそれがある。また、降ってくる火山灰や積もった火山灰が、視界不良や車のスリップなどを引き起こすおそれがある。

火山噴火予知連絡会

火山噴火予知計画（現在は、地震予知計画と一体化し「災害軽減のための地震及び火山観測研究計画」と呼ばれる）を推進するために設けられた会議体で、大学等の研究機関、火山防災の行政機関等で構成される。事務局を気象庁が担当することから、気象庁長官の私的諮問機関として位置付けられた。

活火山

「概ね過去1万年以内に噴火した火山」及び「現在活発な噴気活動のある火山」のこと。日本では現在111の火山が活火山に認定されている。

カルデラ

火山地域に見られる大きな円形又はそれに近い形の火山活動に伴い生じた凹地のこと。一般に、直径2kmを越えるものを「カルデラ」と呼び、直径2km未満を「火口」と呼ぶ。カルデラの多くは、大量の火碎物の噴出によって火口下に空洞が生じ、陥没を引き起こして形成されたと考えられている。カルデラ周辺には火碎物（火碎流堆積物）の台地を形成しているものが多い。

岩脈

鉛直に近い板状の貫入岩体

空振

噴火（爆発）等に伴って発生する空気の振動。窓ガラスが割れることもある。

玄武岩

火山岩のうちで、二酸化珪素（SiO₂）に比較的乏しく、鉄、マグネシウムに富むもののこと。玄武岩質のマグマは、二酸化珪素含有量が低いため（50重量%程度）粘性が低く、比較的薄い溶岩流となりやすい。伊豆大島、富士山は玄武岩質マグマによって形成された火山の代表例である。

降下火碎物

火口から噴き上げられ、いったん上空まで運ばれた噴煙から降下した火碎物のこと。上空に噴き上げられた火碎物は、上層風に流されて火山の周辺や風下側に降下し、人々の生活や経済活動に大きな打撃を与える。「火山灰」、「噴石」を参照のこと。

降灰

火山灰・火山礫が降下する現象のこと。「火山灰」を参照のこと。

【さ】

山体崩壊

山体の一部が大規模に崩壊する現象。一般に、火山体は力学的に不安定な構造をもつために、噴火や地震に伴って生じることがある。頻度としては少ないが、大規模な破壊を伴うため、防災上注目されている。1888年磐梯山や1980年アメリカのセントヘレンズ火山で大規模な山体崩壊が発生した。

水蒸気噴火

地下に閉じこめられた高温・高圧の熱水が急激な減圧や温度上昇によって不安定化し、急激に水蒸気化して体積膨張することにより、爆發現象が生じ、周囲の岩石を破碎、放送出する。放出物にはマグマ由来の岩石を含まない。

スコリア

火碎物の一種。多孔質で暗色、鉄・マグネシウムに富むものをいう。

ストロンボリ式噴火

比較的短い間隔で、周期的に火口からマグマの破片や火山弾などを放送出する噴火の様式。流動性の大きい玄武岩質マグマの活動に伴うことが多い。地中海に浮かぶストロンボリ火山の噴火様式に由来する。

スパター

火山弾の一種。火口から放出された溶岩片が未固結のまま火口周辺に着地集積したもの。

成層火山

中心火口から噴出した火碎物と溶岩との累積によって生じた火山。富士山のような大型の円錐形火山の多くは成層火山である。

側火山

成層火山の山腹など、山頂火口から離れたところに噴出した小型の火山。かつては「寄生火山」とも呼ばれた。

【た】

タフリング（マール、凝灰岩リング）、タフコーン（マール、火山灰丘）

マグマ水蒸気噴火のような浅所での爆発的な噴火によって生じた火口。

水蒸気噴火又はマグマ水蒸気噴火によって形成された円形の火口。火口周辺にほとんど堆積物がないものをマール、火口周辺の堆積物の高さが低く扁平なものをタフリング、高さが比較的高く急峻なものをタフコーンと呼ぶ。

地殻変動

地殻が隆起、沈降、傾斜、伸縮などの変動を起こすこと。例えば、広範囲に隆起沈降が認められた例が多い。また、火山活動に伴い、異常な地殻変動が観測されることも多い。

地磁気

磁石としての地球の性質と、それが作り出す磁場を「地磁気」という。玄武岩は鉄分がある鉱物を比較的多量に含んでいるので、玄武岩質火山は磁気の強さが大きい。600°C位に熱せられると、強磁性鉱物は磁性を失う。また、地下に力が作用して岩石がひずむと、ピエゾ磁気が発生して地磁気の値が変化する。玄武岩質火山では、地磁気の変化は長期的噴火予知に重要である。

泥流

「土石流」とほぼ同じ。「土石流」を参照のこと。

テフラ

火山噴火によって大気中に噴出され、地表に堆積した降下火山碎屑物の総称。

土石流

山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されるものという。火山灰が山腹斜面に堆積すると、少量の降雨でも土石流が発生することがある。ときには時速60kmを超える速度で流れ下るため、家や橋を破壊する力が大きい。土木の分野では、噴火とほぼ同時に発生する水にほぼ飽和した土砂の流れを「火山泥流」、噴火後に降雨等で発生する土砂の流れを「土石流」と呼ぶことが多い。火山学の分野では、これらを区別せずに「土石流」と呼ぶが、最近ではインドネシア語に由来する「ラハール」と呼ぶことが多くなった。

【は】

プリニー式噴火

大量の軽石や火山灰が火山ガスとともに垂直に噴き上げられる大規模な噴火で、高度10km以上にも達する噴煙柱が特徴的である。通常、噴煙柱は数時間から数十時間程度継続する。やや規模の小さなものは「準プリニー式噴火」と呼ばれる。噴煙柱の崩壊によって火碎流が発生するおそれがあり、広範囲での避難等が必要である。なお、西暦79年、イタリア南部のベスピオ火山噴火中に難民の救援に向かう途中で急死した博物学者でローマ帝国提督大プリニウス及び、噴火の様子を科学的に詳細に記述した小プリニウスの名に由来する（ブリタニア国際大百科事典による）。

プレートテクトニクス

地球表層の厚さ数十kmの部分は、その下より固い（ゆで卵の白身を覆う殻に似る）。この殻は全地表で十数個のブロックに分かれ、各ブロックは剛体的で変形しないので「プレート（板）」と呼ばれる。各プレートは相対的に運動していて、プレート同士の境界で地震・火山活動ほか、各種の地殻変動を起こす。このような考え方全体を「プレートテクトニクス（プレート構造論）」という。

噴煙

火山ガス、火山灰及び小さな噴石などが濃集し、煙状を呈したもの。また、火山噴火の際に、火口から直接立ち上る噴煙を、特に「噴煙柱」という。白色噴煙は水蒸気、火山ガスのみからなるため、火口から高く立ち上っても噴火とは言わないが、有色噴煙は火山灰などの固形物を含むため、これが確認される場合は噴火が生じていることになる。

噴火

火口から火山灰等の固形物や溶岩を火口外へ放出する現象

噴気

火口や岩石の割れ目などの隙間（噴気孔）から、噴出している水蒸気、火山ガス、又はその噴出している状態

噴出率（噴出レート）

単位時間当たりに噴出する溶岩・火碎物の体積のこと。

噴石（大きな噴石・小さな噴石）

気象庁は、火口から放出される比較的大きなマグマ片、岩石の破片のことを「噴石」と呼ぶ。明確なサイズの規定はないが、火山灰よりも粗粒で、当たると怪我や死に至るおそれのあるものを指している。このうち、直径数十cm以上の噴石は大気による抵抗をあまり受けずに、火口から弾道を描いて飛来し、着弾時に地面にクレーターを作るなど多大な被害をもたらす可能性があるため「大きな噴石」として区別している。ハザードマップなどに「噴石の到達範囲」などと書かれている場合は、多くの場合、この「大きな噴石の到達範囲」のことである。一方、こぶし大程度の噴石は、いったん噴煙とともに上空に運ばれ、その後風に流れされ、遠方まで運ばれて降下することがある。気象庁では、このような噴石を「小さな噴石」と呼ぶ。この場合は密度にもよるが、火口から10km以上の遠方まで達することがある。小さいとは言え、上空から落下してくるものなので、毎秒10m程度の落下速度となることもあり、当たり所が悪ければ、人命にかかる。このような「小さな噴石」が噴石の到達範囲外でも落下があるので、風下側では遠方でも注意が必要である。

噴石丘

「火碎丘」にほぼ同じ。「火碎丘」を参照のこと。

放射性炭素年代

生物遺体中の放射性炭素¹⁴C濃度が、生物の死後、時間とともに減少することを利用した年代測定法。現在から数万年前までの間の年代測定法として広く利用される。

【ま】

マール

「タフリング、タフコーン」を参照のこと。

マグマ

地下に存在する溶融状態にある岩石物質で、おもに溶融した珪酸塩の液体からなり、少量の造岩鉱物と揮発性成分を含む。なお、マグマが地表にあらわれたものを「溶岩」ということもある。

マグマ貫入

マグマの圧力の急増等により、地殻内のマグマが周辺岩体の内部に入り込むこと。

マグマ水蒸気噴火

高温のマグマが地表や地下にある水、あるいは海水と接触し、マグマの熱により、急速に多量の水蒸気を発生させマグマとともに噴出する爆発的噴火。深海底の噴火では高い水圧のために爆発的にならないが、水深数百mより浅い海底での噴火の場合、マグマ水蒸気噴火となることが多い。

マグマ溜り

火山体の地下にあって、相当量のマグマが蓄えられている所。マグマと周囲の岩盤との密度のつり合いのために、一定深度に停滞すると考えられている。通常、火山の直下、数kmから10km程度の深さにあり、噴火に際しては、そこからマグマが地表に移動・噴出すると考えられている。

マグマ噴火

マグマそのものが噴出する噴火

鳴動

火口又はその付近に音源を持つ連続的な音響で、特に火山活動に関連して起きるもの。時には震動を伴うこともある。

【や】

溶岩

マグマが地表に噴出し流れ出た流体を指すこともあるが、それが固化した岩石も指す。溶岩の流れのことを「溶岩流」といい、噴出率、化学組成、温度、流下場所の地形により流れ方や速度が変わる。

溶岩噴泉

粘性の低い溶岩を火口から噴水のように噴き上げる噴火。噴泉の高さは数百mに達することもある。ハワイやアイスランドなど玄武岩質の火山に多く見られる。割れ目噴火の際に割れ目火口沿いに長く伸びる溶岩噴泉を「火のカーテン」と呼ぶ。

【わ】

割れ目噴火

地表に生じた細長い割れ目（割れ目火口）から噴出する噴火。割れ目の長さは数百m以上に達することもある。1983年10月、三宅島の南西山腹で、また1986年11月、伊豆大島火山のカルデラ床や外輪山斜面で発生した。

(参考)

- ・火山防災マップ作成指針（内閣府等、平成25年3月）
- ・火山噴火災害危険区域予測図作成指針（国土庁、平成4年）
- ・火山活動解説資料（web版）「火山」の用語に関する解説（気象庁）
- ・地震及び火山噴火予知のための観測研究計画（文部科学省、平成23年度年次報告）
- ・伊豆諸島における火山噴火の特質等に関する調査・研究報告書（東京都防災会議、平成2年5月）
- ・東京都地域防災計画、火山編（東京都防災会議、平成30年修正）
- ・地学事典、新版（地学団体研究会編、平成8年10月、平凡社）
- ・ブリタニカ国際大百科事典、小項目電子辞書版（ブリタニカジャパン株式会社、平成27年）